

まとめ資料比較表 〔技術的能力 1.0.8 自然災害等の影響によりプラントの原子炉安全に影響を及ぼす可能性がある事象の対応について〕

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20 版)	東海第二発電所 (2018.9.18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>添付資料 1.0.8</p> <p><u>柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉</u></p> <p><u>大津波警報発令時の原子炉停止操作等について</u></p> <p>&lt; 目次 &gt;</p> <p>1. 太津波警報発令時の原子炉停止の考え方と対応.. 1.0.8-1      2. 体制の整備..... 1.0.8-1      3. その他..... 1.0.8-1      (1) 海水ポンプの防護対策..... 1.0.8-1      (2) 建屋の浸水防護対策..... 1.0.8-2      (3) 基準津波を超える津波に対する対策..... 1.0.8-2</p> <p>第1表 津波警報・注意報の種類について..... 1.0.8-3      第1図 気象庁が定める津波予報区..... 1.0.8-4</p>	<p>添付資料 1.0.8</p> <p>東海第二発電所</p> <p>自然災害等の影響によりプラントの原子炉安全に影響を及ぼす可能性がある事象の対応について</p> <p>&lt;目 次&gt;</p> <p>1. 「大津波警報」発表時の対応..... 1.0.8-1      (1) 津波発生時の対応について..... 1.0.8-1      (2) 体制の整備..... 1.0.8-2      (3) その他..... 1.0.8-3</p> <p>2. 火山の影響による降下火砕物の対応..... 1.0.8-5      (1) 降下火砕物に対する対応について..... 1.0.8-5</p> <p>第1.0.8-1 表 津波警報・注意報の種類について... 1.0.8-10      第1.0.8-1 図 気象庁が定める津波予報区..... 1.0.8-8      第1.0.8-2 図 要員の移動経路図 ..... 1.0.8-9</p>	<p>添付資料 1.0.8</p> <p>島根原子力発電所 2号炉</p> <p>自然災害等の影響によりプラントの原子炉安全に影響を及ぼす可能性がある事象の対応について</p> <p>&lt; 目 次 &gt;</p> <p>1. 「大津波警報」発表時の対応..... 1.0.8-1      (1) 津波発生時の対応について..... 1.0.8-1      a. 発電所近傍で大きな地震が発生した場合の対応.. 1.0.8-1      b. 大津波警報発表時の対応..... 1.0.8-1      (2) 体制の整備..... 1.0.8-2      (3) その他..... 1.0.8-2      a. 海水ポンプの防護対策..... 1.0.8-2      b. 建物の浸水防護対策..... 1.0.8-2      c. 基準津波を超える津波に対する対策..... 1.0.8-3</p> <p>2. 火山の影響による降下火砕物の対応..... 1.0.8-3      (1) 降下火砕物に対する対応について..... 1.0.8-3      a. 通常時の対応..... 1.0.8-3      b. 近隣火山の大規模な噴火兆候がある場合..... 1.0.8-3      c. 近隣火山の大規模な噴火が発生した場合又は敷地内に降下火砕物が降り積もる状況となった場合..... 1.0.8-3</p> <p>第1表 津波警報・注意報の種類について..... 1.0.8-5      第1図 気象庁が定める津波予報区..... 1.0.8-6      第2図 要員の移動経路図..... 1.0.8-7</p>	<p>・審査基準改正に伴う相違  <b>【柏崎 6/7】</b>      島根 2号炉は、審査基準改正に伴い、降下火砕物の対応について記載</p> <p>・記載表現の相違  <b>【柏崎 6/7】</b>      島根 2号炉は、目次に詳細項目を記載していない</p> <p>・審査基準改正に伴う相違  <b>【柏崎 6/7】</b>      島根 2号炉は、審査基準改正に伴い、降下火砕物の対応について記載</p> <p>・記載方針の相違  <b>【柏崎 6/7】</b>      島根 2号炉は退避する要員の移動経路図を記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>柏崎刈羽原子力発電所では、自然災害等の影響によりプラントの原子炉安全に影響を及ぼす可能性がある事象（以下、「前兆事象」という。）について、前兆事象として把握ができるか、重大事故等を引き起こす可能性があるかを考慮して、設備の安全機能の維持並びに事故の未然防止対策をあらかじめ検討しておき、前兆事象を確認した時点で事前の対応ができる体制及び手順を整備している。</p> <p>本資料では、前兆事象を確認した時点での事前対応の1例として「大津波警報」発令時の対応について示す。</p> <p>1. 大津波警報発令時の原子炉停止の考え方と対応</p> <p>柏崎刈羽原子力発電所では安全対策を幾重にも講じているものの、津波の対応については、プラントが被災して機器・電源が使用不能になることを想定し、被災前にプラントを停止するとともに、燃料の崩壊熱を除去することで、炉心損傷に至るまでの時間を延長し、被災後の対応時間に余裕を持たせることが重要である。</p> <p>津波の規模と発電所への影響として、引き波による除熱喪失のリスクがあること、また、発電所近くが震源の場合、発生した津波の波高等確認する時間的余裕がないことや発電所</p>	<p>東海第二発電所では、自然災害等の影響によりプラントの原子炉安全に影響を及ぼす可能性がある事象（以下「前兆事象」という。）について、前兆事象として把握ができるか、重大事故等を引き起こす可能性があるかを考慮して、設備の安全機能の維持及び事故の未然防止対策をあらかじめ検討しておき、前兆事象を確認した時点で事前の対応ができる体制及び手順を整備する。</p> <p>前兆事象として纏める自然災害は、津波、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響及び森林火災を想定する。</p> <p>本資料では、前兆事象を確認した時点での事前対応の例として「大津波警報」発表時の対応及び火山の影響による降下火砕物の対応について整備する。</p> <p>1. 「大津波警報」発表時の対応</p> <p>(1) 津波発生時の対応について</p> <p>東海第二発電所では、津波に対して防潮堤（T.P.+20.0m～T.P.+18.0m）を設置するなど安全対策を幾重にも講じるもの、津波の対応については、プラントが被災して機器・電源が使用不能になることを想定し、被災前にプラントを停止するとともに、燃料の崩壊熱を除去することで、炉心損傷に至るまでの時間を延長し、被災後の対応時間に余裕を持たせることが重要である。</p> <p>津波の規模と発電所への影響として、引き波による除熱喪失のリスクがあること、また、発電所近くが震源の場合、発生した津波の波高等確認する時間的余裕がないことや発電所</p>	<p>島根原子力発電所では、自然災害等の影響によりプラントの原子炉安全に影響を及ぼす可能性がある事象（以下「前兆事象」という。）について、前兆事象として把握できるか、重大事故等を引き起こす可能性があるかを考慮して、設備の安全機能の維持及び事故の未然防止対策をあらかじめ検討しておき、前兆事象を確認した時点で事前の対応ができる体制及び手順を整備する。</p> <p>前兆事象として纏める自然災害は、津波、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷及び火山の影響を想定する。</p> <p>本資料では、前兆事象を確認した時点での事前対応の例として「大津波警報」発表時の対応及び火山の影響による降下火砕物の対応について整備する。</p> <p>1. 「大津波警報」発表時の対応</p> <p>(1) 津波発生時の対応について</p> <p>島根原子力発電所では、津波に対して防波壁（EL15.0m）を設置するなど安全対策を幾重にも講じるもの、津波の対応については、プラントが被災して機器・電源が使用不能になることを想定し、被災前にプラントを停止するとともに、燃料の崩壊熱を除去することで、炉心損傷に至るまでの時間を延長し、被災後の対応時間に余裕を持たせることが重要である。</p> <p>津波の規模と発電所への影響として、引き波による除熱喪失のリスクがあること、また、発電所近傍が震源の場合、発生した津波の波高等を確認する時間的余裕がないことや発電所</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事象想定の相違</li> </ul> <p>【東海第二】</p> <p>島根2号炉は、風（台風）についても事前の対応を実施する事象と整理</p> <p>また、森林火災の出火原因となるのは人為によるものが大半であることを考慮し、森林火災について人為事象として整理していることから記載していない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査基準改正に伴う相違</li> </ul> <p>【柏崎6/7】</p> <p>島根2号炉は、審査基準解析に伴い、降下火砕物の対応について記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>遠方の津波では、波高等の予測精度が低下する可能性があること等を考慮し、対応に必要な時間余裕の確保の観点から、気象庁が定めている津波予報区のうち、第1図に示す発電所を含む区域である「新潟県上中下越」区域に対し、第1表に示す発表基準に従い気象庁から大津波警報が発令された場合、<u>具体的な予想波高の発表を待たず、発電用原子炉を停止する。</u></p> <p>また、所員の高台への避難及び扉の閉鎖を行い、津波監視カメラ及び取水槽水位計による津波の継続監視を行う。</p>	<p>遠方の津波では、波高等の予測精度が低下する可能性があること等を考慮し、対応に必要な時間余裕の確保の観点から、以下の対応を実施する。</p> <p>a. 発電所近傍で大きな地震が発生した場合の対応 発電所近傍で大きな地震が発生した場合は、原子炉が自動で停止していることを確認し、発電所構内に避難指示を行うとともに、津波に関する情報収集並びに潮位計、取水ピット水位計及び津波・構内監視カメラによる津波の監視を行う。</p> <p>b. 大津波警報発表時の対応 気象庁が定めている津波予報区のうち、第1.0.8-1図に示す発電所を含む区域である「茨城県」区域に対し、第1.0.8-1表に示す発表基準に従い気象庁から大津波警報が発表された場合の対応として、以下の対応を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電所構内に避難指示を行う。</li> <li>・原則として原子炉停止操作を開始する。</li> </ul> <p>ただし以下の場合は除く。</p> <p>(a)大津波警報が誤報であった場合。</p> <p>(b)発電所から遠方で発生した地震に伴う津波であって、津波が到達するまでの間に大津波警報が解除又は見直された場合。</p> <p>なお、津波注意報及び津波警報発表時は、津波に関する情報収集並びに津波・構内監視カメラ及び取水ピット水位計による津波の監視を行い、引き波により取水ピット水位が<u>循環水ポンプの取水可能下限水位 (T.P. -1.59m : 設計値)</u>まで低下した場合等、原子炉の運転継続に支障がある場合に、原子炉を手動停止する。</p>	<p>とや発電所遠方の津波では、波高等の予測精度が低下する可能性があること等を考慮し、対応に必要な時間余裕の確保の観点から、以下の対応を実施する。</p> <p>a. 発電所近傍で大きな地震が発生した場合の対応 発電所近傍で大きな地震が発生した場合は、原子炉が自動で停止していることを確認し、発電所構内に避難指示を行うとともに、津波に関する情報収集並びに取水槽水位及び津波監視カメラによる津波の監視を行う。</p> <p>b. 大津波警報発表時の対応 気象庁が定めている津波予報区のうち、第1図に示す発電所を含む区域である「島根県 出雲・石見」区域に対し、第1表に示す発表基準に従い気象庁から大津波警報が発表された場合の対応として、以下の対応を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電所構内に避難指示を行う。</li> <li>・原子炉停止操作を開始する。</li> </ul> <p>ただし、以下の場合は除く。</p> <p>①大津波警報が誤報であった場合。</p> <p>②発電所から遠方で発生した地震に伴う津波であって、津波が到達するまでの間に大津波警報が解除又は見直された場合。</p> <p>なお、津波注意報及び津波警報発表時は、津波に関する情報収集並びに津波監視カメラ及び取水槽水位計による津波の監視を行い、引き波により取水槽水位が-2.0mまで低下した場合等、原子炉の運転継続に支障がある場合に、原子炉を手動停止する。</p>	<p>・運用の相違 【柏崎 6/7】 原子炉停止操作の相違</p> <p>・運用の相違 【東海第二】 島根 2号炉は、大津波警報発令で原子炉停止操作を開始する運用</p> <p>・運用の相違 【東海第二】 島根 2号炉は、復水器での原子炉除熱確保のため、循環水ポンプ停止 (-3.0m) 前に、原子炉を停止する運用</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>2. 体制の整備</u></p> <p>大津波警報が発令された場合、<u>原子力警戒態勢</u>を発令し、緊急時対策要員を非常<u>召集</u>することにより、速やかに重大事故等対策を実施できる体制を整える。</p> <p><u>なお、作業を実施する際は、津波を考慮して、安全なルートを選定する。</u></p>	<p>(2) 体制の整備</p> <p>大津波警報が発表された場合、<u>警戒事態</u>を発令し、災害対策本部要員を非常招集することにより、速やかに重大事故等対策を実施できる体制を整える。</p> <p>また、<u>発電所構内に常駐している災害対策要員のうち運転班の要員は、中央制御室に直接向かい、その他の要員は、緊急時対策所に向かう。</u></p> <p>なお、移動経路は津波を考慮し、安全なルートを選定して移動する。移動時間は最長でも約15分で移動ができる。主な移動経路を第1.0.8-2図に示す。</p>	<p>(2) 体制の整備</p> <p>大津波警報が発表された場合、<u>緊急時警戒体制</u>を発令し、緊急時対策要員を非常<u>召集</u>することにより、速やかに重大事故等対策を実施できる体制を整える。</p> <p><u>なお、移動経路は津波を考慮し、安全なルートを選定して移動する。移動時間は最長でも約10分で移動ができる。</u></p> <p><u>主な移動経路を第2図に示す。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載方針の相違</li> </ul> <p><b>【柏崎 6/7】</b></p> <p>島根2号炉は、要員の移動ルートについて記載</p>
<p><u>3. その他</u></p> <p><u>柏崎刈羽原子力発電所における基準津波の遡上波による発電所遡上域の最高水位はT.M.S.L.+8.3mと評価しており、敷地高さ(T.M.S.L.+12.0m)までは到達しないものの津波に対し、以下の対策を講じている。</u></p> <p><u>(1) 海水ポンプの防護対策</u></p> <p>海水ポンプが設置されているタービン建屋海水熱交換器区域は、取水路、放水路等の経路から津波の流入を防止する観点で、浸水防止設備(取水槽<u>閉止板</u>)を設置する。</p>	<p>(3) その他</p> <p><u>東海第二発電所の設計基準上の津波遡上高さはT.P.+17.1m(防潮堤前面での最高水位)と評価しており、防潮堤(高さT.P.+20.0m～T.P.+18.0m)を越波しないものの、津波に対し、以下の対策を講じる。</u></p> <p>a. 海水ポンプ室の防護対策</p> <p><u>非常用ディーゼル発電機及び残留熱除去系の海水ポンプが設置されている海水ポンプ室は、取水ピットからの津波の流入を防止する観点で、海水ポンプのグランドドレン配管からの流入防止対策として当該配管に逆流弁を設置するとともに、貫通部の止水対策を実施する。</u></p>	<p>(3) その他</p> <p><u>島根原子力発電所の敷地前面における基準津波の最高水位はEL11.8mと評価しており、防波壁(高さEL15.0m)を越波しないものの、津波に対し、以下の対策を講じている。</u></p> <p>a. 海水ポンプの防護対策</p> <p><u>海水ポンプが設置されている海水ポンプエリアは、取水路、放水路等の経路からの津波の流入を防止する観点で津波防護施設(防水壁(除じん機エリア))、浸水防止設備(取水槽床ドレン逆止弁等)を設置する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準津波の相違</li> </ul> <p><b>【柏崎 6/7】</b></p> <p>島根2号炉及び東海第二は、基準津波が敷地レベルを超えるため、敷地への流入防止対策を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備の相違</li> </ul> <p><b>【柏崎 6/7, 東海第二】</b></p> <p>津波に対する防護対策の相違</p>

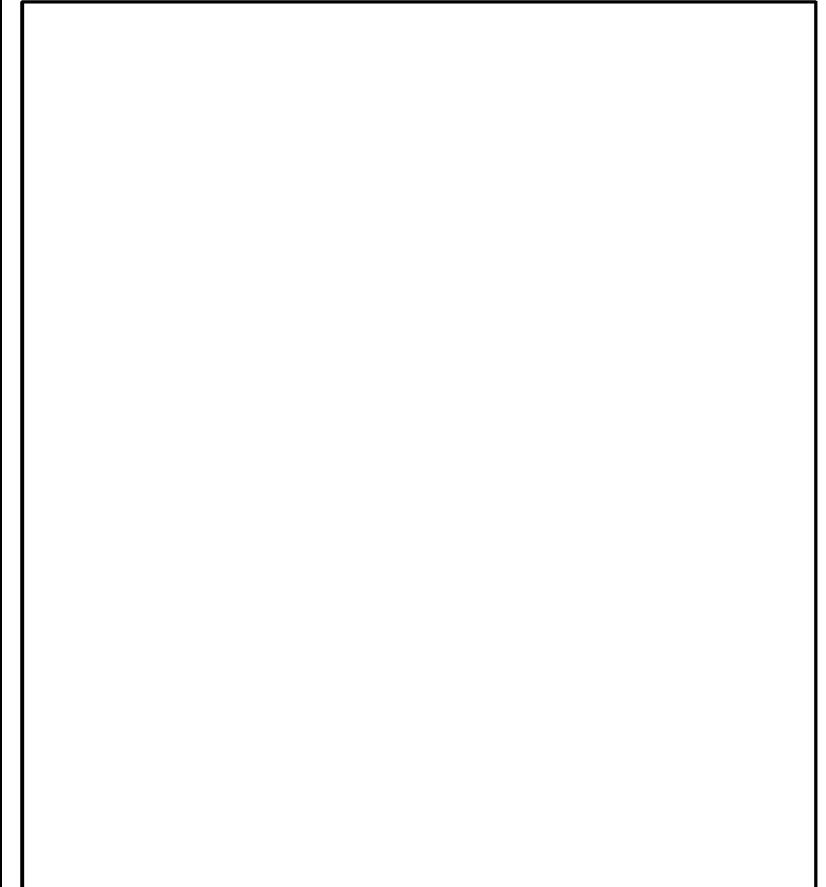
柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(2) 建屋の浸水防護対策</p> <p>タービン建屋内で地震により循環水配管が破損し、津波が流入することを想定し、浸水防止設備（水密扉）の設置や境界部の配管貫通部の止水対策を実施することにより、<u>浸水防護重点化範囲（原子炉建屋、タービン建屋海水熱交換器区域等）</u>への浸水を防止する。</p> <p>水密扉は原則閉運用としており、更に開放時に現場でブザー等による注意喚起を行い閉止忘れ防止を図っている。なお、資機材の運搬や作業に伴い、水密扉を連続開放する必要がある場合は、大津波警報の情報が得られ次第、速やかに扉を閉める運用としている。</p> <p>また、水密扉の開閉状態が確認できる監視設備を設置しており、開状態の水密扉があった場合、運転員はその状況を速やかに認知し、閉することが可能である。</p> <p>これ以外にも、海水貯留堰を設置することにより、引き波時において、原子炉補機冷却海水ポンプによる原子炉補機冷却に必要な海水を確保し、原子炉補機冷却海水ポンプの機能を保持する。さらに、津波監視カメラ及び取水槽水位計による津波の監視を継続する。</p> <p>(3) 基準津波を超える津波に対する対策</p> <p>基準津波を超える津波に対しても、防潮堤(T.M.S.L.+15.0m)の設置、原子炉建屋、タービン建屋等の水密化、特に重要な安全機能を有する施設を内包する重要区画の水密化、排水設備の設置等、更なる信頼性向上の観点から自主的な対策を実施している。</p>	<p>b. 建屋の浸水防止対策</p> <p>タービン建屋内で地震により循環水配管が破損し、津波が流入することを想定し、浸水防止設備（水密扉）の設置や境界部の配管貫通部の止水対策を実施することにより、<u>浸水防護重点化範囲（原子炉建屋）</u>への浸水を防止する。</p> <p>なお、水密扉は原則閉運用とし、更に開放時に現場でブザー等による注意喚起を行い閉止忘れ防止を図る。</p> <p>また、水密扉の開閉状態が確認できる監視設備を設置し、開状態の水密扉があった場合、<u>当直運転員は、その状況を速やかに認知し、建屋の内側から手動にて閉止する。</u></p> <p>c. 引き波時の非常用の海水ポンプの機能保持対策</p> <p>引き波時において、非常用の海水ポンプによる冷却に必要な海水を確保するため、取水口前面に貯留堰を設置する。さらに、<u>潮位計、取水ピット水位計及び津波・構内監視カメラ</u>による津波の監視を継続する。</p> <p>d. 基準津波を超える津波に対する対策</p> <p>基準津波を超える津波（以下「敷地に遡上する津波」という。）に対しては、緊急用海水系の設置による冷却機能を強化するとともに、原子炉建屋等の水密化、重要区画の水密化、排水設備の設置等、更なる信頼性向上の観点から対策を実施する。</p> <p>また、水密扉の対策は、「b. 建屋の浸水防止対策」と同様とする。</p>	<p>b. 建物の浸水防護対策</p> <p>タービン建物内で地震により海水系配管が破損し、津波が流入することを想定し、浸水防止設備（水密扉）の設置や境界部の貫通部の止水対策を実施することにより、<u>浸水防護重点化範囲（原子炉建物、廃棄物処理建物等）</u>への浸水を防止する。</p> <p>水密扉は原則閉運用としており、更に開放時に現場でブザー等による注意喚起を行い閉止忘れ防止を図っている。なお、資機材の運搬や作業に伴い、水密扉を連続開放する必要がある場合は、大津波警報の情報が得られ次第、速やかに水密扉を閉める運用としている。</p> <p>また、水密扉の開閉状態を確認できるよう監視設備を設置しており、開状態の水密扉があった場合、<u>運転員は、その状況を速やかに認知し、閉することが可能である。</u></p> <p>これ以外にも、原子炉補機海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機海水ポンプを長尺化することにより、引き波時においても、必要な海水を確保できる設計とする。さらに、<u>津波監視カメラ及び取水槽水位計</u>による津波の監視を継続する。</p> <p>c. 基準津波を超える津波に対する対策</p> <p>基準津波を超える津波に対しても、<u>防波壁（高さEL15.0m）</u>の設置、タービン建物外壁への水密扉の設置、屋外排水路の設置等、更なる信頼性向上の観点から<u>自主的な対策を実施している。</u></p> <p>また、取水槽は貯留構造となっており、基準津波を超える引き波に対しても、必要な海水を確保できる設計としている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違 【柏崎 6/7、東海第二】 循環水系配管以外の海水系配管（タービン補機海水系配管）も対象</li> <li>・防護範囲の相違 【柏崎 6/7、東海第二】 設備の配置の相違による防護範囲の相違</li> <li>・運用の相違 【東海第二】</li> <li>・設備の相違 【柏崎 6/7、東海第二】 島根2号炉は、ポンプを長尺化し、機能喪失しない設計</li> <li>・設備の相違 【柏崎 6/7、東海第二】 基準津波を超える津波に対する自主的な防護対策の相違</li> </ul>

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>e. 敷地に遡上する津波の手順書への影響</p> <p>重大事故等対応で使用する可搬型設備は、敷地に遡上する津波によって影響を受けない、敷地西側の高所の2箇所(T.P.+23m及びT.P.+25m)に設置する保管場所(西側及び南側保管場所)で保管する。</p> <p>また、常設代替高圧電源装置、西側淡水貯水設備及び高所接続口についても、敷地に遡上する津波の影響を受けないT.P.+11mの敷地に設置する。</p> <p>全交流動力電源喪失事象が発生した場合の可搬型設備を用いた原子炉注水、格納容器スプレイ及び使用済燃料プール注水の対応については、上記の対応に係る施設がT.P.+11mの敷地に設置されており、T.P.+11mの敷地での対応を優先して実施するため、敷地に遡上する津波による敷地の浸水の影響は受けない。</p> <p>その他の重大事故等対応要員による可搬型設備を用いた重大事故等対応(水源確保対応、格納容器内室素供給対応及び放射線測定対応)については、T.P.+8mの敷地の浸水が解消した後で、津波の監視を継続しながら、T.P.+8mの敷地での重大事故等対応を行う。</p> <p>2. 火山の影響による降下火砕物の対応</p> <p>(1) 降下火砕物に対する対応について</p> <p>東海第二発電所では、降下火砕物に備え、手順を整備し、以下のとおり段階的に対応することとしている。その体制については、火山事象等の自然災害に対し、保安規定に基づく保安管理体制として整備し、その中で体制の移行基準、活動内容についても明確にする。なお、多くの火山では、噴火前に、震源の浅い火山性地震の頻度が急増し、火山性微動の活動が始まるため、事前に対策準備が可能である。</p> <p>a. 通常時の対応</p> <p>火山の噴火事象発生に備え、担当箇所は降下火砕物の除去等に使用する資機材等(シャベル、ゴーグル及び防護マスク等)については、定期的に配備状況を確認する。</p>	<p>島根原子力発電所 2号炉</p> <p>・運用の相違 【東海第二】 島根2号炉は、重大事故等対応設備の有効性を確認するための事故シケンスの選定において、津波特有の事故シケンスを選定していない</p> <p>2. 火山の影響による降下火砕物の対応</p> <p>(1) 降下火砕物に対する対応について</p> <p>島根原子力発電所では、降下火砕物に備え、手順を整備し、以下のとおり段階的に対応することとしている。その体制については火山事象等の自然災害に対し、保安規定に基づく保安管理体制として整備し、その中で体制の移行基準、活動内容についても明確にする。なお、多くの火山では、噴火前に震源の浅い火山性地震の頻度が急増し、火山性微動の活動が始まるため、事前に対策準備が可能である。</p> <p>a. 通常時の対応</p> <p>火山の噴火事象発生に備え、担当箇所は降下火砕物の除去等に使用する資機材等(シャベル、ゴーグル及び防護マスク等)については、定期的に配備状況を確認する。</p>	<p>・審査基準改正に伴う相違 【柏崎6/7】 島根2号炉は、審査基準改正に伴い、降下火砕物の対応について記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>b. <u>近隣火山に噴火兆候がある場合</u></p> <p>近隣火山で噴火警戒レベル3（入山規制）、4（避難準備）となる引上げが発表され発電所において災害の発生のおそれがあると判断された場合、担当箇所は原子力防災管理者の承認を得た上で、監視強化準備体制※1を発令し、発電所の保安管理体制下において、火山情報等を把握し、連絡体制を強化（要員の確認）する。</p> <p>※1 監視強化体制の前段階として、前兆事象の影響により発生するおそれがある事象（倒壊・転倒・飛散等）の防止措置及び構内巡回等を行い、災害の発生を最小限に抑えるための措置を講じる体制。</p> <p>c. <u>降下火砕物の飛来のおそれがある場合</u></p> <p>近隣火山で噴火警戒レベル5（避難）が発表され発電所において災害の発生のおそれがあると判断された場合、原子力防災管理者は監視強化体制※2を発令し、発電所の各マネージャーは、発電所の保安管理体制下において、資機材の配備状況確認等に必要な要員を招集する。</p> <p>また、取水路前面にオイルフェンスを設置することで、取水路への降下火砕物の流入量を低減する、とともに屋外機器・建屋等の降下火砕物の除去のため、発電所内に保管しているスコップ、ほうき、マスク等の資機材の配備状況の確認を行う。</p> <p>※2 前兆事象の影響により発電所に災害が発生するおそれがあると判断した場合に発令し、必要に応じ災害対策要員及び資機材の確認、巡回等、適切な措置を講じる体制。</p> <p>d. <u>降下火砕物が堆積する状況となった場合</u></p> <p>降下火砕物が確認され、重要安全施設の安全機能を有する設備が損傷等により機能を失うおそれがある場合、原子力防災管理者は発生事象の災害区分を「警戒事態」とし、発電所警戒本部を設置する。</p>	<p>b. <u>近隣火山の大規模な噴火兆候がある場合</u></p> <p>発電所において災害の発生のおそれがあると判断される場合は、原子力防災管理者の指示のもと、担当箇所は、火山情報（火山の位置、噴火規模、風向、降灰予測等）を把握し、監視体制及び連絡体制を強化する。</p> <p>c. <u>近隣火山の大規模な噴火が発生した場合又は敷地内に降下火砕物が降り積もる状況となった場合</u></p> <p>担当箇所は、近隣火山において大規模な噴火が確認された場合又は原子力発電所敷地内で降灰が確認された場合に、関係箇所と協議のうえ、発電所対策本部の設置判断をする。</p> <p>空調換気設備の取替用フィルタの配備状況を確認するとともに、アクセスルート、屋外廻りの機器、屋外タンク、建物等の降下火砕物の除去のため、発電所内に保管しているホイールローダ、ショベル、マスク等の資機材の配備状況の確認を行う。</p> <p>プラントの機器、建物等の現在の状態（屋外への開口部が開放されていないか）を確認する。</p> <p>敷地内に降下火砕物が到達した場合には、降灰状況を</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載表現の相違</li> </ul> <p>【東海第二】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計条件の相違</li> </ul> <p>【東海第二】</p> <p>島根2号炉は、降下火砕物が海水中に降灰した際の設備への影響評価を行い影響がないことを確認。また、深層取水方式であり取水路への降下火砕物の流入量の低減は不要。なお、東海第二は、表層取水方式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載方針の相違</li> </ul> <p>【東海第二】</p> <p>島根2号炉は、c.にまとめて記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>発電所警戒本部の指揮の下、発電所及び屋外廻りの監視を強化する。また、屋外機器・建屋等の降下火砕物の除去を行うとともに、換気空調設備のフィルタを確認し、フィルタの取替、清掃を行う。</p> <p>さらに、降下火砕物により重要安全施設の安全機能を有する設備が損傷等により機能を失った場合、災害区分を「非常事態」に移行し、発電所災害対策本部を設置してその指揮の下、必要な処置を行う。</p> <p>なお、降下火砕物の影響により、プラントの原子炉安全に影響を及ぼす可能性がある場合は、原子炉を手動停止する。</p>	<p>把握する。</p> <p>プラント及び屋外廻りの監視を強化し、アクセスルート、屋外廻りの機器、屋外タンク、建物等の降下火砕物の除去を行うとともに、空調換気設備のフィルタ差圧を確認し、状況に応じてフィルタの取替え又は清掃等を行う。</p> <p>なお、降下火砕物の影響により、プラントの原子炉安全に影響を及ぼす可能性がある場合は、原子炉を手動停止する。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)			東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																												
第1表 津波警報・注意報の種類について			第1.0.8-1表 津波警報・注意報の種類について																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">発生基準</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">想定される被害と取るべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表 (津波の高さ予想の区分)</th> <th>巨大地震の場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。</td> <td>10m超 (10m&lt;予想高さ)</td> <td>巨大</td> <td>木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。</td> </tr> <tr> <td>10m (5m&lt;予想高さ≤10m)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5m (3m&lt;予想高さ≤5m)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。</td> <td>3m (1m&lt;予想高さ≤3m)</td> <td>高い</td> <td>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。</td> <td>1m (0.2m≤予想高さ≤1m)</td> <td>(表記しない)</td> <td>海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。</td> </tr> </tbody> </table>			種類	発生基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	10m (5m<予想高さ≤10m)			5m (3m<予想高さ≤5m)			津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。	第1表 津波警報・注意報の種類について		
種類	発生基準	発表される津波の高さ			想定される被害と取るべき行動																												
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表																														
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。																													
		10m (5m<予想高さ≤10m)																															
		5m (3m<予想高さ≤5m)																															
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。																													
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">想定される被害と取るべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表 (津波の高さ予想の区分)</th> <th>巨大地震の場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。</td> <td>10m超 (10m&lt;予想高さ)</td> <td>巨大</td> <td>木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。</td> </tr> <tr> <td>10m (5m&lt;予想高さ≤10m)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5m (3m&lt;予想高さ≤5m)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。</td> <td>3m (1m&lt;予想高さ≤3m)</td> <td>高い</td> <td>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。</td> <td>1m (0.2m≤予想高さ≤1m)</td> <td>(表記しない)</td> <td>海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。</td> </tr> </tbody> </table>			種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	10m (5m<予想高さ≤10m)			5m (3m<予想高さ≤5m)			津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。	出典：気象庁ホームページ「津波警報・注意報、津波情報、津波予報について」		
種類	発表基準	発表される津波の高さ			想定される被害と取るべき行動																												
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表																														
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。																													
		10m (5m<予想高さ≤10m)																															
		5m (3m<予想高さ≤5m)																															
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。																													
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。																													
第1図 気象庁が定める津波予報区			第1.0.8-1図 気象庁が定める津波予報区			第1図 気象庁が定める津波予報区																											
出典：気象庁ホームページ「津波予報区について」			出典：気象庁ホームページ「津波予報区について」			出典：気象庁ホームページ「津波予報区について」																											

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	 第1.0.8-2図 要員の移動経路図	 <u>第2図 要員の移動経路図</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載方針の相違</li> </ul> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>島根 2号炉は、要員の移動ルートについて記載</p>

実線・・設備運用又は体制等の相違（設計方針の相違）

波線・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

まとめ資料比較表〔技術的能力 1.0.9 重大事故等対策の対処に係る教育及び訓練について〕

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>添付資料 1.0.9 <u>柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉</u> 重大事故等対策の対処に係る教育及び訓練について &lt; 目 次 &gt;</p> <p>1. 基本となる教育 ······ 1.0.9-1 2. 運転員の教育及び訓練 ······ 1.0.9-5 3. 当直（運転員）を除く実施組織に対する教育及び訓練 ······ 1.0.9-5 4. 支援組織に対する教育及び訓練 ······ 1.0.9-5 5. 教育及び訓練計画の頻度の考え方 ······ 1.0.9-6 6. 教育及び訓練の効果の確認についての整理 ······ 1.0.9-6 7. 実務経験によるプラント設備への習熟 ······ 1.0.9-7 8. <u>自衛消防隊（当社社員以外）の教育及び訓練参加について</u> ······ 1.0.9-7 9. 本社の緊急時対策要員の教育及び訓練について ··· 1.0.9-8 第1表 重大事故等対策に関する教育及び訓練（運転員の主な教育内容） ······ 1.0.9-9</p>	<p>添付資料 1.0.9 <u>東海第二発電所</u> 重大事故等対策の対処に係る 教育及び訓練について &lt; 目 次 &gt;</p> <p>1. 基本となる教育及び訓練 ······ 1.0.9-1 2. 運転員に対する教育及び訓練 ······ 1.0.9-7 3. 当直（運転員）を除く実施組織に対する教育及び訓練 ······ 1.0.9-8 4. 支援組織に対する教育及び訓練 ······ 1.0.9-9 5. 教育及び訓練計画の頻度の考え方 ······ 1.0.9-9 6. 教育及び訓練の効果の確認についての整理 ······ 1.0.9-9 7. 実務経験によるプラント設備への習熟 ······ 1.0.9-11 8. <u>初期消火対応要員（当社社員以外）の教育及び訓練参加について</u> ······ 1.0.9-11 9. <u>本店（東京）の総合災害対策本部要員の教育及び訓練について</u> ······ 1.0.9-12 第1.0.9-1表 重大事故等対策に関する教育（運転員の主な教育内容） ······ 1.0.9-13</p>	<p>添付資料 1.0.9 <u>島根原子力発電所 2号炉</u> 重大事故等対策の対処に係る教育及び訓練について &lt; 目 次 &gt;</p> <p>1. 基本となる教育及び訓練 ······ 1.0.9-1 (1) <u>基本教育</u> ······ 1.0.9-1 a. <u>防災教育</u> ······ 1.0.9-1 b. <u>アクシデントマネジメント教育</u> ······ 1.0.9-2 (2) <u>原子力防災訓練</u> ······ 1.0.9-2 a. <u>要素訓練</u> ······ 1.0.9-3 b. <u>総合訓練</u> ······ 1.0.9-4 (3) <u>その他の教育及び訓練</u> ······ 1.0.9-5 2. <u>運転員に対する教育及び訓練</u> ······ 1.0.9-5 3. <u>当直（運転員）を除く実施組織に対する教育及び訓練</u> ······ 1.0.9-5 4. <u>支援組織に対する教育及び訓練</u> ······ 1.0.9-6 5. <u>教育及び訓練計画の頻度の考え方</u> ······ 1.0.9-6 6. <u>教育及び訓練の効果の確認についての整理</u> ······ 1.0.9-6 (1) <u>要員の力量管理並びに教育及び訓練の有効性評価</u> ······ 1.0.9-6 (2) <u>対応能力の向上</u> ······ 1.0.9-7 7. <u>実務経験によるプラント設備の習熟</u> ······ 1.0.9-7 8. <u>協力会社社員の教育及び訓練参加について</u> ······ 1.0.9-7 9. <u>本社の緊急時対策要員の教育及び訓練について</u> ······ 1.0.9-8 第1表 重大事故等対策に関する教育及<u>び訓練</u>（運転員の主な教育内容） ······ 1.0.9-9</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
第2表 重大事故等対策に関する教育及び訓練（実施組織（運転員を除く）の主な教育内容） ······ 1.0.9-11	第1.0.9-2表 重大事故等対策に関する教育（災害対策要員（当直（運転員）を除く）の主な教育内容） ······ 1.0.9-15	第2表 重大事故等対策に関する教育及び訓練（実施組織（運転員を除く）の主な教育内容） ······ 1.0.9-11	・体制の相違 【東海第二】 島根2号炉は、実施組織と支援組織に分割記載
第3表 重大事故等対策に関する教育及び訓練（支援組織の主な教育内容） ······ 1.0.9-12		第3表 重大事故等対策に関する教育及び訓練（支援組織の主な教育内容） ······ 1.0.9-12	
第4表 重大事故等対策に関する主な訓練 ······ 1.0.9-13	第1.0.9-3表 重大事故等対策に関する訓練（教育訓練項目と対象者及び訓練名の関係） ······ 1.0.9-17 第1.0.9-4表 重大事故等対策に係る教育訓練（技術的能力と教育訓練の関係） ······ 1.0.9-26	第4表 重大事故等対策に関する主な訓練 ······ 1.0.9-13	・記載方針の相違 【東海第二】 島根2号炉は、重大事故等対策に関する主な訓練について、技術的能力審査基準との対応を踏まえ、第4表で整理
第5表 教育及び訓練計画の頻度の考え方について ··· 1.0.9-19	第1.0.9-5表 教育及び訓練計画の頻度の考え方について ······ 1.0.9-67	第5表 教育及び訓練計画の頻度の考え方について ······ 1.0.9-33	
第6表 重大事故等に対処する要員の力量管理について ······ 1.0.9-20	第1.0.9-6表 重大事故等に係る発電所要員の力量管理について ······ 1.0.9-68	第6表 重大事故等に対処する要員の力量管理について ······ 1.0.9-34	
第7表 プラント設備の習熟のための保守点検活動 ··· 1.0.9-21	第1.0.9-7表 プラント設備への習熟のための保守点検活動 ······ 1.0.9-69	第7表 プラント設備の習熟のための保守点検活動 ······ 1.0.9-35	
補足1 要員の力量評価及び教育訓練の有効性評価について ······ 1.0.9-22	補足1 要員の力量評価及び教育訓練の有効性評価について ··· 1.0.9-70	補足1 要員の力量評価及び教育訓練の有効性評価について ······ 1.0.9-36	
補足2 社外評価に対するフィードバックについて ······ 1.0.9-24	補足2 社外評価に対するフィードバックについて ······ 1.0.9-72	補足2 社外評価に対するフィードバックについて ······ 1.0.9-38	
補足3 全交流動力電源喪失（SBO）環境下における操作項目の訓練実績について ······ 1.0.9-25		補足3 全交流動力電源喪失（SBO）環境下における操作項目の訓練実績について ······ 1.0.9-39	

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>重大事故等に対処する要員（緊急時対策要員、運転員及び自衛消防隊を含む全体をいう）は、常日頃から重大事故等時の対応のための教育及び訓練を実施することにより、事故対応に必要な力量の習得を行い、重大事故等時においても的確な判断のもと、平常心をもって適切な対応操作が行えるように準備している。また、当該の教育及び訓練については、保安規定及び保安規定に基づく社内マニュアルに基づいて実施しており、事故時操作の知識・技術の向上に努めている。</p> <p>福島第一原子力発電所の事故以降は、事故の教訓を踏まえ、緊急安全対策として整備してきた全交流動力電源喪失時における初動活動の訓練も継続的に実施してきている。具体的には、給水確保・電源確保の訓練、がれき撤去のための訓練等を必要な時間内に成立することの確認も含め、継続的に実施している。</p> <p>これらの教育及び訓練は、必要な資機材の運搬、操作手順に従い行うことを中心とし、更に各機器の取り扱いの習熟化を図っている。</p> <p>新規制基準として新たに要求された重大事故等対策に係る教育及び訓練については、保安規定及び保安規定に基づく社内マニュアルに適切に定め、知識・技能の向上を図るために定められた頻度、内容で実施し、必要に応じて手順等の改善を図り実効性を高めていくこととしており、教育及び訓練の状況は以下のとおりである。</p> <p>また、教育及び訓練の結果を評価し、継続的改善を図っていくこととし、各項で参照する表に記載の教育及び訓練についても、今後必要な改善、見直しを行っていくものである。</p> <p>なお、発電所対策本部の構成は添付資料1.0.10にて定義の通りで、自衛消防隊は緊急時対策要員と同等の教育及び訓練を実施するが、自衛消防隊のうち協力企業社員については業務委託契約に基づき実施する。</p>	<p>災害対策要員は、常日頃から重大事故等時の対応のための教育及び訓練を実施することにより、事故対応に必要な力量の習得を行い、重大事故等時においても的確な判断のもと、平常心をもって適切な対応操作が行えるように準備している。また、教育及び訓練については、東海第二発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）及び保安規定に基づく社内規程に基づいて実施しており、事故時操作の知識及び技術の向上に努めている。</p> <p>福島第一原子力発電所事故以降は、事故の教訓を踏まえた緊急安全対策を整備し、全交流動力電源喪失時における初動活動に備え各種訓練を継続的に実施してきている。具体的には、電源確保及び給水確保の訓練、瓦礫撤去のための訓練等を必要な時間内に成立することの確認も含め、継続的に実施している。</p> <p>これらの教育及び訓練は、必要な資機材の運搬、操作手順に従い行うことを中心とし、更に各機器の取扱いの習熟化を図っている。</p> <p>新規制基準として新たに要求された重大事故等対策に係る教育及び訓練については、保安規定及び保安規定に基づく社内規程に適切に定め、知識・技能の向上を図るために定められた頻度、内容で実施し、必要に応じて手順等の改善を図り実効性を高めていくこととしており、教育及び訓練の状況は以下のとおりである。</p> <p>なお、教育及び訓練の結果を評価し、継続的改善を図っていくこととし、各項で参照する表に記載の教育及び訓練についても、今後必要な改善、見直しを行っていくものである。</p>	<p>重大事故等に対処する要員（緊急時対策要員）は、常日頃から重大事故等時の対応のための教育及び訓練を実施することにより、事故対応に必要な力量の習得を行い、重大事故等時においても的確な判断のもと、平常心をもって適切な対応操作が行えるように準備している。また、教育及び訓練については、島根原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）及び保安規定に基づく社内規程に基づいて実施しており、事故時操作の知識及び技術の向上に努めている。</p> <p>東京電力福島第一原子力発電所事故以降は、事故の教訓を踏まえた緊急安全対策を整備し、全交流動力電源喪失時における初動活動に備え各種訓練を継続的に実施してきている。具体的には、電源確保及び給水確保の訓練、がれき撤去のための訓練等を必要な時間内に成立することの確認も含め、継続的に実施している。</p> <p>これらの教育及び訓練は、必要な資機材の運搬、操作手順に従い行うことを中心とし、更に各機器の取扱いの習熟化を図っている。</p> <p>新規制基準として新たに要求された重大事故等対策に係る教育及び訓練については、保安規定及び保安規定に基づく社内規程に適切に定め、知識及び技能の向上を図るために定められた頻度、内容で実施し、必要に応じて手順等の改善を図り実効性を高めていくこととしており、教育及び訓練の状況は以下のとおりである。</p> <p>また、教育及び訓練の結果を評価し、継続的改善を図っていくこととし、各項で参照する表に記載の教育及び訓練についても、今後必要な改善、見直しを行っていくものである。</p> <p>なお、緊急時対策本部の構成は添付資料1.0.10にて定義のとおりで、各要員の役割に応じた教育及び訓練を計画的に実施するが、緊急時対策要員のうち協力会社社員については業務委託契約に基づき実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制の相違</li> </ul> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>島根2号炉は、緊急時対策要員に運転員及び自衛消防隊を含む</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>体制の相違</li> </ul> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>協力会社社員適用範囲の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>1. 基本となる教育 (第1, 2, 3, 4表参照)</p> <p>(1) 基本教育 (第1, 2, 3表参照)</p> <p>a. 防災教育</p> <p>緊急事態応急対策等, 原子力防災対策活動に関する知識を深めるための教育を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「原子力防災組織及び活動に関する知識」</li> <p>緊急時対策要員に対して, 発電所内外で行われる活動を踏まえて, 各自分が実施すべき活動を教育する。</p> </ul> <p>・「放射線防護に関する知識」</p> <p>緊急時対策要員のうち技術系所員に対して, 放射線の人体に及ぼす影響, 放射線の測定と防護等に関する教育を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「放射線及び放射性物質の測定方法並びに機器を含む防災対策上の諸設備に関する知識」</li> <p>緊急時対策要員のうち保安班の要員に対して, 測定対象に応じた放射線測定器の特徴及びその原理, 放射線測定器の取扱に関する教育を実施する。</p> </ul>	<p>1. 基本となる教育及び訓練 (第1.0.9-1~3表参照)</p> <p>災害対策要員に対する教育及び訓練については, 机上教育にて重大事故の現象に対する幅広い知識を付与するため, アクシデントマネジメントの概要について教育するとともに, 役割に応じて重大事故等時の原子炉施設の挙動等の教育を実施する。</p> <p>これら基本となる教育を踏まえ, 原子炉施設の冷却機能の回復のために必要な電源確保及び可搬型設備を使用した給水確保等の対応操作を習得することを目的に, 手順や資機材の取扱い方法等の要素訓練を年1回以上実施する。また, 実施組織及び支援組織の実効性等を総合的に確認するための発電所総合訓練を年1回以上実施する。</p> <p>(1) 教育 (第1.0.9-1表, 第1.0.9-2表参照)</p> <p>a. 防災教育</p> <p>緊急事態応急対策等, 原子力防災対策活動に関する知識を深めるための教育を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「原子力防災体制, 組織及び地域防災計画に関する知識」</li> <p>災害対策要員に対して, 原子力防災組織の構成, 各班の職務を踏まえて, 各自分が実施すべき活動について教育する。</p> </ul> <p>・「放射線防護に関する知識」</p> <p>災害対策要員に対して, 放射線の人体に及ぼす影響, 放射線防護等に関する知識について教育する。</p> <p>・「放射線及び放射性物質の測定機器並びに測定方法を含む防災対策上の諸設備に関する知識」</p> <p>災害対策要員のうち広報班を除く要員に対して, 測定機器の用途, 測定方法, 機器の取扱いに関する知識について教育する。</p>	<p>1. 基本となる教育及び訓練 (第1, 2, 3, 4表参照)</p> <p>緊急時対策要員に対する教育及び訓練については, 机上教育にて重大事故の現象に対する幅広い知識を付与するため, アクシデントマネジメントの概要について教育するとともに, 役割に応じて重大事故等時の発電用原子炉施設の挙動等の教育を実施する。</p> <p>これら基本となる教育を踏まえ, 発電用原子炉施設の冷却機能の回復のために必要な電源確保及び可搬型重大事故等対処設備を使用した給水確保等の対応操作を習得することを目的に, 手順や資機材の取扱い方法等の要素訓練を年1回以上実施する。また, 実施組織及び支援組織の実効性等を総合的に確認するための総合訓練を年1回以上実施する。</p> <p>(1) 基本教育 (第1, 2, 3表参照)</p> <p>a. 防災教育</p> <p>緊急事態応急対策等, 原子力防災対策活動に関する知識を深めるための教育を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「原子力防災体制, 組織及び活動に関する知識」</li> <p>緊急時対策要員に対して, 原子力防災組織の構成, 各班の職務を踏まえて, 各自分が実施すべき活動について教育する。</p> </ul> <p>・「放射線防護に関する知識」</p> <p>緊急時対策要員に対して, 放射線の人体に及ぼす影響, 放射線防護等に関する知識について教育する。</p> <p>・「放射線及び放射性物質の測定機器並びに測定方法を含む防災対策上の諸設備に関する知識」</p> <p>緊急時対策要員のうち放射線管理班の要員に対して, 測定機器の用途, 測定方法, 機器の取扱いについて教育する。</p>	<p>・記載方針の相違 【東海第二】 島根2号炉は, 原子力防災対策活動に関する知識の中で, 地域防災計画に定めるEAL等の教育を実施</p> <p>・運用の相違 【柏崎6/7】 教育対象者の相違</p> <p>・運用の相違 【東海第二】 放射線測定機器を取り扱う要員の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>b. アクシデントマネジメント教育</p> <p>アクシデントマネジメントに関する教育については、実施組織となる<u>当直（運転員）</u>への教育については勿論であるが、技術支援組織として<u>重大事故等時に中央制御室での対応をバックアップする緊急時対策要員及び実施組織として現場で活動する緊急時対策要員の知識レベルの向上を図ることも重要である。そのため、重大事故等時の<u>プラントの挙動に関する知識の向上を図るとともに、要員の役割に応じて定期的に知識ベースの理解向上を図る</u>。具体的には、教育内容に応じて以下のとおり基礎的知識、応用的知識に分かれ、それぞれ対象者を設定している。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎的知識：アクシデントマネジメントに関する基礎的知識</li> <li>・応用的知識：事故時の<u>プラント挙動</u>、<u>プラント状況に合致した機能別設備を活用したアクシデントマネジメントの専門的知識</u></li> </ul> <p>(2) 原子力防災訓練</p> <p>保安規定に定める非常事態に対処するための総合的な訓練として、原子力防災訓練を実施している。原子力防災訓練の具体的な要領は、原子力災害対策特別措置法に基づき定めている柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画に従い実施している。</p> <p>原子力防災訓練は、原子力防災管理者の指揮のもと、原子力防災組織が原子力災害発生時に有効に機能することを確認するために実施する。また、訓練項目ごとに訓練対象者の力量向上のために実施する個別訓練、各個別訓練を組み合わせ組織全体として活動を行う総合訓練があり、それぞれ計画に基づいて実施する。</p>	<p>b. アクシデントマネジメント教育</p> <p>アクシデントマネジメントに関する教育については、実施組織となる運転員への教育については勿論であるが、技術支援組織としてシビアアクシデント時に中央制御室での対応をバックアップする<u>災害対策要員及び実施組織として現場で活動する災害対策要員の知識レベルの向上を図ることも重要である</u>。そのため、重大事故等時の<u>原子炉施設の挙動に関する知識の向上を図るとともに、要員の役割に応じて定期的に知識ベースの理解向上に資する教育を計画的に行う</u>。具体的には、教育内容に応じて以下のとおり基礎的知識、応用的知識に分かれ、それ respective対象者を設定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎的知識：アクシデントマネジメントに関する基礎的知識</li> <li>・応用的知識：事故時における<u>原子炉施設の挙動</u>、<u>プラント状況に合致した機能別設備を活用したアクシデントマネジメントの専門的知識</u></li> </ul> <p>(2) 訓練</p> <p>保安規定に定める非常事態に対処するための総合的な訓練として、<u>発電所総合訓練</u>を実施している。<u>発電所総合訓練</u>の具体的な要領は、原子力災害対策特別措置法に基づき定めている<u>東海第二発電所原子力事業者防災業務計画</u>に従い実施している。</p> <p><u>発電所総合訓練</u>は、原子力防災管理者の指揮のもと、原子力防災組織が原子力災害発生時に有効に機能することを確認するために実施する。また、訓練項目ごとに訓練対象者の力量向上のために実施する要素訓練及び本店（東京）（以下「本店」という。）等と合同で行う原子力防災訓練があり、それぞれ計画に基づいて実施する。</p>	<p>b. アクシデントマネジメント教育</p> <p>アクシデントマネジメントに関する教育については、実施組織となる<u>運転員</u>への教育については勿論であるが、技術支援組織として<u>シビアアクシデント時に中央制御室での対応をバックアップする緊急時対策要員及び実施組織として現場で活動する緊急時対策要員の知識レベルの向上を図ることも重要である</u>。そのため、重大事故等時の<u>発電用原子炉施設の挙動に関する知識の向上を図るとともに、要員の役割に応じて定期的に知識ベースの理解向上に資する教育を計画的に行う</u>。具体的には、教育内容に応じて以下のとおり基礎的知識、応用的知識に分かれ、それ respective対象者を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎的知識：アクシデントマネジメントに関する基礎的知識</li> <li>・応用的知識：事故時における<u>発電用原子炉施設の挙動</u>、<u>プラント状況に合致した機能別設備を活用したアクシデントマネジメントの専門的知識</u></li> </ul> <p>(2) 原子力防災訓練</p> <p>保安規定に定める非常事態に対処するための総合的な訓練として、<u>原子力防災訓練</u>を実施している。<u>原子力防災訓練</u>の具体的な要領は、原子力災害対策特別措置法に基づき定めている<u>島根原子力発電所原子力事業者防災業務計画</u>に従い実施している。</p> <p><u>原子力防災訓練</u>は、原子力防災管理者の指揮のもと、原子力防災組織が原子力災害発生時に有効に機能することを確認するために実施する。また、訓練項目ごとに訓練対象者の力量向上のために実施する要素訓練、各要素訓練を組み合わせ組織全体として活動を行う総合訓練があり、それぞれ計画に基づいて実施する。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>訓練においては、重大事故等対策における中央制御室での操作及び動作状況確認等の短時間で実施できる操作以外の作業や操作について、必要な要員数及び想定時間にて対応できるよう、教育及び訓練により効率的かつ確実に実施できるようになっていることを確認する。</p> <p>なお、重大事故等対策に使用する資機材・手順書については、担当箇所にて適切に管理しており、訓練の実施に当たっては、これらの資機材及び手順書を用いて実施し、訓練から得られた改善点等を適宜反映することとしている。</p> <p>原子力防災訓練の具体的な内容について、以下に示す。</p> <p>a. 個別訓練（第4表参照）</p> <p>新規制基準で示される重大事故等対策における技術的能力審査基準に対応する各手順に対する力量の維持、向上を図るために実施する事項を第4表に整理している。</p> <p>発電用原子炉施設の冷却機能の回復のために必要な電源確保及び可搬型重大事故等対処設備を使用した給水確保等の対応操作を習得することを目的に、実施組織の要員に対し、重大事故等対策に関する教育として手順の内容理解（作業の目的、事故シーケンスとの関係等）や資機材の取り扱い方法等の習得を図るため個別訓練等を計画的に繰り返し実施する。</p>	<p>訓練においては、重大事故等対策における中央制御室での操作、及び動作状況確認等の短時間で実施できる操作以外の作業や操作について、必要な要員数及び想定時間にて対応できるよう、教育及び訓練により効率的かつ確実に実施できることを確認する。</p> <p>なお、重大事故等対策に使用する資機材及び手順書については、担当箇所にて適切に管理しており、訓練の実施に当たっては、これらの資機材及び手順書を用いて実施し、訓練より得られた改善点等を適宜反映することとしている。</p> <p>訓練の具体的な内容について、以下に示す。</p> <p>a. 要素訓練（第1.0.9-3、4表参照）</p> <p><u>教育訓練項目と該当する手順書、対象者及び訓練名を第1.0.9-3表に整理する。</u></p> <p><u>第1.0.9-3表に示す災害対策要員の教育訓練の詳細内容は、技術的能力と訓練の関係を示した第1.0.9-4表に示す</u>とおりである。新規制基準で示される重大事故等対策における技術的能力審査基準に対応する各手順に対する力量の維持、向上を図るために実施すべき事項を第1.0.9-4表に整理している。</p> <p>原子炉施設の冷却機能の回復のために必要な電源確保及び可搬型設備を使用した給水確保等の対応操作を習得することを目的に、実施組織の要員に対し、重大事故等対策に関する教育として手順の内容理解（作業の目的、事故シーケンスとの関係等）や資機材の取り扱い方法等の習得を図るため要素訓練等を年1回以上実施する。</p> <p>なお、現場作業にあたる災害対策要員が、作業に習熟し必要な作業を確実に完了できるよう、運転員（中央制御室及び現場）と連携して一連の活動を行う訓練を計画的に取り入れる。</p>	<p>訓練においては、重大事故等対策における中央制御室での操作及び動作状況確認等の短時間で実施できる操作以外の作業や操作について、必要な要員数及び想定時間にて対応できるよう、教育及び訓練により効率的かつ確実に実施できることを確認する。</p> <p>なお、重大事故等対策に使用する資機材及び手順書については、担当箇所にて適切に管理しており、訓練の実施に当たっては、これらの資機材及び手順書を用いて実施し、訓練より得られた改善点等を適宜反映することとしている。</p> <p>原子力防災訓練の具体的な内容について、以下に示す。</p> <p>a. 要素訓練（第4表参照）</p> <p>新規制基準で示される重大事故等対策における技術的能力審査基準に対応する各手順に対する力量の維持、向上を図るために実施する事項を第4表に整理している。</p> <p>発電用原子炉施設の冷却機能の回復のために必要な電源確保及び可搬型重大事故等対処設備を使用した給水確保等の対応操作を習得することを目的に、実施組織の要員に対し、重大事故等対策に関する教育として手順の内容理解（作業の目的、事故シーケンスとの関係等）や資機材の取り扱い方法等の習得を図るため要素訓練等を年1回以上実施する。</p> <p>なお、現場作業にあたる緊急時対策要員が、作業に習熟し必要な作業を確実に完了できるよう、運転員（中央制御室及び現場）と連携して一連の活動を行う訓練を計画的に取り入れる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載方針の相違</li> </ul> <p><b>【東海第二】</b></p> <p>島根2号炉は、重大事故等対策に関する主な訓練について、技術的能力審査基準との対応を踏まえ、第4表で整理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載方針の相違</li> </ul> <p><b>【柏崎6/7】</b></p> <p>島根2号炉は緊急時対策要員と運転員の連携訓練を実施</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>個別訓練は、現場操作の指揮、発電所対策本部との連絡等を行う指揮者、現場操作等を行う担当者等のチームで行い、各人の事故対応能力の向上、役割分担の確認等を行う。また、力量評価者を置き、原子力災害発生時に対応できるよう確実に力量が確保されていることを定期的に評価する。訓練は、訓練ごとの訓練対象者全員が原則として実際の設備、活動場所で実施することとするが、実際の設備を使用するとプラントに影響を及ぼす場合（例：実際の充電中の電源盤への電源ケーブルの接続を実施すると、電気事故又は感電が発生する。）は、訓練設備を用いた訓練を実施する。</p> <p>なお、運転員についても上記に準じた訓練、評価を実施し、第4表の訓練頻度については運転員の習熟等を踏まえ適宜見直しを行う。</p> <p>(a) 訓練内容は、様々な場合を想定し実施する。活動エリアの放射線量の上昇が予測される場合には放射線防護具（不織布カバーオール、全面マスク）を装着して活動を行うなど、悪条件（高線量下、夜間、悪天候（降雨、降雪、強風等）及び照明機能低下等）を想定し、必要な防護具等を着用した訓練も実施する。</p> <p>これらの訓練内容を網羅的に盛り込んだ教育訓練内容を設定することにより、円滑かつ確実な災害対策活動が実施できる要員を継続的に確保することとしている。今後も悪条件（高線量下、夜間、悪天候（降雨、降雪、強風等）及び照明機能低下等）を想定し、必要な防護具等を着用した訓練を取り入れた上で計画的に訓練を行い、重大事故等対処に係る保安規定変更が施行され運用が開始されるまでには、必要な訓練対象者に対し訓練が実施され力量が確保されている状態に体制整備を実施する。</p>	<p>要素訓練は、現場対応の指揮、発電所災害対策本部との連絡等を行う指揮者、現場対応者等のチームで行い、各人の事故対応能力の向上、役割分担の確認等を行う。また、力量評価者を置き、原子力災害発生時に対応できるよう確実に力量が確保されていることを定期的に評価する。訓練は、訓練毎の訓練対象者全員が原則として実際の設備、活動場所で実施することとするが、実際の設備を使用するとプラントに影響を及ぼす場合（例：実際の充電中の電源盤への電源ケーブルの接続を実施すると、電気事故又は感電が発生する）は、訓練設備を用いた訓練を実施する。</p>	<p>要素訓練は、現場操作の指揮、緊急時対策本部との連絡等を行う指揮者、現場対応者等のチームで行い、各人の事故対応能力の向上、役割分担の確認等を行う。また、力量評価者を置き、原子力災害発生時に対応できるよう確実に力量が確保されていることを定期的に評価する。訓練は、訓練ごとの訓練対象者全員が原則として実際の設備、活動場所で実施することとするが、実際の設備を使用するとプラントに影響を及ぼす場合（例：実際の充電中の電源盤への電源ケーブルの接続を実施すると、電気事故又は感電が発生する）は、訓練設備を用いた訓練を実施する。</p> <p>なお、運転員についても上記に準じた訓練、評価を実施し、第4表の訓練頻度については運転員の習熟等を踏まえ適宜見直しを行う。</p> <p>訓練内容は、様々な場合を想定し実施する。活動エリアの放射線量の上昇が予測される場合には放射線防護具（汚染防護服、全面マスク）を着用して活動を行うなど、悪条件（高線量下、夜間、悪天候（降雨、降雪、強風等）及び照明機能低下等）を想定し、必要な防護具等を着用した訓練も実施する。</p> <p>これらの訓練内容を網羅的に盛り込んだ教育訓練内容を設定することにより、円滑かつ確実な災害対策活動が実施できる要員を継続的に確保する。今後、計画的に訓練を行い、重大事故等対処に係る保安規定変更が施行され運用が開始されるまでには、必要な訓練対象者に対し訓練が実施され力量が確保されている状態に体制整備を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運用の相違</li> </ul> <p>【東海第二】</p> <p>島根2号炉は、運転員についても要素訓練に準じた訓練、評価を行なう</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(b) アクシデントマネジメント訓練により、アクシデントマネジメントガイドを使用して、事故状況の把握、事象進展防止・影響緩和策の判断を実施し、<u>発電所対策本部</u>が中央制御室の運転員を支援できることを確認している。</p> <p>また、緊急事態支援組織対応訓練、通報訓練、緊急被ばく医療訓練、モニタリング訓練、避難誘導訓練により、各要素の活動が確実に実施できることを確認するとともに、これらを組み合わせて実施する総合訓練において、重大事故の発生を想定した場合においても<u>発電所対策本部</u>が総合的に機能することを確認している。</p>	<p>また、アクシデントマネジメント訓練により、アクシデントマネジメントガイドを使用して、事故状況の把握、事象進展防止及び影響緩和策の判断を実施し、<u>発電所災害対策本部</u>が中央制御室の<u>当直</u>を支援できることを確認している。さらに、<u>災害対策本部対応訓練</u>、原子力緊急事態支援組織（以下「緊急事態支援組織」という。）対応訓練、<u>通報訓練</u>、緊急被ばく医療訓練、モニタリング訓練、避難誘導訓練により、各要素の活動が確実に実施できることを確認するとともに、これらを組み合わせて実施する総合訓練において、重大事故等の発生を想定した場合においても<u>発電所災害対策本部</u>が総合的に機能することを確認している。</p>	<p>また、アクシデントマネジメント訓練により、アクシデントマネジメントガイドを使用して、事故状況の把握、事象進展防止及び影響緩和策の判断を実施し、<u>緊急時対策本部</u>が中央制御室の<u>運転員</u>を支援できることを確認する。さらに、<u>原子力緊急事態支援組織</u>（以下「緊急事態支援組織」という。）対応訓練、<u>通報・連絡訓練</u>、緊急被ばく医療訓練、<u>緊急時モニタリング訓練</u>、避難誘導訓練により、各要素の活動が確実に実施できることを確認するとともに、これらを組み合わせて実施する総合訓練において、<u>重大事故等</u>の発生を想定した場合においても<u>緊急時対策本部</u>が総合的に機能することを確認する。</p>	
<p>b. 総合訓練</p> <p>組織全体としての力量向上を図るために発電所は年1回以上総合訓練を実施する。各個別訓練を組み合わせ、組織内各班の情報連携や組織全体の運営が適切に行えるかどうかの検証を行う。本社等と行う総合訓練においては、当社経営層も参加し、<u>発電所対策本部</u>における活動の指揮命令及び情報収集、中央制御室を模擬したシミュレータによる運転員と<u>発電所対策本部</u>との情報連携、並びに他の災害対策本部等との連携についての活動訓練を実施することにより、原子力災害発生時における発電所と本社等のコミュニケーションの強化を図っている。</p>	<p>b. 発電所総合訓練</p> <p>組織全体としての力量向上を図るために<u>年1回以上の発電所総合訓練</u>を実施する。各要素訓練を組み合わせ、組織内各班の情報連携や組織全体の運営が適切に行えるかどうかの検証を行う。</p> <p>c. 原子力防災訓練</p> <p><u>本店等</u>と合同で行う原子力防災訓練においては、当社経営層も参加し、<u>本店災害対策本部</u>における活動の指揮命令及び情報収集等の活動訓練を実施することにより、原子力災害発生時における発電所と<u>本店等</u>のコミュニケーションの強化を図っている。</p>	<p>b. 総合訓練</p> <p>組織全体としての力量向上を図るために<u>発電所は年1回以上総合訓練</u>を実施する。各要素訓練を組み合わせ、組織内各班の情報連携や組織全体の運営が適切に行えるかどうかの検証を行う。本社等と行う総合訓練においては、当社経営層も参加し、<u>緊急時対策本部</u>における活動の指揮命令及び情報収集、並びに他の災害対策本部等との連携についての活動訓練を実施することにより、原子力災害発生時における発電所と<u>本社等</u>のコミュニケーションの強化を図る。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>また、総合訓練では、適宜、原子力防災センターや自治体等への情報提供等の連携や、原子力事業所災害対策支援拠点の立ち上げ、他の原子力事業者との連携（協力要請等）、社外への情報提供（模擬記者会見訓練）等にも取り組んでいる。具体的には、原子力防災センターへ実際に対応要員を派遣し、<u>プラントの情報収集や原子力防災センターからの情報を社内に共有する訓練や、自治体関係者へプラントの情報を直接説明するために人員を派遣し説明を行う訓練</u>、原子力事業所災害対策支援拠点へ実際に派遣される要員自らが拠点を立ち上げる訓練、他の原子力事業者への連携では発電所が発災した場合の支援本部幹事事業者である<u>東北電力</u>株式会社へ実際に協力要請を行う連携訓練、本社等において社外へのプラントの状況の説明等を行う模擬記者会見訓練等を行なっている。</p> <p>総合訓練に使用する事故シナリオは、炉心損傷等の重大事故を想定したシナリオを用いて<u>発電所対策本部</u>の各活動との連携が確実に実施できていることを、全体を通して確認している。</p> <p>また、<u>2プラント同時被災時の対応等</u>、複数号炉同時被災のシナリオも取り込み、<u>発電所対策本部</u>の各活動が輻輳しないことも確認している。</p> <p>訓練に当たっては、事象進展に応じて訓練者が対応手段を判断していくシナリオ非提示型の訓練を実施し、対応能力を強化するとともに、これまででも地震及び津波による外部電源喪失だけでなく、様々な<u>自然災害</u>（竜巻、台風、雷、高潮等）や外部事象、<u>宿直体制</u>等の各事故シーケンスに対応して実施しており、今後も計画的に実施する。</p> <p>保安規定に定める非常事態に対処するための総合的な訓練として、原子力防災訓練（緊急時演習）を実施している。原子力防災訓練（緊急時演習）は、原子力災害対策特別措置法に基づき定めている柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画に従い、総合訓練の一環として年1回実施している。</p>	<p>また、原子力防災訓練では、適宜、オフサイトセンターや自治体等への情報提供等の連携、原子力事業所災害対策支援拠点の立ち上げ、他の原子力事業者との連携（協力要請等）、社外への情報提供（模擬記者会見訓練）等にも取り組んでいる。具体的には、オフサイトセンターへ実際に対応要員を派遣し、<u>発電所災害対策本部との情報連携の訓練や、自治体関係者への電話連絡及びファクシミリ装置を用いた文書の同時送信による情報提供を行う訓練</u>、原子力事業所災害対策支援拠点へ実際に派遣される要員自らが拠点を立ち上げる訓練、他の原子力事業者への連携では発電所が発災した場合の支援本部幹事事業者である<u>東京電力ホールディングス</u>株式会社へ実際に協力要請を行う連携訓練、<u>本店</u>等において社外へのプラントの状況の説明等を行う模擬記者会見訓練等を行っている。</p> <p><u>発電所総合訓練及び原子力防災訓練に使用する事故シナリオ</u>は、炉心損傷等の重大事故を想定したシナリオを用いて<u>発電所災害対策本部</u>の各活動との連携が確実に実施できていることを、全体を通して確認している。</p> <p>また、<u>東海発電所との同時被災等のシナリオ</u>も取り込み、<u>発電所災害対策本部</u>の各活動が輻輳しないことも確認している。</p> <p>訓練に当たっては、事象進展に応じて訓練者が対応手段を判断していくシナリオ非提示型の訓練を実施し、対応能力を強化するとともに、これまででも地震及び津波による外部電源喪失だけでなく、様々な<u>自然災害</u>や外部事象等に対応して実施しており、今後も計画的に実施する。</p>	<p>また、総合訓練では、適宜、オフサイトセンターや自治体等への情報提供等の連携、原子力事業所災害対策支援拠点の立ち上げ、他の原子力事業者との連携（協力要請等）、社外への情報提供（模擬記者会見訓練）等にも取り組んでいる。具体的には、<u>オフサイトセンターへ実際に対応要員を派遣し、緊急時対策本部との情報連携の訓練や、自治体関係者へプラントの情報を直接説明するために人員を派遣し説明を行う訓練</u>、原子力事業所災害対策支援拠点へ実際に派遣される要員自らが拠点を立ち上げる訓練、他の原子力事業者への連携では発電所が発災した場合の支援本部幹事事業者である<u>九州電力</u>株式会社へ実際に協力要請を行う連携訓練、<u>本社</u>等において社外へのプラントの状況の説明等を行う模擬記者会見訓練等を行っている。</p> <p>総合訓練に使用する事故シナリオは、炉心損傷等の重大事故を想定したシナリオを用いて<u>緊急時対策本部</u>の各活動との連携が確実に実施できていることを、全体を通して確認している。</p> <p>また、<u>複数号炉同時被災</u>のシナリオも取り込み、<u>緊急時対策本部</u>の各活動が輻輳しないことも確認している。</p> <p>訓練に当たっては、事象進展に応じて訓練者が対応手段を判断していくシナリオ非提示型の訓練を実施し、対応能力を強化するとともに、これまででも地震及び津波による外部電源喪失だけでなく、様々な<u>自然災害</u>や外部事象等に対応して実施しており、今後も計画的に実施する。</p> <p><u>保安規定に定める非常事態に対処するための総合的な訓練</u>として、原子力防災訓練を実施している。原子力防災訓練は、原子力災害対策特別措置法に基づき定めている島根原子力発電所原子力事業者防災業務計画に従い、総合訓練の一環として年1回実施している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運用の相違</li> </ul> <p>【東海第二】</p> <p>オフサイトセンターにおける訓練の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(3) その他の教育及び訓練</p> <p>日本原子力発電株式会社内に設置されている原子力緊急事態支援組織（以下「緊急時支援組織」という。）に対する協力要請等の対応訓練を年1回実施し、緊急時支援組織への出動要請、資機材の搬入及び資機材を使用した操作訓練を実際にを行うことにより、対応及び操作の習熟を図る。更に緊急事態支援組織に災害対策要員を定期的に派遣し、遠隔操作が可能なロボットの操作訓練及び保修訓練等を行い操作の習熟を図る。</p> <p>さらに緊急時支援組織に緊急時対策要員を定期的に派遣し、遠隔操作が可能なロボットの操作訓練及び保修訓練等を行い操作の習熟を図っている。</p> <p>2. 運転員の教育及び訓練（第1, 4表参照）</p> <p>運転員に対する教育及び訓練については、机上教育にて重大事故の現象に対する幅広い知識を付与するため、重大事故時の物理挙動やプラント挙動等の教育を実施する。また、知識の向上と実効性を確認するため、自社のシミュレータ又はBWR運転訓練センターにてシミュレーション可能な範囲において、対応操作訓練を実施する。</p> <p>第1表に示すシミュレータ訓練は、従来からの設計基準事象ベース、設計基準外事象ベースの訓練に加え、国内外で発生したトラブル対応訓練、中越沖地震の教訓を反映した地震を起因とした複合事象の対応訓練、福島第一原子力発電所の事故の教訓から全交流動力電源喪失を想定した対応訓練等、原子力安全の達成には運転員の技術的能力の向上が重要であるとの観点から隨時拡充し、実施している。また、重大事故が発生したときの対応力を養成するため、手順に従った監視、操作において判断に用いる監視計器の故障や動作すべき機器の不動作等、多岐にわたる機器の故障を模擬し、関連パラメータによる事象判断能力、代替手段による復旧対応能力等の運転操作の対応能力向上を図っている。今後も重大事故等時に適切に対応できるよう、シミュレータ訓練を計画的に実施していく。</p> <p>また、中央制御室ごとにおける同一直の運転員で連携訓練を定期的に実施することで、事故時に当直長、当直副長の指揮のもとに、チームワークを發揮して発電用原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）の安全を確保できるように、指示、命令系統の徹底、各自の事故対応能力の向上、役割分担の再確認等を行っている。</p>	<p>(3) その他の教育及び訓練</p> <p>緊急事態支援組織に対する協力要請等の対応訓練を年1回実施し、緊急事態支援組織への出動要請、資機材の搬入及び資機材を使用した操作訓練を実際にを行うことにより、対応及び操作の習熟を図る。更に緊急事態支援組織に災害対策要員を定期的に派遣し、遠隔操作が可能なロボットの操作訓練及び保修訓練等を行い操作の習熟を図る。</p> <p>2. 運転員に対する教育及び訓練（第1, 4表参照）</p> <p>運転員に対する教育及び訓練については、机上教育にて重大事故の現象に対する幅広い知識を付与するため、重大事故等時の発電用原子炉施設の挙動等の教育を実施する。また、知識の向上と実効性を確認するため、自社のシミュレータ又はBWR運転訓練センターにてシミュレーション可能な範囲において、対応操作訓練を実施する。</p> <p>第1.0.9-1表に示すシミュレータ訓練は、従来からの設計基準事象ベース、設計基準外事象ベースの訓練に加え、国内外で発生したトラブル対応訓練、中越沖地震の教訓を反映した地震を起因とした複合事象の対応訓練、福島第一原子力発電所事故の教訓から全交流動力電源喪失を想定した対応訓練等、原子力安全への達成には運転員の技術的能力の向上が重要であるとの観点から隨時拡充し、実施している。また、重大事故等が発生した時の対応力を養成するため、手順にしたがった監視、操作において判断に用いる監視計器の故障や動作すべき機器の不動作等、多岐にわたる機器の故障を模擬し、関連パラメータによる事象判断能力、代替手段による復旧対応能力等の運転操作の対応能力向上を図っている。今後も重大事故等時に適切に対応できるよう、シミュレータ訓練を計画的に実施していく。</p> <p>また、同一直の運転員全員で連携訓練を定期的に実施することで、事故時に当直長の指揮のもとに、チームワークを發揮して発電用原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）の安全を確保できるように、指示、命令系統の徹底、各人の事故対応能力の向上、役割分担の再確認等を行っている。</p>	<p>(3) その他の教育及び訓練</p> <p>日本原子力発電株式会社内に設置されている緊急事態支援組織に対する協力要請等の対応訓練を年1回実施し、緊急事態支援組織への出動要請、資機材の搬入及び資機材を使用した操作訓練を実際にを行うことにより、対応及び操作の習熟を図る。さらに緊急事態支援組織に緊急時対策要員を定期的に派遣し、遠隔操作が可能なロボットの操作訓練及び保修訓練等を行い操作の習熟を図る。</p> <p>2. 運転員に対する教育及び訓練（第1, 4表参照）</p> <p>運転員に対する教育及び訓練については、机上教育にて重大事故の現象に対する幅広い知識を付与するため、重大事故等時の発電用原子炉施設の挙動等の教育を実施する。また、知識の向上と実効性を確認するため、自社のシミュレータ又はBWR運転訓練センターにてシミュレーション可能な範囲において、対応操作訓練を実施する。</p> <p>第1表に示すシミュレータ訓練は、従来からの設計基準事象ベース、設計基準外事象ベースの訓練に加え、国内外で発生したトラブル対応訓練、中越沖地震の教訓を反映した地震を起因とした複合事象の対応訓練、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓から全交流動力電源喪失を想定した対応訓練等、原子力安全への達成には運転員の技術的能力の向上が重要であるとの観点から隨時拡充し、実施している。また、重大事故等が発生したときの対応力を養成するため、手順に従った監視、操作において判断に用いる監視計器の故障や動作すべき機器の不動作等、多岐にわたる機器の故障を模擬し、関連パラメータによる事象判断能力、代替手段による復旧対応能力等の運転操作の対応能力向上を図っている。今後も重大事故等時に適切に対応できるよう、シミュレータ訓練を計画的に実施していく。</p> <p>また、同一直の運転員全員で連携訓練を定期的に実施することで、事故時に当直長の指揮のもとに、チームワークを發揮して発電用原子炉施設の安全を確保できるように、指示、命令系統の徹底、各自の事故対応能力の向上、役割分担の再確認等を行っている。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>さらに、運転員は緊急時に緊急時対策要員の対応操作をバックアップできるように電源車及び可搬型代替注水ポンプ（消防車）の運転や接続の訓練を実施している。</u></p> <p>3. 当直（運転員）を除く実施組織に対する教育及び訓練（第2, 4表参照）</p> <p>緊急時対策要員のうち当直（運転員）を除く実施組織の要員に対する教育及び訓練については、机上教育にて重大事故の現象に対する幅広い知識を付与するため、役割に応じてアクシデントマネジメントの概要について教育するとともに、重大事故時の物理拳動やプラント拳動等の教育を実施する。</p> <p>これら基本となる教育を踏まえ、発電用原子炉施設の冷却機能の回復のために必要な電源確保及び可搬型設備を使用した給水確保等の対応操作を習得することを目的に、手順や資機材の取り扱い方法等の個別訓練を、年1回以上実施する。また、実施組織及び支援組織の実効性等を総合的に確認するための総合訓練を年1回以上実施する。</p> <p>4. 支援組織に対する教育及び訓練（第3, 4表参照）</p> <p>緊急時対策要員のうち支援組織の要員に対する教育及び訓練については、机上教育にて支援組織の位置付け、実施組織との連携及び資機材等に関する教育に加え、役割に応じた個別訓練を実施する。また、実施組織及び支援組織の実効性等を総合的に確認するための総合訓練を年1回以上実施する。</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>体制の相違</li> </ul> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>運転員の役割の相違（島根2号炉は、電源確保、注水確保に係る可搬型資機材の対応操作を、緊急時対策要員のうち復旧班にて行う）</p>
<p>3. 当直（運転員）を除く実施組織に対する教育及び訓練（第1.0.9-2表, 第1.0.9-3表参照）</p> <p>災害対策要員のうち当直（運転員）を除く実施組織の要員に対する教育及び訓練については、机上教育にて重大事故の現象に対する幅広い知識を付与するため、役割に応じてアクシデントマネジメントの概要について教育するとともに、重大事故等時の原子炉施設の拳動等の教育を実施する。</p> <p>これら基本となる教育を踏まえ、原子炉施設の冷却機能の回復のために必要な電源確保及び可搬型設備を使用した給水確保等の対応操作を習得することを目的に、手順や資機材の取り扱い方法等の個別訓練を年1回以上実施する。また、実施組織及び支援組織の実効性等を総合的に確認するための発電所総合訓練を年1回以上実施する。</p> <p>4. 支援組織に対する教育及び訓練（第1.0.9-2表, 第1.0.9-3表参照）</p> <p>災害対策要員のうち支援組織の要員に対する教育及び訓練については、机上教育にて支援組織の位置付け、実施組織との連携及び資機材等に関する教育に加え、役割に応じた要素訓練を実施する。また、実施組織及び支援組織の実効性等を総合的に確認するための総合訓練を年1回以上実施する。</p>	<p>3. 当直（運転員）を除く実施組織に対する教育及び訓練（第2, 4表参照）</p> <p>緊急時対策要員のうち当直（運転員）を除く実施組織の要員に対する教育及び訓練については、机上教育にて重大事故の現象に対する幅広い知識を付与するため、役割に応じてアクシデントマネジメントの概要について教育するとともに、重大事故等時の発電用原子炉施設の拳動等の教育を実施する。</p> <p>これら基本となる教育を踏まえ、発電用原子炉施設の冷却機能の回復のために必要な電源確保及び可搬型重大事故等対処設備を使用した給水確保等の対応操作を習得することを目的に、手順や資機材の取扱い方法等の要素訓練を、年1回以上実施する。また、実施組織及び支援組織の実効性等を総合的に確認するための総合訓練を年1回以上実施する。</p> <p>4. 支援組織に対する教育及び訓練（第3, 4表参照）</p> <p>緊急時対策要員のうち支援組織の要員に対する教育及び訓練については、机上教育にて支援組織の位置付け、実施組織との連携及び資機材等に関する教育に加え、役割に応じた要素訓練を実施する。また、実施組織及び支援組織の実効性等を総合的に確認するための総合訓練を年1回以上実施する。</p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>5. 教育及び訓練計画の頻度の考え方（第5表参照）</p> <p>各要員に対し必要な教育及び訓練を年1回以上実施し、教育及び訓練の有効性評価を行い、力量の維持及び向上が図れる実施頻度への見直しを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各要員が力量の維持及び向上を図るために、各要員の役割に応じた教育及び訓練を受ける必要がある。各要員の役割に応じた教育及び訓練を<u>計画的に</u>繰り返すことにより、各手順を習熟し、力量の維持及び向上を図る。</li> <li>各要員の力量評価の結果に基づき教育及び訓練の有効性評価を行い、年1回の実施頻度では力量の維持が困難と判断される教育及び訓練については、年2回以上の実施頻度に見直す。</li> </ul> <p><u>有効性評価の結果、現状、実施頻度を年2回以上としている訓練の例は、次のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>瓦礫撤去訓練（2回／年）</li> <li>電源車、ガスタービン発電機（GTG）操作訓練（2回／年）</li> <li>ケーブル接続訓練（2回／年）</li> <li>可搬型代替注水ポンプ（消防車）による連結送水訓練（2回／年）</li> </ul> <p>6. 教育及び訓練の効果の確認についての整理（第6表参照）</p> <p>各要員が必要な教育及び訓練を計画的に実施し、力量の維持・向上が図られていることを確認することにより、教育及び訓練内容が適切であることを確認する。力量を有していると確認された要員は、管理リストへの反映により管理している。各要員に必要な力量の維持・向上が図られていない場合は、教育及び訓練内容の改善を速やかに実施する。</p>	<p>5. 教育及び訓練計画の頻度の考え方（第1.0.9-5表参照）</p> <p>各要員に対し必要な教育及び訓練を年1回以上実施し、教育及び訓練の有効性評価を行い、力量の維持及び向上が図れる実施頻度に見直す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各要員が力量の維持及び向上を図るために、各要員の役割に応じた教育及び訓練を受ける必要がある。各要員の役割に応じた教育及び訓練を年1回以上、毎年繰り返すことにより、各手順及び操作を習熟し、力量の維持及び向上を図る。</li> <li>各要員の力量評価の結果に基づき教育及び訓練の有効性評価を行い、年1回の実施頻度では力量の維持が困難と判断される教育及び訓練については、年2回以上の実施頻度に見直す。</li> </ul> <p>6. 教育及び訓練の効果の確認についての整理（第1.0.9-6表参照）</p> <p>各要員が必要な教育及び訓練を計画的に実施し、力量の維持及び向上が図られていることを確認することにより、教育及び訓練内容が適切であることを確認する。力量を有していると確認された要員は、管理リストへの反映により管理する。各要員に必要な力量の維持及び向上が図られていない場合は、教育及び訓練内容の改善を速やかに実施する。</p>	<p>5. 教育及び訓練計画の頻度の考え方（第5表参照）</p> <p>各要員に対し必要な教育及び訓練を年1回以上実施し、教育及び訓練の有効性評価を行い、力量の維持及び向上が図れる実施頻度に見直す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各要員が力量の維持及び向上を図るために、各要員の役割に応じた教育及び訓練を受ける必要がある。各要員の役割に応じた教育及び訓練を<u>年1回以上、毎年繰り返すこと</u>により、各手順及び操作を習熟し、力量の維持及び向上を図る。</li> <li>各要員の力量評価の結果に基づき教育及び訓練の有効性評価を行い、年1回の実施頻度では力量の維持が困難と判断される教育及び訓練については、年2回以上の実施頻度に見直す。</li> </ul> <p>6. 教育及び訓練の効果の確認についての整理（第6表参照）</p> <p>各要員が必要な教育及び訓練を計画的に実施し、力量の維持及び向上が図られていることを確認することにより、教育及び訓練内容が適切であることを確認する。力量を有していると確認された要員は、管理リストへの反映により管理する。各要員に必要な力量の維持及び向上が図られていない場合は、教育及び訓練内容の改善を速やかに実施する。</p>	<p>・記載方針の相違 【柏崎 6/7】 有効性評価の結果、実施頻度を年2回以上に見直した実績の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(1) 要員の力量管理並びに教育及び訓練の有効性評価 教育及び訓練の効果については、各要員が必要な教育及び訓練を計画的に実施し、力量の維持及び向上が図られていることをもって確認する。 ・各要員が<u>社内マニュアル</u>に従い、確実に教育及び訓練を実施していることの確認を行う。 ・各要員の力量の評価は、教育の履歴及び訓練における対応操作の評価結果で行い、各要員の力量の維持及び向上が図られていることを確認する。あわせて、必要な力量を有した要員を確保できているか確認することにより教育及び訓練の有効性評価を行う。 ・教育及び訓練の有効性評価は、教育及び訓練計画書へ反映する。</p>	<p>(1) 要員の力量管理並びに教育及び訓練の有効性評価 教育及び訓練の効果については、各要員が必要な教育及び訓練を計画的に実施し、力量の維持及び向上が図られていることをもって確認する。 ・各要員が<u>社内規程</u>に従い、確実に教育及び訓練を実施していることの確認を行う。 ・各要員の力量の評価は、教育の履歴及び訓練における対応操作の評価結果で行い、各要員の力量の維持及び向上が図られていることを確認する。合わせて、必要な力量を有した要員を確保できているか確認することにより教育及び訓練の有効性評価を行う。 ・教育及び訓練の有効性評価は、教育及び訓練計画書へ反映する。 なお、訓練により必要な力量を有していないと判断された場合、例えば所定の時間内に必要な操作を適切に完了できない場合等は、その要員を<u>災害対策要員</u>から外し、再度、必要な教育及び訓練を実施することにより、力量の確実な維持・向上を図ることとしている。</p>	<p>(1) 要員の力量管理並びに教育及び訓練の有効性評価 教育及び訓練の効果については、各要員が必要な教育及び訓練を計画的に実施し、力量の維持及び向上が図られていることをもって確認する。 ・各要員が<u>社内規程</u>に従い、確実に教育及び訓練を実施していることの確認を行う。 ・各要員の力量の評価は、教育の履歴及び訓練における対応操作の評価結果で行い、各要員の力量の維持及び向上が図られていることを確認する。併せて、必要な力量を有した要員を確保できているか確認することにより教育及び訓練の有効性評価を行う。 ・教育及び訓練の有効性評価は、教育及び訓練計画書へ反映する。 なお、訓練により必要な力量を有していないと判断された場合、例えば所定の時間内に必要な操作を適切に完了できない場合等は、その要員を<u>緊急時対策要員</u>から外し、再度、必要な教育及び訓練を実施することにより、力量の確実な維持・向上を図ることとしている。</p>	
<p>(2) 対応能力の向上 総合訓練における評価の信頼性向上を図るため、WANO（世界原子力発電事業者協会）の「パフォーマンス目標と基準」の評価項目を取り入れた緊急時対策本部要員の訓練評価シートを整備している。訓練参加者以外の者を評価者として配置し、評価者が訓練評価シートを用いて訓練参加者の対応状況を確認し評価する。総合訓練実施後は、訓練参加者及び評価者で訓練を振り返り、反省点、課題等を集約する等、訓練の実施結果を確認し、その中から改善が必要な事項を抽出し、手順、資機材、教育及び訓練計画への反映を行う。また、<u>WANOピアレビュー</u>、<u>IAEA（国際原子力機関）のOSART（運転安全調査団）等社外機関を招き</u>、教育及び訓練を含む取り組みについて、社外の視点での客観的な評価も取り入れている。</p>	<p>(2) 対応能力の向上 総合訓練における評価の信頼性向上を図るため、WANO（世界原子力発電事業者協会）の「達成目標と基準」の評価項目を取り入れた<u>災害対策要員</u>の訓練評価シートを整備する。訓練参加者以外の者を評価者として配置し、評価者が訓練評価シートを用いて訓練参加者の対応状況を確認し、評価する。総合訓練実施後は、訓練参加者及び評価者で訓練を振り返り、反省点、課題等を集約する等、訓練の実施結果を確認し、その中から改善が必要な事項を抽出し、手順、資機材、教育及び訓練計画への反映を行う。また、<u>WANO等の社外機関のピアレビューを受け</u>、教育及び訓練を含む取り組みについて、社外の視点での客観的な評価も取り入れている。</p>	<p>(2) 対応能力の向上 総合訓練における評価の信頼性向上を図るため、WANO（世界原子力発電事業者協会）の「パフォーマンス目標と基準」の評価項目を取り入れた<u>緊急時対策本部要員</u>の訓練評価シートを整備する。訓練参加者以外の者を評価者として配置し、評価者が訓練評価シートを用いて訓練参加者の対応状況を確認し、評価する。総合訓練実施後は、訓練参加者及び評価者で訓練を振り返り、反省点、課題等を集約する等、訓練の実施結果を確認し、その中から改善が必要な事項を抽出し、手順、資機材、教育及び訓練計画への反映を行う。また、<u>WANO等の社外機関のピアレビューを受け</u>、教育及び訓練を含む取り組みについて、社外の視点での客観的な評価も取り入れている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運用の相違</li> </ul> <p>【柏崎 6/7、東海第二】 ピアレビューを実施する社外機関の相違 (島根 2号炉は、WANO及びJANSIのピアレビューを実施している)</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>7. 実務経験によるプラント設備の習熟（第7表参照）</p> <p>運転員及び<u>緊急時対策要員</u>のうち<u>保全部員</u>は、計画的に実施する教育及び訓練の他、<u>日常業務に応じた実務経験</u>を通じてプラント設備の習熟を図っている。</p> <p>運転員は、通常時に実施する項目を定めた手順書に基づき、設備の巡視点検、<u>定期試験</u>及び運転に必要な操作を行うことにより、普段から、設備についての習熟を図る。</p> <p><u>緊急時対策要員</u>のうち<u>保全部員</u>は、設備の点検において、保守実施方法をまとめた<u>社内マニュアル</u>に基づき、現場にて、巡視点検、分解機器の状況確認、組立状況確認及び試運転の立会確認を行うとともに、<u>施工要領書</u>の内容確認及び作業工程検討等の保守点検活動を行うことにより、普段から設備についての習熟を図る。また、<u>重大事故等時</u>において復旧を迅速に実施するために、普段から<u>保守点検活動</u>を社員自らが行って部品交換等の実務経験を積むこと等により、原子炉施設及び予備品等について熟知する。併せて、<u>研修施設</u>にてポンプ、弁設備の分解点検、調整、部品交換等の実習を社員自らが実施することにより技能及び知識の向上を図る。</p> <p>なお、予備品を用いた<u>補機冷却系ポンプ電動機</u>の復旧作業は、<u>協力企業</u>の支援による実施としているが、本復旧作業は事故収束後のプラント安定状態を継続する上で有効であることから、直営訓練等を通じて復旧手順の整備や作業内容把握、<u>技能訓練施設</u>において予備品の類似機器を用いた分解点検や組立作業訓練等を通じて現場技能向上への取り組みを継続的に実施する。</p>	<p>7. 実務経験によるプラント設備への習熟（第1.0.9－7表参照）</p> <p>運転員及び<u>保全部員</u>は、計画的に実施する教育及び訓練の他、実務経験を通じてプラント設備への習熟を図っている。</p> <p>運転員は、通常時に実施する項目を定めた手順書に基づき設備の巡視点検、定期試験及び運転に必要な操作を行うことにより、普段から設備についての習熟を図る。</p> <p><u>保全部員</u>は、設備の点検において、保守実施方法をまとめた<u>社内規程</u>に基づき、現場に立ち、巡視点検、分解機器の状況確認、組立状況確認及び試運転の立会確認を行うとともに、<u>工事要領書</u>の内容確認及び作業工程検討等の保守点検活動を行うことにより普段から設備についての習熟を図る。また、<u>重大事故等時</u>において復旧を迅速に実施するために、普段から<u>保守点検活動</u>を社員自らが行って部品交換等の実務経験を積むこと等により、原子炉施設及び予備品等について熟知する。併せて、<u>研修施設</u>にてポンプ、弁設備の分解点検、調整、部品交換等の実習を社員自らが実施することにより技能及び知識の向上を図る。</p> <p>なお、予備品を用いた<u>残留熱除去系海水系ポンプ用電動機</u>及び<u>非常用ディーゼル発電機海水ポンプ用電動機</u>の復旧作業は、<u>協力会社</u>の支援による実施としているが、本復旧作業は事故収束後のプラント安定状態を継続する上で有効であることから、直営訓練等を通じて復旧手順の整備や作業内容把握、<u>研修施設</u>において予備品の類似機器を用いた分解点検や組立作業訓練等を通じて現場技能向上への取り組みを継続的に実施する。</p>	<p>7. 実務経験によるプラント設備の習熟（第7表参照）</p> <p>運転員及び<u>保全部員</u>は、計画的に実施する教育及び訓練の他、<u>実務経験</u>を通じて<u>プラント設備への習熟</u>を図っている。</p> <p>運転員は、通常時に実施する項目を定めた手順書に基づき、設備の巡視点検、<u>定期試験</u>及び運転に必要な操作を行うことにより、普段から設備についての習熟を図る。</p> <p><u>保全部員</u>は、設備の点検において、保守実施方法をまとめた<u>社内規程</u>に基づき、現場にて、巡視点検、分解機器の状況確認、組立状況確認及び試運転の立会確認を行うとともに、<u>作業要領書</u>の内容確認及び作業工程検討等の保守点検活動を行うことにより、普段から設備についての習熟を図る。また、<u>訓練施設</u>にてポンプ、弁設備の分解点検、調整、部品交換等の実習を社員自らが実施することにより技能及び知識の向上を図る。</p> <p>なお、予備品を用いた<u>原子炉補機海水ポンプ電動機</u>の復旧作業は、<u>協力会社</u>の支援による実施としているが、本復旧作業は事故収束後のプラント安定状態を継続する上で有効であることから、直営訓練等を通じて復旧手順の整備や作業内容把握、<u>訓練施設</u>において予備品の類似機器を用いた分解点検や組立作業訓練等を通じて現場技能向上への取り組みを継続的に実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運用の相違</li> <li>【東海第二】</li> <li>保守点検活動における直営作業実施の相違</li>   <li>・設備の相違</li> <li>【東海第二】</li> <li>海水系の設備構成の相違</li>   <li>【柏崎 6/7】</li> <li>原子炉補機冷却系について、原子炉補機海水系と設置場所が同一ではない屋内に設置しているため島根2号炉では選定対象外</li> </ul>

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>8. <u>自衛消防隊（当社社員以外）の教育及び訓練参加について</u></p> <p>自衛消防隊のうち、協力企業社員は、個別に締結している業務委託契約に基づいて必要な教育及び訓練を行うこととし、当社が作成した計画に従い、必要な教育を受け、当社が実施する個別訓練及び総合訓練に参加することにより、必要な力量の維持・向上を図る。</p> <p>9. 本社の緊急時対策要員の教育及び訓練について</p> <p>本社の緊急時対策要員に対しては、原子力防災対策活動及び重大事故等の現象について理解するための教育を行う。また、発電所対策本部への支援、社内外の情報収集及び災害状況の把握、情報発信、関係組織への連絡など、本社の活動に関する訓練を役割に応じて行い、必要な力量の維持・向上を図る。</p>	<p>8. <u>初期消火対応要員（当社社員以外）の教育及び訓練参加について</u></p> <p>初期消火対応要員のうち、当社社員以外の協力企業社員は、個別に締結している業務委託契約に基づいて必要な教育訓練を行うこととしている。このため、初期消火対応要員も当社が作成した教育訓練プログラムに従い必要な教育を受け、当社が実施する要素訓練及び総合訓練に参加することにより必要な力量の維持及び向上を図ることとしている。</p> <p>9. 本店（東京）の総合災害対策本部要員の教育及び訓練について</p> <p>本店の総合災害対策本部要員に対しては、原子力防災対策活動及び重大事故等の現象について理解するための教育を行う。また、発電所の災害対策本部への支援、社内外の情報収集及び災害状況の把握、情報発信、関係組織への連絡など本店の活動に関する訓練を役割に応じて行い、必要な力量の維持及び向上を図る。</p>	<p>8. <u>協力会社社員の教育及び訓練参加について</u></p> <p>緊急時対策要員のうち、当社社員以外の協力会社社員は、個別に締結している業務委託契約に基づいて必要な教育訓練を行うこととしている。このため、当社が作成した計画に従い必要な教育を受け、当社が実施する要素訓練及び総合訓練に参加することにより、必要な力量の維持及び向上を図ることとしている。</p> <p>9. 本社の緊急時対策要員の教育及び訓練について</p> <p>本社の緊急時対策要員に対しては、原子力防災対策活動及び重大事故等の現象について理解するための教育を行う。また、緊急時対策本部への支援、社内外の情報収集及び災害状況の把握、情報発信、関係組織への連絡など本社の活動に関する訓練を役割に応じて行い、必要な力量の維持及び向上を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制の相違</li> <li>【柏崎 6/7】</li> <li>協力会社社員適用範囲の相違</li> </ul>

第1表 重大事故等対策に関する教育及び訓練（運転員の主な教育内容）（1／2）

教育名	目的	内容	対象者	時間・頻度
異常時対応訓練 (指揮、状況判断)	異常時に指揮者として適切な指揮、状況判断ができるよう、異常時操作の監視項目について理解する。	・異常時操作の対応(判断・指揮命令)及び警報発生時の監視項目	当直長、当直副長	
異常時対応訓練 (中央制御室内対応)	異常時に中央制御室において適切な処置がとれるように、警報発生時の対応及び異常時操作の対応について理解する。	・原子炉の起動停止に関する操作と監視項目 ・各設備の運転操作と監視項目 ・警報発生時の対応(中央制御室) ・異常時操作の対応(中央制御室)	当直長、当直副手、当直主任、 当直副主任、主機操作員 ・各設備の運転操作の概要(異常時操作) ・警報発生時の対応(中央制御室) ・異常時操作の対応(中央制御室)	3年間で30時間以上 (他の項目も含む)
異常時対応訓練 (現場機器対応)	異常時に現場において適切な処置がとれるように、警報発生時の対応及び異常時操作の対応について知識を得る。	・原子炉の起動停止の概要 ・各設備の運転操作の概要(異常時操作) 【重大事故等の対応を含む】*	当直長、当直副手、当直主任、 主機操作員 ・各設備の運転操作の概要(異常時操作) ・警報発生時の対応(中央制御室)	3年間で15時間以上
シミュレータ訓練 I (連携訓練)	異常事象対応訓練(設計基準外事象含む)の連携措置の万全を図る。	・運転操作の連携訓練 【重大事故等の対応を含む】*	当直長、当直副手、主機操作員、 補機操作員	3年間で15時間以上
シミュレータ訓練 II 対応の万全を図る。	警報発生時及び異常事象時(設計基準外事象含む)の万全を図る。	・起動停止・異常時・警報発生時の対応・判断・ 指揮命令訓練 【重大事故等の対応を含む】*	当直主任、当直副主任、 主機操作員	3年間で9時間以上
シミュレータ訓練 III 対応の万全を図る。	警報発生時及び異常事象時(設計基準外事象含む)の万全を図る。	・起動停止、異常時、警報発生時の対応・判断・ 指揮命令訓練 【重大事故等の対応を含む】*	当直長、当直副長	3年間で9時間以上

第1.0.9-1表 重大事故等対策に関する教育（運転員の主な教育内容）（1／2）

教育名	目的	内容	対象者	時間・頻度
異常時対応訓練 (指揮、状況判断)	異常時に指揮者として適切な指揮、状況判断ができるよう、異常時操作の対応(判断・指揮命令)及び警報発生時の監視項目について理解する。	・異常時操作の対応(判断、指揮命令含む) ・警報発生時の監視項目	・発電長 ・副発電長	
異常時対応訓練 (中央制御室内対応)	異常時に中央制御室において適切な処置がとれるように、警報発生時の対応及び異常時操作の対応について理解する。	・原子炉の起動停止に関する操作と監視項目 ・各設備の運転操作と監視項目 ・異常時操作の対応操作(中央制御室) ・異常時操作の対応	・発電長 ・副発電長 ・運転員 I	3年間で30時間以上** (他の項目も含む)
異常時対応訓練 (現場機器対応)	異常時に現場において適切な処置がとれるように、警報発生時の対応及び異常時操作の対応について理解する。	・原子炉の起動停止の概要 ・各設備の運転操作の概要(現場操作) ・警報発生時の対応操作(現場操作) ・異常時操作の対応	・運転員 I ・副発電長 ・運転員 II	3年間で15時間以上** (他の項目も含む)
シミュレータ訓練 I (ファミリー訓練)	異常事象対応時(設計基準外事象含む)の連携措置の万全を図る。	・運転操作の連携訓練セシナーにて行う訓練 【重大事故等の対応を含む】** ※1	・運転員 I ・副発電長 ・運転員 II	3年間で15時間以上** (他の項目も含む)
シミュレータ訓練 II	警報発生時及び異常事象時(設計基準外事象含む)の万全を図る。	・起動停止・異常時・警報発生時の対応訓練 自社シミュレータ又はBWR運転訓練セシナーにて行う訓練 【重大事故等の対応を含む】** ※1	・運転員 I	3年間で9時間以上**
シミュレータ訓練 III	警報発生時及び異常事象時(設計基準外事象含む)の万全を図る。	・起動停止、異常時・警報発生時の対応・ 判断・指揮命令訓練 自社シミュレータ又はBWR運転訓練セシナーにて行う訓練 【重大事故等の対応を含む】** ※1	・運転員 I ・副発電長	3年間で9時間以上** (他の項目も含む)

※1：富島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、充実強化した内容

※2：保安規定 保安教育に定められた教育時間

第1.0.9-2表 重大事故等対策に関する教育及び訓練（運転員の主な教育内容）（1／2）

教育名	目的	内容	対象者	時間・頻度
異常時対応訓練 (指揮、状況判断)	異常時に指揮者として適切な指揮、状況判断ができるよう、異常時操作の対応(判断・指揮命令含む)及び警報発生時の監視項目について理解する。	・異常時操作の対応(判断、指揮命令含む) ・警報発生時の監視項目	当直長、当直副長	
異常時対応訓練 (中央制御室内対応)	異常時に中央制御室において適切な処置がとれるように、警報発生時の対応及び異常時操作の対応について理解する。	・原子炉の起動停止に関する操作と監視項目 ・各設備の運転操作と監視項目 ・警報発生時の対応操作(中央制御室) ・異常時操作の対応	当直主任、当直副主任、 運転士	3年間で30時間以上** (他の項目も含む)
異常時対応訓練 (現場機器対応)	異常時に現場において適切な処置がとれるように、警報発生時の対応及び異常時操作の対応について理解する。	・運転操作の際の連携訓練 自社シミュレータ又はBWR運転訓練セシナーにて行う訓練 【重大事故等の対応を含む】** ※1	・運転員 I ・副発電長 ・運転員 II	3年間で9時間以上** (他の項目も含む)
シミュレータ訓練 I	異常事象対応時(設計基準外事象含む)の連携措置の万全を図る。	・運転操作の際の連携訓練 自社シミュレータ又はBWR運転訓練セシナーにて行う訓練 【重大事故等の対応を含む】** ※1	当直主任、運転士、 補助運転士	3年間で15時間以上** (他の項目も含む)
シミュレータ訓練 II	警報発生時及び異常事象時(設計基準外事象含む)の万全を図る。	・起動停止・異常時・警報発生時の対応・判断・ 指揮命令訓練 自社シミュレータ又はBWR運転訓練セシナーにて行う訓練 【重大事故等の対応を含む】** ※1	当直主任、運転士	3年間で9時間以上** (他の項目も含む)
シミュレータ訓練 III	警報発生時及び異常事象時(設計基準外事象含む)の万全を図る。	・起動停止、異常時、警報発生時の対応・判断・ 指揮命令訓練 自社シミュレータ又はBWR運転訓練セシナーにて行う訓練 【重大事故等の対応を含む】** ※1	当直長、当直副長	3年間で9時間以上** (他の項目も含む)

※1：東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、充実強化した内容

※2：保安規定 保安教育に定められた教育時間

備考

第1表 重大事故等対策に関する教育及び訓練（運転員の主な教育内容）(2/2)

教育名	目的	内容	対象者	時間・頻度
アクシデントマネジメント教育（基礎的知識）	アクシデントマネジメントに関する基礎的知識を習得する。	・アクシデントマネジメントの概要 ・津波アクシデントマネジメントの概要※	当直長、当直副長、当直主任、 当直副主任、主機操作員、 補機操作員	1回/年
アクシデントマネジメント教育（応用的知識）	事故時のプラント挙動、プラント状況に合致した機能別設備を活用したアクシデントマネジメントの専門的知識を習得する。	・代表的な事故シナリオの流れとプラント挙動 ・機能別の設備のプラント状況にあつた優先順位	当直長、当直副長	1回/年
防災教育	・発電所員として必要な基礎知識を理解する。 ・原子力災害に関する知識を習得し、原子力防災活動の円滑な実施に資する。	・原災法及び関係法令の概要 ・原子力事業者防災業務計画の概要 ・防災体制、防災組織及び活動 ・緊急時活動レベル（E.A.L） ・放射線人体に及ぼす影響に關すること ・放射線对人体に及ぼす影響に關すること ・放射線防護等に關すること ・機器の用途、測定方法、機器の取扱い方法の理解	実施組織 (役割に応じた項目)	1回/年
<b>※：福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、充実強化した内容</b>				
<b>第1.0.9-1表 重大事故等対策に関する教育（運転員の主な教育内容）(2/2)</b>				
教育名	目的	内容	対象者	時間・頻度
防災教育 (原子力防災体制、組織及び地域防災計画に関する知識)	・発電所員として必要な基礎知識の理解 ・原子力災害に関する知識を習得し、原子力防災活動の円滑な実施に資する	・原子力災害対策特別措置法及び関係法令の概要 ・原子力事業者防災業務計画の概要 ・防災体制、防災組織及び活動 ・緊急時活動レベル（E.A.L）	・発電長 ・副発電長 ・運転員I、運転員II	1回/年
防災教育 (放射線防護に関する知識)	・放射線安全の観点から放射線の人体に及ぼす影響、放射線防護等に関する知識の理解	・放射線の人体に及ぼす影響に關すること ・線量限度等、被ばく管理に關すること ・放射線防護等に關すること	・発電長 ・副発電長 ・運転員I、運転員II	1回/年
防災教育 (放射線及び放射性物質の測定機器並びに対応する测定方法を含む防災対策上の諸設備に関する知識)	・機器の用途、測定方法、機器の取扱い方法の理解	・防災関係設備に關すること	・発電長 ・副発電長 ・運転員I、運転員II	1回/年
アクシデントマネジメント（基礎的知識）	アクシデントマネジメントに関する基礎的知識の習得	・アクシデントマネジメントの概要 ・津波アクシデントマネジメントの概要※	・発電長 ・副発電長 ・運転員I、運転員II	1回/年
アクシデントマネジメント教育（応用的知識）	事故時における原子炉施設の挙動、プラント状況に合致した機能別設備を活用したアクシデントマネジメントの専門的知識の習得	・代表的な事故シナリオの流れとプラント挙動 ・機能別の設備のプラント状況にあつた優先順位	・発電長 ・副発電長	1回/年
発電所総合訓練	想定した原子力災害への対応、各作業班や組織間の連携等、組織があらかじめ定めた機能を發揮できることを確認する	・当直の活動 ・各作業班との連携 ・当直の意思決定 【重大事故等を想定し、上記を実施】※1	・発電長 ・副発電長 ・運転員I、運転員II	1回/年
<b>※1：福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、充実強化した内容</b>				
<b>※2：保安規定「保安教育に定められた教育時間</b>				
<b>第1表 重大事故等対策に関する教育及び訓練（運転員の主な教育内容）(2/2)</b>				
教育名	目的	内容	対象者	時間・頻度
防災教育 (原子力防災体制、組織及び活動に関する知識)	・発電所員として必要な基礎知識の理解 ・原子力災害に関する知識を習得し、原子力防災活動の円滑な実施に資する	・原子力災害対策特別措置法及び関係法令の概要 ・原子力事業者防災業務計画の概要 ・防災体制、防災組織及び活動 ・緊急時活動レベル（E.A.L）※1	当直長、当直副長、当直主任、 運転士、補助運転士	1回/年
防災教育 (放射線防護に関する知識)	・放射線安全の観点から放射線の人体に及ぼす影響、放射線防護等に関する知識の理解	・放射線の人体に及ぼす影響に關すること ・線量限度等、被ばく管理に關すること ・放射線防護等に關すること	当直長、当直副長、当直主任、 運転士、補助運転士	1回/年
防災教育 (放射線及び放射性物質の測定機器並びに測定方法を含む防災対策上の諸設備に関する知識)	・機器の用途、測定方法、機器の取扱い方法の理解	・防災関係設備に關すること	当直長、当直副長、当直主任、 運転士、補助運転士	1回/年
アクシデントマネジメント教育 (基礎的知識)	アクシデントマネジメントに関する基礎的知識の習得	・シビアアクシデントの概要※1 ・シビアアクシデントマネジメントの物理現象※1 ・アクシデントマネジメントの概要※1 ・代表的な事故シナリオの流れとプラント挙動の概要※1 ・重大事故等時における体制と役割※1	当直長、当直副長、当直主任、 運転士、補助運転士	1回/年
アクシデントマネジメント教育 (応用的知識)	事故時における発電用原子炉施設の挙動、プラント状況に合致した機能別設備を活用したアクシデントマネジメントの専門的知識の習得	・シビアアクシデントの物理現象※1 ・代表的な事故シナリオの流れとプラント挙動の手順※1 ・具体的なアクシデントマネジメントの手順※1 ・機能別の設備のプラント状況にあつた優先順位	当直長、当直副長	1回/年
総合訓練	想定した原子力災害への対応、各機能班や組織間の連携等、組織があらかじめ定めた機能を発揮できることを確認することを確認する	・当直の活動 ・各機能班の連携 ・当直の意思決定 【重大事故等を想定し、上記を実施】※1	当直長、当直副長、当直主任、 運転士、補助運転士	1回/年
<b>※1：東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、充実強化した内容</b>				
<b>※2：保安規定「保安教育に定められた教育時間</b>				
<b>島根原子力発電所 2号炉</b>				
<b>備考</b>				
<p>・運用の相違  <b>【柏崎 6/7、東海第二】</b>      島根 2号炉は、「津波アクシデントマネジメントの概要」は「アクシデントマネジメント概要」に含め実施</p>				

第2表 重大事故等対策に関する教育及び訓練（実施組織（運転員を除く）の主な教育内容）

教育名	目的	内容	対象者	頻度
アクシデントマネジメント 教育（基礎的知識）	アクシデントマネジメントに関する基礎的知識 の習得	・アクシデントマネジメントの概要 ・津波アクシデントマネジメントの概要*	実施組織 (自衛消防隊を除く)	1回／年
アクシデントマネジメント 教育（応用的知識）	事故時のアラート挙動、プラント状況に合致した 機能別設備を活用したアクシデントマネジメントの専門的知識の習得	・代表的な事故シナリオの流れとプラント挙動 ・機能別の設備のプラント状況にあつた優先順位	実施組織 (統括、班長)	1回／年
防災教育	・発電所員として必要な基礎知識の理解 ・原子力災害に関する知識を習得し、原子力防災 活動の円滑な実施に資する。	・原災法及び関係法令の概要 ・原子力事業者防災業務計画の概要 ・防災体制、防災組織及び活動 ・防災関係設備 ・発電所設備概要	実施組織 (役割ごとに項目)	1回／年
総合訓練	想定した原子力災害への対応、各機能や組織間の 連携等、組織があらかじめ定められた機能を發揮 できることを確認する。  ※：福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、充実強化した内容	・各機能別の活動 ・各機能別の連携 ・本部の意思決定 ・本社本部との連携  【重大事故等を想定し、上記を実施】*	緊急時対策要員	1回／年

第1.0.9-2表 重大事故等対策に関する教育（災害対策要員（当直（運転員）を除く）の主な教育内容）(1/2)

教育名	目的	内容	対象者	頻度
防災教育 (原子力防災体制、組織及び地域防災計画に 関する知識)	・発電所員として必要な基礎知識の理 解 ・原子力災害に関する知識を習得し、 原子力防災活動の円滑な実施に資 する。	・原子力災害対策特別措置法及び関係法令の 概要 ・原子力事業者防災業務計画の概要 ・防災体制、防災組織及び活動 ・緊急時活動レベル（E A L）*	・本部員 ・運営支援組織 ・技術支援組織 ・実施組織 ・実施要員を除く)	1回／年
防災教育 (放射線防護に関する知 識)	・放射線安全の観点から放射線の人体 に及ぼす影響、放射線防護等に関する 知識の理解	・放射線の人体に及ぼす影響に関するこ と ・線量限度等、被ばく管理に関するこ と ・放射線防護に関するこ と	・本部員 ・運営支援組織 ・技術支援組織 ・実施組織 ・実施要員を除く)	1回／年
防災教育 (放射線及び放射性物 質の測定機器並びに測 定方法を含む防災対策 上の諸設備に関する知 識)	・機器の用途、測定方法、機器の取扱 い方法の理解	・放射線の人体に及ぼす影響に関するこ と ・線量限度等、被ばく管理に関するこ と ・放射線防護に関するこ と	・運営支援組織（広報班） ・技術支援組織（班長、班 員及び重大事故等対応 要員（放射線測定対応） ・実施組織（班長、初期消 火対応要員及び重大事 故等対応要員（爆破抑制 対応、アクセスルート確 保対応、電源確保対応、 給水確保対応））	1回／年

※：福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、充実強化した内容

第2表 重大事故等対策に関する教育及び訓練（実施組織（運転員を除く）の主な教育内容）

教育名	目的	内容	対象者	頻度
防災教育 (原子力防災体制、組織及び活 動に関する知識)	・発電所員としての必要な基礎知識の理解 ・原子力災害に関する知識を習得し、原子力防 災活動の円滑な実施に資する。	・原子力災害対策特別措置法及び関係法令の概要 ・原子力事業者防災業務計画の概要 ・防災体制、防災組織及び活動 ・緊急時活動レベル（E A L）*	実施組織 (自衛消防隊を除く)	1回／年
防災教育 (放射線防護に関する知識)	・放射線安全の観点から放射線の人体に及ぼす 影響、放射線防護等に関する知識の理解	・放射線の人体に及ぼす影響に関するこ と ・線量限度等、被ばく管理に関するこ と ・放射線防護に関するこ と	実施組織	1回／年
防災教育 (放射線及び放射性物質の測定 機器並びに測定方法を含む防災 対策上の諸設備に関する知識)	・機器の用途、測定方法、機器の取扱い方法の 理解	・放射線防護設備に関するこ と	実施組織	1回／年
アクシデントマネジメント教育 (基礎的知識)	アクシデントマネジメントに関する基礎的知識 の習得	・シビアアクシデントマネジメントの概要*	実施組織 (自衛消防隊を除く)	1回／年
アクシデントマネジメント教育 (応用的知識)	事故時ににおける発電用原子炉施設の挙動、ブ ラント状況に合致した機能別設備を活用したアク シデントマネジメントの物理現象*	・シビアアクシデントマネジメントの物理現象*	実施組織 (各班長)	1回／年
総合訓練	想定した原子力災害への対応、各機能班や組織 間の連携等、組織があらかじめ定めた機能 を發揮できることを確認する。	・各機能班の活動 ・各機能班の連携 ・本部の意思決定 ・総本部との連携  【重大事故等を想定し、上記を実施】*	緊急時対策要員	1回／年

※：東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、充実強化した内容

・運用の相違  
**【柏崎 6/7、東海第二】**  
 島根 2 号炉は、「津波  
アクシデントマネジメ  
ントの概要」は「アク  
シデントマネジメント  
概要」に含め実施

・体制の相違  
**【東海第二】**  
 島根 2 号炉は、実施  
組織と支援組織に分割  
記載

第1.0.9-2表 重大事故等対策に関する教育（災害対策要員（当直（運転員）を除く）の主な教育内容）(2/2)

教育名	目的	内容	対象者	頻度
アクシデントマネジメント教育 (基礎的知識)	アクシデントマネジメントに関する基礎的知識の習得	・アクシデントマネジメントの概要 ・津波アクシデントマネジメントの概要*	・本部員 ・運営支援組織 ・技術支援組織 ・実施組織 ・初期消火対応要員を除く)	1回／年
アクシデントマネジメント教育 (応用的知識)	事故時ににおける原子炉施設の挙動、プラント状況に合致した機能別設備を活用したアクシデントマネジメントの専門的知識の習得	・代表的な事故シナリオの流れとプラント挙動・機能別の設備のプラント状況にあつた優先順位	・本部長 ・本部長代理 ・技術支援組織（本部員、班長、班員）	1回／年
発電所総合訓練	想定した原子力災害への対応、各作業班や組織間の連携等、組織があらかじめ定められた機能を発揮できることを確認する。	・各作業班の活動 ・各作業班の連携 ・本部の意思決定 ・本店本部との連携 【重大事故等を想定し、上記を実施】*	・災害対策要員	1回／年
その他訓練	あらかじめ定められた機能を発揮できるようにするために資機材操作を含めて行い、機能毎の応応能力向上を図る。	・通報訓練 ・モニタリング訓練 ・避難誘導訓練 ・緊急時被ばく医療訓練	・運営支援組織（情報班） ・技術支援組織（放射線管理班） ・運営支援組織（庶務班（総務）） ・運営支援組織（庶務班（保安）） ・技術支援組織（放射線管理班）	1回／年

※：福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、充実強化した内容

第3表 重大事故等対策に関する教育及び訓練（支援組織の主な教育内容）

教育名	目的	内容	対象者	頻度
アクシデントマネジメント 教育（基礎的知識）	アクシデントマネジメントに関する基礎的知識の習得	・アクシデントマネジメントの概要 ・津波アクシデントマネジメントの概要 *	技術支援組織、運営支援組織、立候補、通報班	1回／年
アクシデントマネジメント 教育（応用的知識）	事故時のプラント挙動、プラント状況に合致した機種別設備を活用したアクシデントマネジメントの専門的知識の習得	・代表的な事故シナリオの流れとプラント挙動 ・機能別の設備のプラント状況にあつた優先順位	技術支援組織（統括、班長、要員（計画班））	1回／年
防災教育	・発電所員として必要な基礎知識の理解 ・原子力災害に対する知識を習得し、原子力防災活動の円滑な実施に資する。	・原災法及び関係法令の概要 ・原子力事業者防災業務計画の概要 ・防災体制、防災組織及び活動 ・防災関係設備	技術支援組織（役割ごとに定じた項目）	1回／年
総合訓練	想定した原子力災害への対応、各機能や組織間の連携等、組織があらかじめ定められた機能を発揮できることを確認する。	・各機能班の活動 ・各機能班の連携 ・本社本部との連携 【重大事故等を想定し、上記を実施】*	緊急時対策要員	1回／年
その他訓練	あらかじめ定められた機能を発揮できるようにするために資機材操作を含めて行い、機能ごとの対応能力向上を図る。	・通報訓練 ・モニタリング訓練 ・避難誘導訓練 ・原子力災害医療訓練	運営支援組織（通報班） 技術支援組織（保安班） 運営支援組織（総務班） 運営支援組織（総務班）、 技術支援組織（保安班）	1回／年

※：福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、充実強化した内容

東海第二発電所（2018.9.18版）

島根原子力発電所 2号炉

教育名	目的	内容	対象者	頻度
防災教育 (原子力防災体制、組織及び活動に関する知識)	・発電所員として必要な基礎知識の理解 ・原子力災害に対する知識を習得し、原子力防災活動の実施を実施する知識	・原子力災害対策特別措置法及び関係法令の概要 ・原子力事業者防災業務計画の概要 ・防災体制、防災組織及び活動 ・緊急時活動ヘルプ（E.A.L）*	技術支援組織、運営支援組織	1回／年
防災教育 (放射線防護に関する知識)	・放射線安全の観点から放射線の人体に及ぼす影響、放射線防護等に関する知識の理解	・放射線の人体に及ぼす影響に関すること ・線量限界等、被ばく管理に関すること ・放射線防護に関すること	技術支援組織、運営支援組織	1回／年
防災教育 (放射線防護に関する知識)	・放射線安全の観点から放射線の人体に及ぼす影響、放射線防護等に関する知識の理解	・防災関係設備に関すること	技術支援組織、運営支援組織	1回／年
アクシデントマネジメント教育 (基礎的知識)	・機器の測定方法、機器の正確い方法の理解	・シビアアクシデントの概要*	技術支援組織、運営支援組織	1回／年
アクシデントマネジメント教育 (応用的知識)	・機器並びに測定方法を含む防災対策上の諸設備に関する知識	・シビアアクシデントの物理現象*	技術支援組織、運営支援組織	1回／年
総合訓練	事故時における常用原子炉施設の運動、プラント状況に合致した機能別設備を活用したアクシデントマネジメントの専門的知識の習得	・シビアアクシデントの物理現象 ・代表的な手順シナリオの流れ、プラント挙動 ・機能別の設備の習得	（統括、技術班、各班長）	1回／年
その他訓練	想定した原子力災害への対応、各機能や組織間の連携等、組織があらかじめ定めた機能を発揮できることを確認する	・各機能班の活動 ・本部の意見交換 【重大事故等を想定し、上記を実施】*	緊急時対策要員 （通報・連絡訓練）	1回／年
	あらかじめ定めた機能を発揮できるようするために資機材操作を含めて行い、機能ごとの対応能力向上を図る。	・緊急時モニタリング訓練 ・避難誘導訓練 ・緊急被ばく医療訓練	（情報管理班、通報班） 技術支援組織（放射線管理班） 運営支援組織（支援班） 技術支援組織（放射線管理班） 運営支援組織（支援班）	1回／年

※：東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、充実強化した項目

・運用の相違  
【柏崎 6/7】  
島根2号炉は、「津波アクシデントマネジメントの概要」は「アクシデントマネジメント概要」に含め実施

第4表 重大事故等対策に関する主な訓練（1／6）

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)				島根原子力発電所 2号炉	備考
教育訓練項目	教育訓練に使用する手順書	対象者	個別訓練名称及び頻度		
G TGによる給電	○多様なハザードに対する手順 ・第二G TGによる荒浜制緊急用M/C受電 ・第二G TGによる大渦制緊急用M/C受電	復旧班員	・ガスバーン発電機車(GTG M)操作訓練:2回／年 ・緊急用M/C受電訓練:1回／年		
電源車による給電	○多様なハザードに対する手順 ①電源車による給電(AM用動力変圧器装置) ②電源車による給電(緊急用給電装置7A接続) ③電源車による給電(緊急用給電装置7A接続)	復旧班員	①電源車操作訓練:2回／年 ①緊急用M/C受電訓練:1回／年 ②P/C受電訓練:2回／年 ①ケーブル接続訓練:2回／年		
緊急用M/Cからの受電	○AM 設備駆動手順書 ・緊急用M/CからのM/C 7C・7Dへの電路構成	連絡班員	・緊急用M/CからのM/C 7C・7Dへの電路構成:1回／年		
電源確保	○AM 設備駆動手順書 ・(D/G (A) (B) による他号炉への電力融通)	連絡班員	・D/G (A) (B) による他号炉への電力融通:1回／年		
号機間融通	○多様なハザードに対する手順 ・各号炉 D/G (A/B)による緊急用 M/C受電から各号炉への送電	復旧班員	・緊急用M/C受電訓練:1回／年		
G TG, 電源車への燃料補給	○多様なハザードに対する手順 ①非常用ID/G燃料タンクからタンクローリーへの給油 ②タンクローリーから各機器等への給油	復旧班員	①非常用ID/G燃料タンクからの補給訓練:2回／年 ②燃料地下タンクからの補給訓練:2回／年		

第1.0.9-3表 重大事故等対策に関する訓練（教育訓練項目と対象者及び訓練名の関係）（1／9）

教育訓練項目	教育訓練に使用する手順書	対象者	要素訓練名称及び頻度
常設代替高压電源装置による給電	○非常時運転手順書II (微候ベース) ・常設代替交流電源設備による緊急用M/CからのM/C 2C, 2D受電	運転員	・常設代替高压電源設備による非常用所内電気設備への給電:1回／年
電源確保	○重大事故等対策要領 ・常設代替高压電源装置起動手順	重大事故等対応要員 (電源確保対応)	・常設代替高压電源装置 (現場起動) による給電:1回／年
可搬型代替高压電源車による給電	○非常時運転手順書II (微候ベース) ①可搬型代替交流電源設備によるP/C 2C及び2D受電 ②可搬型代替交流電源設備による緊急用P/C, M/C給電	運転員	①可搬型代替低压電源車による非常用所内電気設備への給電:1回／年 ②可搬型代替高压電源車による代替所内電気設備への給電:1回／年
非常用高压母線受電	○非常時運転手順書II (微候ベース) ・可搬型代替高压電源車起動手順	重大事故等対応要員 (電源確保対応)	・可搬型代替高压電源車起動操作:1回／年
常設代替高压電源装置による給電	○非常時運転手順書II (微候ベース) ①タンクローリーへの給油手順 ②タンクローリーからの給油手順 ③燃料補給設備の確認手順	運転員	・高压荷重フレイシングゼル発電機による電源融通:1回／年

※：教育訓練に使用する手順書、要素訓練名称及び頻度等は、今後の検討等により変更となる可能性があります。

第4表 重大事故等対策に関する主な訓練（2／6）

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)		島根原子力発電所 2号炉		備考
教育訓練項目	教育訓練に使用する手順書 ○AM設備別操作手順書 ①HPAC現地起動 ②RCIC現地起動 ③HPCF緊急注水 ④CRDIによる原子炉注水 ⑤SLCボンブによる原子炉注水	対象者 運転員	①HPAC現地起動：1回／年 ②RCIC現地起動：1回／年 ③HPCF緊急注水：1回／年 ④CRDIによる原子炉注水：1回／年 ⑤SLCボンブによる原子炉注水：1回／年	
原子炉の減圧	○AM設備別操作手順書 ①SRV駆動装置保証 ②バッテリーによるSRV開放(多重保護)：1回／年	運転員	①SRV駆動装置保証：1回／年 ②バッテリーによるSRV開放(多重保護)：1回／年	
原子炉の停止 人間作業	○AM設備別操作手順書 ①RHRによる原子炉注水 ②MUWCによる原子炉注水 ③消防ポンプによる原子炉注水 ④消防車による原子炉注水	運転員	①RHRによる原子炉注水：1回／年 ②MUWCによる原子炉注水：1回／年 ③消防ポンプによる原子炉注水：1回／年 ④消防車による原子炉注水：1回／年	
原子炉の停止 炉心損傷緩和	○多機能カード対応手順 ・消防車による送水(原子炉注水) ○AM設備別操作手順書 ①RHRによる原子炉除熱 ②代替HTRによる補機冷却水確保	復旧班員 運転員	・消防車による送水訓練：1回／年 ・消防車による送水訓練：2回／年 ①RHRによる原子炉除熱：1回／年 ②代替HTRによる補機冷却水確保：1回／年	
最終一トランクへの 熱輸送	○多機能カード対応手順 ①熱交換器ユニットによる補機冷却水確保 ②代替原子炉補機冷却水ポンプによる補機冷却水 確保 ③大容量送水車による補機冷却水確保 ・電源車準備：2回／年	復旧班員 運転員	①②③代替 HTR による補機冷却水確保訓練(下記訓練の総称) ・資機材移動配置訓練：1回／年 ・代替 HTR 移動訓練：1回／年 ・ホース接続訓練：1回／年 ・ケーブル接続訓練：1回／年 ・代替 RSW ホース設置訓練：1回／年 ・電源車準備：2回／年	
第1.0.9-3表 重大事故等対策に関する訓練（教育訓練項目と対象者及び訓練名の関係）(2／9)		東海第二発電所 (2018.9.18版)		
教育訓練項目	教育訓練に使用する手順書 ○非常時運転手順書Ⅱ(微候ベース) ・D/G 2C, 2D及びHPCS D/G海水系 への代替送水	対象者 運転員	・D/G 2C, 2D及びHPCS D/G海水系 への代替送水準備：1回／年	要素訓練名及び頻度
非常用ディーゼル発電機等冷却 水確保	○重大事故等対策要領 ・可搬型代替注水大型ポンプによる送水	重大事故等 対応要員 (給水確保 対応)	・非常用ディーゼル発電機等冷却系海水系ホース接 続：1回／年 ・可搬型代替注水大型ポンプ設置送水：1回／年	
蓄電池による給 電	○非常時運転手順書Ⅱ(微候ベース) ・125V A系及びB系蓄電池による直流125V主母線 盤2A及び2B受電 ○非常時運転手順書Ⅱ(微候ベース) ①可搬型代替直流電源設備による直流125V ②可搬型代替直流電源設備による緊急用直流125V 主母線盤受電	運転員	①可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線 盤2A及び2B受電：1回／年 ②可搬型代替直流電源設備による緊急用直流125V 主母線盤受電：1回／年	
電源確保	○重大事故等対策要領 ・可搬型代替低圧電源起動手順	重大事故等 対応要員 (電源確保 対応)	・可搬型代替直流電源設備による給電：1回／年	
原子炉の停止	○非常時運転手順書Ⅱ(微候ベース) ・現場操作による制御棒挿入(手動) ○非常時運転手順書Ⅱ(微候ベース) ①高压代替注水系現場起動による原子炉圧力容器 への注水 ②ほう酸水注入系による原子炉圧力容器へのほう 酸水注入及び注水	運転員	・現場操作による制御棒挿入：1回／年 ①高压代替注水系現場起動による原子炉圧力容器 への注水 ②ほう酸水注入系による原子炉圧力容器へのほう 酸水注入及び注水：1回／年	
炉心損傷緩和	※：教育訓練に使用する手順書、要素訓練名及び頻度等は、今後の検討等により変更となる可能性があります。			

第4表 重大事故等対策に関する主な訓練（3／6）

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)				島根原子力発電所 2号炉	備考
教育訓練項目	教育訓練に使用する手順書	対象者	個別訓練名称及び頻度		
格納容器内の冷却・滅災 格納容器破損防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○AM 設備操作手順書           <ul style="list-style-type: none"> <li>①MUWCによるPCVスプレイ:1回／年</li> <li>②消防ポンプによるPCVスプレイ:1回／年</li> <li>③消防車によるPCVスプレイ:1回／年</li> <li>④PCVヘッド(イルターベット使用)</li> <li>⑤「PCVヘッド漏れ強化(インチ)使用」</li> <li>⑥「PCVヘッド漏れ強化(インチ)予備芯」:1回／年</li> </ul> </li> </ul>	連絡員	<ul style="list-style-type: none"> <li>①MUWCによるPCVスプレイ:1回／年</li> <li>②消防ポンプによるPCVスプレイ:1回／年</li> <li>③消防車によるPCVスプレイ:1回／年</li> <li>④PCVヘッド(イルターベット使用)</li> <li>⑤PCVヘッド漏れ強化(インチ)使用</li> <li>⑥PCVヘッド漏れ強化(インチ)予備芯</li> </ul>		
水素爆発による原子 炉建屋等の損傷防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多様なハサード対応手順           <ul style="list-style-type: none"> <li>①「イルターベット水位調整水抜き」</li> <li>②「イルターベット水位調整水抜き」</li> <li>③「イルターベット停止後のNバージ」</li> </ul> </li> </ul>	復旧班員	<ul style="list-style-type: none"> <li>①消防車による注水訓練:1回／年</li> <li>②消防車による連結送水訓練:2回／年</li> <li>③消防車による水位調整:1回／年</li> <li>④消防車による開放訓練:1回／年</li> </ul>		
使用済燃料プールへ 注入維持及び 燃料取扱和 水注入操作	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多様なハサード対応手順           <ul style="list-style-type: none"> <li>①「消防車による送水(原子炉ウェル注水)」</li> <li>②「消防車による送水(原子炉ウェル注水)」</li> <li>③「消防車による送水(SFP可搬型スプレイ)」</li> <li>④「消防車による送水(SFP常設スプレイ)」</li> <li>⑤「消防車による送水(SFP可搬型スプレイ)」</li> </ul> </li> </ul>	連絡員	<ul style="list-style-type: none"> <li>①RHRIによるSFP注水:1回／年</li> <li>②SPCUによるSFP注水:1回／年</li> <li>③MUWCによるSFP注水:1回／年</li> <li>④消防ポンプによるSFP注水:1回／年</li> <li>⑤消防車によるSFP注水:1回／年</li> </ul>		
原子炉の減圧 低圧の原子炉へ 注入操作	<ul style="list-style-type: none"> <li>○重大事故等対策要領           <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型窒素供給装置（小型）による送気</li> </ul> </li> </ul>	運転員	<ul style="list-style-type: none"> <li>①逃がし安全弁駆動源確保（高圧窒素ガスポンベ切替、可搬型窒素供給装置（小型））:1回／年</li> <li>②逃がし安全弁電源確保（可搬型蓄電池、可搬型計測器）:1回／年</li> </ul>		
炉心損傷緩和 最終ヒートシングルへの熱輸送 インダーフェイ スシステムLO CA発生時の対 応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○非常時運転手順書II（微候ベース）           <ul style="list-style-type: none"> <li>①逃がし安全弁による原子炉減圧（駆動源確保）</li> <li>②逃がし安全弁による原子炉減圧（電源確保）</li> </ul> </li> <li>○重大事故等対策要領           <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型窒素供給装置（小型）による送気</li> </ul> </li> <li>○非常時運転手順書II（微候ベース）           <ul style="list-style-type: none"> <li>①低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水:1回／年</li> <li>②消防ポンプによる原子炉圧力容器への注水</li> <li>③補給水系による原子炉圧力容器への注水</li> </ul> </li> <li>○非常時運転手順書II（微候ベース）           <ul style="list-style-type: none"> <li>①低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水</li> <li>②可搬型代替注水大型ポンプによる送水</li> <li>③連絡配管閉止フランジの切替え</li> </ul> </li> <li>○重大事故等対策要領           <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型代替注水大型ポンプによる冷却水確保</li> </ul> </li> <li>○非常時運転手順書II           <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉建屋制御</li> </ul> </li> <li>○非常時運転手順書II           <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉建屋制御</li> </ul> </li> </ul>	運転員	<ul style="list-style-type: none"> <li>①逃がし安全弁駆動源確保（高圧窒素ガスポンベ切替、可搬型窒素供給装置（小型））:1回／年</li> <li>②逃がし安全弁電源確保（可搬型蓄電池、可搬型計測器）:1回／年</li> </ul>		
東海第二発電所 (2018.9.18版)					
※：教育訓練に使用する手順書、要素訓練名称及び訓練名の関係）（3／9）					
教育訓練項目	教育訓練に使用する手順書	対象者	要素訓練名称及び頻度		
原子炉の減圧	<ul style="list-style-type: none"> <li>○非常時運転手順書II（微候ベース）           <ul style="list-style-type: none"> <li>①逃がし安全弁による原子炉減圧（駆動源確保）</li> <li>②逃がし安全弁による原子炉減圧（電源確保）</li> </ul> </li> </ul>	運転員	<ul style="list-style-type: none"> <li>①逃がし安全弁駆動源確保（高圧窒素ガスポンベ切替、可搬型窒素供給装置（小型））:1回／年</li> <li>②逃がし安全弁電源確保（可搬型蓄電池、可搬型計測器）:1回／年</li> </ul>		
低圧の原子炉へ 注入操作	<ul style="list-style-type: none"> <li>○重大事故等対策要領           <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型窒素供給装置（小型）による送気</li> </ul> </li> </ul>	運転員	<ul style="list-style-type: none"> <li>①低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水:1回／年</li> <li>②消防ポンプによる原子炉圧力容器への注水</li> <li>③補給水系による原子炉圧力容器への注水</li> </ul>		
最終ヒートシングルへの熱輸送	<ul style="list-style-type: none"> <li>○重大事故等対策要領           <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型代替注水大型ポンプによる送水</li> <li>②可搬型代替注水大型ポンプによる送水</li> <li>③連絡配管閉止フランジの切替え</li> </ul> </li> </ul>	運転員	<ul style="list-style-type: none"> <li>①可搬型代替注水大型ポンプ設置送水 :1回／年</li> <li>②可搬型代替注水大型ポンプ設置送水 :1回／年</li> <li>③連絡配管閉止フランジの切替え</li> </ul>		
インダーフェイ スシステムLO CA発生時の対 応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○非常時運転手順書II           <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉建屋制御</li> </ul> </li> <li>○非常時運転手順書II           <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉建屋制御</li> </ul> </li> </ul>	運転員	<ul style="list-style-type: none"> <li>①可搬型代替注水大型ポンプ設置送水 :1回／年</li> <li>②可搬型代替注水大型ポンプ設置送水 :1回／年</li> <li>③連絡配管閉止フランジの切替え</li> </ul>		
※：教育訓練に使用する手順書、要素訓練名称及び頻度等は、今後の検討等により変更となる可能性があります。					

第4表 重大事故等対策に関する主な訓練（4／6）

教育訓練項目	教育訓練に使用する手順書	対象者	個別訓練名及び頻度
発電所外への放散抑制物質の搬出緩和	○多様なハザード対応手順 ①「大容量送水車による放水砲による大気への吐散抑制」 ②「消防署に備する消防車及び放水砲による海岸への並列抑制」 ③「液体状物質貯蔵槽による海岸への並列抑制」 ○多様なハザード対応手順書 ①「初期炎止における延焼防止処置」 ②「航警機関に対する対応」	復旧班員	①大容量送水車による放水訓練：2回／年 ②シットフェン設置訓練：1回／年 ③シットフェン・組み立・送り出し・開閉訓練：1回／年
防火水槽への補給	○多様なハザード対応手順 ①「消防署による大容量送水車への補給」 ②「大容量送水車による海水槽への補給」 ③「大容量送水車による防火水槽への海水補給」 ④「消防署による防火水槽への海水補給」 ○多様なハザード対応手順 ・「消防車による送水(原子炉内注入)」 ・「消防車による送水(格納容器スライド)」 ・「消防車による送水(デブリ冷却)」 ・「消防車による送水(SFP 密封スライド)」 ・「消防車による送水(SFP 密封スライド)」 ○多様なハザード対応手順 ①「消防署による注水訓練：1回／年」 ②「大容量送水車による注水訓練：1回／年」 ③「CVRによる注水訓練：2回／年」	自衛消防隊 復旧班員	①消防車運転訓練：1回／年 ②大容量送水車による放水訓練：2回／年 ①②貯水池から大容量送水車への送水訓練【自動放水時】：1回／年 ①②貯水池から大容量送水車への送水訓練【首放式時】：1回／年 ③代替HSによる機会的水槽訓練：1回／年 ④消防署による注水訓練：1回／年 ⑤消防署による連続送水訓練：2回／年
水頭確保	○多様なハザード対応手順 ・「消防車による送水(原子炉内注入)」 ・「消防車による送水(格納容器スライド)」 ・「消防車による送水(デブリ冷却)」 ・「消防車による送水(SFP 密封スライド)」 ・「消防車による送水(SFP 密封スライド)」 ○多様なハザード対応手順 ①「消防署による注水訓練：1回／年」 ②「エレベン・発電機移動訓練：1回／年」 ③「CVケーブル接続訓練：1回／年」	復旧班員	・消防車による注水訓練：1回／年 ・消防車による連続送水訓練：2回／年
CSPへの補給	○多様なハザード対応手順 ①「消防署による注水訓練：1回／年」 ②「大容量送水車による注水訓練：1回／年」 ③「CVRによる注水訓練：1回／年」	復旧班員	①消防車による注水訓練：1回／年 ②消防車による連続送水訓練：2回／年 ③CVケーブル接続訓練：1回／年

第1.0.9-3表 重大事故等対策に関する訓練（教育訓練項目と対象者及び訓練名の関係）（4／9）

教育訓練項目	教育訓練に使用する手順書	対象者	要素訓練名及び頻度
炉心損傷緩和（続き）	○非常時運転手順書II（微候ベース） ①格納容器圧力逃がし装置（サーブレッシュジョン・チエンバート）の現場操作による原子炉格納容器内の減圧及び除熱。 ②格納容器圧力逃がし装置（ドライウェル側）の現場操作による格納容器内の減圧及び除熱。 ③フィルタ装置スクラビング水移送 ④代替格納容器スクラビング水移送ライイン洗浄 ⑤代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ ⑥消防水系による原子炉格納容器内へのスプレイ ⑦補給水系による原子炉格納容器内へのスプレイ ○非常時運転手順書II（微候ベース） ①格納容器圧力逃がし装置（サーブレッシュジョン・チエンバート）の現場操作による原子炉格納容器内の減圧及び除熱。 ②格納容器圧力逃がし装置（ドライウェル側）の現場操作による格納容器内の減圧及び除熱。 ③代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ ○重大事故等対策要領 ①可搬型代替注水中型ポンプ設置送水：1回／年 ②可搬型代替注水大型ポンプ設置送水：1回／年 ③連絡配管閉止フランジの切替え ④可搬型窒素供給装置による送水	運転員 運転員 重大事故等対応要員	①②格納容器圧力逃がし装置の現場操作による原子炉格納容器内の減圧及び除熱：1回／年 ③フィルタ装置スクラビング水移送ライイン洗浄：1回／年 ④代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ：1回／年 ⑤代替格納容器内へのスプレイ：1回／年 ⑥消防水系による原子炉格納容器内へのスプレイ：1回／年 ⑦補給水系による原子炉格納容器内へのスプレイ：1回／年 ①可搬型代替注水中型ポンプ設置送水：1回／年 ②可搬型代替注水大型ポンプ設置送水：1回／年 ③連絡配管閉止フランジの切替え：1回／年 ④可搬型窒素供給装置の起動操作：1回／年
	※：教育訓練に使用する手順書、要素訓練名及び頻度等は、今後の検討等により変更となる可能性があります。		

島根原子力発電所 2号炉	備考

第4表 重大事故等対策に関する主な訓練（5／6）

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)				島根原子力発電所 2号炉	備考																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>教育訓練項目</th><th>教育訓練に使用する手順書</th><th>対象者</th><th>個別訓練名称及び頻度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アクセスルートの確保</td><td>○多様なハザードに対する順序 ①「状況確認とアセスメント実施」 ②「段差復旧・陥没箇所復旧」 ③「瓦礫除去」</td><td>復旧班員</td><td>①②③瓦礫除去範囲重機走行(ホイールローダ):2回／年 ①②③瓦礫除去(ホイールローダ):2回／年 ①②③道路段差復旧(ホイールローダ):2回／年</td></tr> <tr> <td>事故時の計装</td><td>○多様なハザードに対する順序 ・重要監視器類の観察</td><td>復旧班員</td><td>・SFP水位計及び監視パラメータのデジタルレコードへの接続訓練:1回／年</td></tr> <tr> <td>中央制御室の居住性の確保</td><td>○AM設備別操作手順書 ・可搬型陽圧による中央制御室待避室 ○保安装置用ガバ ・緊急時出入管理所の設営】</td><td>運転員</td><td>・可搬型陽圧化空調訓練による 中央制御室待避室陽圧化:1回／年</td></tr> <tr> <td rowspan="3">その他対策</td><td>○保安装置用ガバ ①「チエベシングアリアの設営」 ②「可搬型空調の設置」</td><td>保安班員</td><td>①緊急時対策所等エンジン/フレース設営訓練:1回／年 ②可搬型陽圧化空調の設置訓練:1回／年</td></tr> <tr> <td>○総務別運用用ガバ ・緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順】</td><td>総務班員</td><td>・酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定訓練:1回／年</td></tr> <tr> <td>○芳樹類運用ガバ ・「プラン」状況収集・共有訓練:1回／年</td><td>号機班員</td><td>・「プラン」状況収集・共有訓練:1回／年</td></tr> </tbody> </table>	教育訓練項目	教育訓練に使用する手順書	対象者	個別訓練名称及び頻度	アクセスルートの確保	○多様なハザードに対する順序 ①「状況確認とアセスメント実施」 ②「段差復旧・陥没箇所復旧」 ③「瓦礫除去」	復旧班員	①②③瓦礫除去範囲重機走行(ホイールローダ):2回／年 ①②③瓦礫除去(ホイールローダ):2回／年 ①②③道路段差復旧(ホイールローダ):2回／年	事故時の計装	○多様なハザードに対する順序 ・重要監視器類の観察	復旧班員	・SFP水位計及び監視パラメータのデジタルレコードへの接続訓練:1回／年	中央制御室の居住性の確保	○AM設備別操作手順書 ・可搬型陽圧による中央制御室待避室 ○保安装置用ガバ ・緊急時出入管理所の設営】	運転員	・可搬型陽圧化空調訓練による 中央制御室待避室陽圧化:1回／年	その他対策	○保安装置用ガバ ①「チエベシングアリアの設営」 ②「可搬型空調の設置」	保安班員	①緊急時対策所等エンジン/フレース設営訓練:1回／年 ②可搬型陽圧化空調の設置訓練:1回／年	○総務別運用用ガバ ・緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順】	総務班員	・酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定訓練:1回／年	○芳樹類運用ガバ ・「プラン」状況収集・共有訓練:1回／年	号機班員	・「プラン」状況収集・共有訓練:1回／年	<table border="1"> <thead> <tr> <th>教育訓練項目</th><th>教育訓練に使用する手順書</th><th>対象者</th><th>要素訓練名称及び頻度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器内の減圧・除熱・冷却防止</td><td>○非常時運転手順書III（シビアクシデンント） ①格納容器圧力逃がし装置（サブレッシュション・チャンバー側）の現場操作による原子炉格納容器内の減圧及び除熱 ②格納容器圧力逃がし装置（ドライウェル側）の現場操作による原子炉格納容器内の減圧及び除熱 ③消火系によるベデスタイル（ドライウェル部）への注水 ④補給水系によるベデスタイル（ドライウェル部）への注水 ⑤フィルタ装置スクラビング水移送</td><td>運転員</td><td>①②格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱 ③消火系によるベデスタイル（ドライウェル部）への注水:1回／年 ④補給水系によるベデスタイル（ドライウェル部）への注水:1回／年 ⑤フィルタ装置スクラビング水移送:1回／年</td></tr> <tr> <td>格納容器破損</td><td>○重大事故等対策要領 ①可搬型代替注水中型ポンプ設置送水:1回／年 ②可搬型代替注水大型ポンプによる送水 ③連絡配管閉止フランジの切替え ④可搬型窒素供給装置による送気</td><td>重大事故等対応要員 (給水確保 (電源確保 (貯水確保 (対応))</td><td>①可搬型代替注水中型ポンプ設置送水:1回／年 ②可搬型代替注水大型ポンプ設置送水:1回／年 ③連絡配管閉止フランジの切替え:1回／年 ④可搬型窒素供給装置の起動操作:1回／年</td></tr> <tr> <td>原子炉圧力容器への注水</td><td>○非常時運転手順書III（シビアクシデンント） ①格納容器圧力逃がし装置（サブレッシュション・チャンバー側）の現場操作による原子炉格納容器内の減圧及び除熱 ②格納容器圧力逃がし装置（ドライウェル側）の現場操作による原子炉格納容器内の減圧及び除熱 ③格納容器圧力逃がし装置（第二弁操作室）による第二弁操作室の正圧化 ○非常時運転手順書III（シビアクシデンント） ①消火系による原子炉圧力容器への注水 ②補給水系による原子炉圧力容器への注水 ○重大事故等対策要領 ①可搬型代替注水中型ポンプによる送水 ②可搬型代替注水大型ポンプによる送水 ③連絡配管閉止フランジの切替え</td><td>運転員</td><td>①②格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱 ③格納容器圧力逃がし装置第二弁操作室の準備及び運用:1回／年 ①消火系による原子炉圧力容器への注水:1回／年 ②補給水系による原子炉圧力容器への注水:1回／年 ③連絡配管閉止フランジの切替え:1回／年</td></tr> </tbody> </table>	教育訓練項目	教育訓練に使用する手順書	対象者	要素訓練名称及び頻度	格納容器内の減圧・除熱・冷却防止	○非常時運転手順書III（シビアクシデンント） ①格納容器圧力逃がし装置（サブレッシュション・チャンバー側）の現場操作による原子炉格納容器内の減圧及び除熱 ②格納容器圧力逃がし装置（ドライウェル側）の現場操作による原子炉格納容器内の減圧及び除熱 ③消火系によるベデスタイル（ドライウェル部）への注水 ④補給水系によるベデスタイル（ドライウェル部）への注水 ⑤フィルタ装置スクラビング水移送	運転員	①②格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱 ③消火系によるベデスタイル（ドライウェル部）への注水:1回／年 ④補給水系によるベデスタイル（ドライウェル部）への注水:1回／年 ⑤フィルタ装置スクラビング水移送:1回／年	格納容器破損	○重大事故等対策要領 ①可搬型代替注水中型ポンプ設置送水:1回／年 ②可搬型代替注水大型ポンプによる送水 ③連絡配管閉止フランジの切替え ④可搬型窒素供給装置による送気	重大事故等対応要員 (給水確保 (電源確保 (貯水確保 (対応))	①可搬型代替注水中型ポンプ設置送水:1回／年 ②可搬型代替注水大型ポンプ設置送水:1回／年 ③連絡配管閉止フランジの切替え:1回／年 ④可搬型窒素供給装置の起動操作:1回／年	原子炉圧力容器への注水	○非常時運転手順書III（シビアクシデンント） ①格納容器圧力逃がし装置（サブレッシュション・チャンバー側）の現場操作による原子炉格納容器内の減圧及び除熱 ②格納容器圧力逃がし装置（ドライウェル側）の現場操作による原子炉格納容器内の減圧及び除熱 ③格納容器圧力逃がし装置（第二弁操作室）による第二弁操作室の正圧化 ○非常時運転手順書III（シビアクシデンント） ①消火系による原子炉圧力容器への注水 ②補給水系による原子炉圧力容器への注水 ○重大事故等対策要領 ①可搬型代替注水中型ポンプによる送水 ②可搬型代替注水大型ポンプによる送水 ③連絡配管閉止フランジの切替え	運転員	①②格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱 ③格納容器圧力逃がし装置第二弁操作室の準備及び運用:1回／年 ①消火系による原子炉圧力容器への注水:1回／年 ②補給水系による原子炉圧力容器への注水:1回／年 ③連絡配管閉止フランジの切替え:1回／年	<p>※：教育訓練に使用する手順書、要素訓練名称及び頻度等は、今後の検討等により変更となる可能性があります。</p>		
教育訓練項目	教育訓練に使用する手順書	対象者	個別訓練名称及び頻度																																											
アクセスルートの確保	○多様なハザードに対する順序 ①「状況確認とアセスメント実施」 ②「段差復旧・陥没箇所復旧」 ③「瓦礫除去」	復旧班員	①②③瓦礫除去範囲重機走行(ホイールローダ):2回／年 ①②③瓦礫除去(ホイールローダ):2回／年 ①②③道路段差復旧(ホイールローダ):2回／年																																											
事故時の計装	○多様なハザードに対する順序 ・重要監視器類の観察	復旧班員	・SFP水位計及び監視パラメータのデジタルレコードへの接続訓練:1回／年																																											
中央制御室の居住性の確保	○AM設備別操作手順書 ・可搬型陽圧による中央制御室待避室 ○保安装置用ガバ ・緊急時出入管理所の設営】	運転員	・可搬型陽圧化空調訓練による 中央制御室待避室陽圧化:1回／年																																											
その他対策	○保安装置用ガバ ①「チエベシングアリアの設営」 ②「可搬型空調の設置」	保安班員	①緊急時対策所等エンジン/フレース設営訓練:1回／年 ②可搬型陽圧化空調の設置訓練:1回／年																																											
	○総務別運用用ガバ ・緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順】	総務班員	・酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定訓練:1回／年																																											
	○芳樹類運用ガバ ・「プラン」状況収集・共有訓練:1回／年	号機班員	・「プラン」状況収集・共有訓練:1回／年																																											
教育訓練項目	教育訓練に使用する手順書	対象者	要素訓練名称及び頻度																																											
格納容器内の減圧・除熱・冷却防止	○非常時運転手順書III（シビアクシデンント） ①格納容器圧力逃がし装置（サブレッシュション・チャンバー側）の現場操作による原子炉格納容器内の減圧及び除熱 ②格納容器圧力逃がし装置（ドライウェル側）の現場操作による原子炉格納容器内の減圧及び除熱 ③消火系によるベデスタイル（ドライウェル部）への注水 ④補給水系によるベデスタイル（ドライウェル部）への注水 ⑤フィルタ装置スクラビング水移送	運転員	①②格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱 ③消火系によるベデスタイル（ドライウェル部）への注水:1回／年 ④補給水系によるベデスタイル（ドライウェル部）への注水:1回／年 ⑤フィルタ装置スクラビング水移送:1回／年																																											
格納容器破損	○重大事故等対策要領 ①可搬型代替注水中型ポンプ設置送水:1回／年 ②可搬型代替注水大型ポンプによる送水 ③連絡配管閉止フランジの切替え ④可搬型窒素供給装置による送気	重大事故等対応要員 (給水確保 (電源確保 (貯水確保 (対応))	①可搬型代替注水中型ポンプ設置送水:1回／年 ②可搬型代替注水大型ポンプ設置送水:1回／年 ③連絡配管閉止フランジの切替え:1回／年 ④可搬型窒素供給装置の起動操作:1回／年																																											
原子炉圧力容器への注水	○非常時運転手順書III（シビアクシデンント） ①格納容器圧力逃がし装置（サブレッシュション・チャンバー側）の現場操作による原子炉格納容器内の減圧及び除熱 ②格納容器圧力逃がし装置（ドライウェル側）の現場操作による原子炉格納容器内の減圧及び除熱 ③格納容器圧力逃がし装置（第二弁操作室）による第二弁操作室の正圧化 ○非常時運転手順書III（シビアクシデンント） ①消火系による原子炉圧力容器への注水 ②補給水系による原子炉圧力容器への注水 ○重大事故等対策要領 ①可搬型代替注水中型ポンプによる送水 ②可搬型代替注水大型ポンプによる送水 ③連絡配管閉止フランジの切替え	運転員	①②格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱 ③格納容器圧力逃がし装置第二弁操作室の準備及び運用:1回／年 ①消火系による原子炉圧力容器への注水:1回／年 ②補給水系による原子炉圧力容器への注水:1回／年 ③連絡配管閉止フランジの切替え:1回／年																																											

第1.0.9-3表 重大事故等対策に関する訓練（教育訓練項目と対象者及び訓練名の関係）（5／9）

教育訓練項目	教育訓練に使用する手順書	対象者	要素訓練名称及び頻度
東海第二発電所 (2018.9.18版)			
○非常時運転手順書III（シビアクシデンント） ①格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱 ②格納容器圧力逃がし装置（ドライウェル側）の現場操作による原子炉格納容器内の減圧及び除熱 ③消火系によるベデスタイル（ドライウェル部）への注水 ④補給水系によるベデスタイル（ドライウェル部）への注水 ⑤フィルタ装置スクラビング水移送	運転員	①②格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱 ③消火系によるベデスタイル（ドライウェル部）への注水:1回／年 ④補給水系によるベデスタイル（ドライウェル部）への注水:1回／年 ⑤フィルタ装置スクラビング水移送:1回／年	
○重大事故等対策要領 ①可搬型代替注水中型ポンプによる送水 ②可搬型代替注水大型ポンプによる送水 ③連絡配管閉止フランジの切替え ④可搬型窒素供給装置による送気	重大事故等対応要員 (給水確保 (電源確保 (貯水確保 (対応))	①可搬型代替注水大型ポンプ設置送水:1回／年 ②可搬型代替注水大型ポンプ設置送水:1回／年 ③連絡配管閉止フランジの切替え:1回／年 ④可搬型窒素供給装置の起動操作:1回／年	
○非常時運転手順書III（シビアクシデンント） ①格納容器圧力逃がし装置（サブレッシュション・チャンバー側）の現場操作による原子炉格納容器内の減圧及び除熱 ②格納容器圧力逃がし装置（ドライウェル側）の現場操作による原子炉格納容器内の減圧及び除熱 ③格納容器圧力逃がし装置（第二弁操作室）による第二弁操作室の正圧化 ○非常時運転手順書III（シビアクシデンント） ①消火系による原子炉圧力容器への注水 ②補給水系による原子炉圧力容器への注水 ○重大事故等対策要領 ①可搬型代替注水中型ポンプによる送水 ②可搬型代替注水大型ポンプによる送水 ③連絡配管閉止フランジの切替え	運転員	①②格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱 ③格納容器圧力逃がし装置第二弁操作室の準備及び運用:1回／年 ①消火系による原子炉圧力容器への注水:1回／年 ②補給水系による原子炉圧力容器への注水:1回／年 ③連絡配管閉止フランジの切替え:1回／年	

第4表 重大事故等対策に関する主な訓練（6／6）

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)				東海第二発電所 (2018.9.18版)				島根原子力発電所 2号炉				備考	
教育訓練項目	教育訓練に使用する手順書	対象者	個別訓練名称及び頻度	教育訓練項目	教育訓練に使用する手順書	対象者	要素訓練名称及び頻度	教育訓練項目	教育訓練に使用する手順書	対象者	要素訓練名称及び頻度		
緊急時対策の居住性の確保	○多岐点ハサード対応手順 ①「非常用D/G軽油タンクからタンクローリーへの給油」 ②「タンクローリーから各機器等への給油」 ③「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬式発電機起動」 ④「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬式送電機の切替」 ⑤「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬式発電機燃料タンクへの燃料給油」	復旧班員	①⑤非常用D/G軽油タンクからの補給訓練:2回／年 ②⑤軽油地下タンクからの解離訓練:2回／年 ③④可搬式送電機操作訓練:1回／年	環境モニタリング	○保安防護用ガイド ①緊急時構内モニタリング ②小型船舶による海上モニタリング ③モニタリングボストの電源確保	保安班員	①放射線检测車による緊急時測定訓練:1回／年 ①緊急時構内モニタリング代替訓練:1回／年 ②小型船舶による海上モニタリング訓練:1回／年 ③モニタリングボスト充電機起動訓練:1回／年	気象条件の測定	○保安點運用ガイド ・可搬型気象観測設備取扱説明会	保安班員	・可搬型気象観測設備取扱説明会:1回／年		
その他対策													
第1.0.9-3表 重大事故等対策に関する訓練（教育訓練項目と対象者及び訓練名の関係）(6／9)													
教育訓練項目	教育訓練に使用する手順書	対象者	要素訓練名称及び頻度	教育訓練項目	教育訓練に使用する手順書	対象者	要素訓練名称及び頻度	教育訓練項目	教育訓練に使用する手順書	対象者	要素訓練名称及び頻度		
格納容器破損防止（続き）	水素爆発による格納容器の破損防止	○重大事故等対策要領 ・可搬型窒素供給装置による送気	重大事故等対応要員 (給水確保対応) (電源確保対応)	非常時運転手順書Ⅱ（微候ベース）	①可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料ブール注水系（注水ランク／常設スプレイヘッダ）を使用した使用済燃料ブールへの注水（淡水／海水）：1回／年 ②消火系による使用済燃料ブール注水 ③補給水系による使用済燃料ブールへの注水	運転員	①可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料ブール注水系（注水ランク／常設スプレイヘッダ）を使用した使用済燃料ブールへの注水（淡水／海水）：1回／年 ②消火系による使用済燃料ブール注水：1回／年 ③補給水系による使用済燃料ブール注水：1回／年	可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料ブール注水系（可搬型スプレイノズル）を使用した使用済燃料ブールへの注水（淡水／海水）：1回／年 ②可搬型代替注水大型ポンプ設置送水：1回／年 ③使用済燃料ブール漏えい緩和：1回／年	重大事故等対策要領	①可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料ブール注水系（可搬型スプレイノズル）を使用した使用済燃料ブールへの注水（淡水／海水）：1回／年 ②可搬型代替注水大型ポンプ設置送水：1回／年 ③使用済燃料ブール漏えい緩和：1回／年	重大事故等対応要員 (給水確保対応) (電源確保対応)	①放水栓による放散抑制：1回／年 ②汚濁防止壁による放散抑制：1回／年	重大事故等対応要員 (放散抑制対応)
使用済燃料ブール水位維持及び燃料損傷緩和	使用済燃料ブールへの注水及びスプレイ	○非常時運転手順書Ⅱ（微候ベース） ①可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料ブール注水系（注水ランク／常設スプレイヘッダ）を使用した使用済燃料ブールへの注水（淡水／海水） ②可搬型代替注水大型ポンプによる送水 ③使用済燃料ブール漏えい緩和	重大事故等対応要員 (給水確保対応) (電源確保対応)	○重大事故等対策要領 ①可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料ブール注水系（可搬型スプレイノズル）を使用した使用済燃料ブールへのスプレイ（淡水／海水） ②可搬型代替注水大型ポンプによる送水 ③使用済燃料ブール漏えい緩和	○重大事故等対策要領 ①大気への放射性物質の放散抑制 ②海洋への放射性物質の放散抑制	重大事故等対応要員 (放散抑制対応)	①放水栓による放散抑制：1回／年 ②汚濁防止壁による放散抑制：1回／年	※：教育訓練に使用する手順書、要素訓練名称及び頻度等は、今後の検討等により変更となる可能性があります。					

第1.0.9-3表 重大事故等対策に関する訓練（教育訓練項目と対象者及び訓練名の関係）(7/9)

教育訓練項目	教育訓練に使用する手順書	対象者	要素訓練名称及び頻度
代替淡水貯槽への補給	○重大事故等対策要領 ・可搬型代替注水中型ポンプ手順	重大事故等 対応要員 (給水確保 対応)	・可搬型代替注水中型ポンプ設置送水：1回／年 ・可搬型代替注水大型ポンプ設置送水：1回／年
西側淡水貯水設備への補給	○重大事故等対策要領 ・可搬型代替注水大型ポンプ手順	重大事故等 対応要員 (給水確保 対応)	・可搬型代替注水大型ポンプ設置送水：1回／年 ・可搬型代替注水大型ポンプ設置送水：1回／年
送水	○重大事故等対策要領 ①可搬型代替注水大型ポンプによる送水 ②代替淡水貯槽水源手順 ③西側淡水貯水設備水源手順 ④淡水タンク水源手順 ⑤海水原手順	重大事故等 対応要員 (給水確保 対応)	・可搬型代替注水大型ポンプ設置送水：1回／年 ・可搬型代替注水大型ポンプ設置送水：1回／年 ・ホース取扱い訓練：1回／年
アクセスルート の確保	○重大事故等対策要領 ・瓦礫撤去	重大事故等 対応要員 (アセスルート確保 対応)	・瓦礫撤去 (ホイールローダー)：1回／年
事故時の計装	○重大事故等対策要領 ①可搬型計測器による測定手順 ②メディアへの保存手順	重大事故等 対応要員 (電源確保 対応)	①可搬型計測器によるバラメータ計測 ②メディア (記録媒体) の保存：1回／年
その他対策	○重大事故等対策要領 ・S P D S操作手順	情報班 班員	・S P D Sデータ表示装置操作：1回／年
中央制御室の居住性の確保	○非常時運転手順書Ⅲ (シビアアクシデント) ・中央制御室基盤室正圧化	運転員	・中央制御室基盤室の正圧化：1回／年
	○重大事故等対策要領 ・チエンジングエリア設置手順	重大事故等 対応要員 (放射線 測定対応)	・中央制御室チエンジングエリアの設置 ：1回／年

※：教育訓練に使用する手順書、要素訓練名称及び頻度等は、今後の検討等により変更となる可能性があります。

		東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																
<p>第1.0.9-3表 重大事故等対策に関する訓練（教育訓練項目と対象者及び訓練名の関係）(8/9)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>教育訓練項目</th> <th>教育訓練に使用する手順書</th> <th>対象者</th> <th>要素訓練名及び頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○重大事故等対策要領 ・チエンジングエリア設置手順</td> <td>重大事故等 対応要領 (放射線 測定対応)</td> <td>重大事故等 対応要領 (放射線 測定対応)</td> <td>・緊急時対策所チエンジングエリアの設置：1回／年</td> </tr> <tr> <td>○重大事故等対策要領 ・緊急時対策所エリアモニタ設置手順</td> <td>重大事故等 対応要領 ①緊急時対策所非常用換気設備起動手順 ②緊急時対策所加圧設備準備手順 ③緊急時対策所加圧設備切替準備手順 ④緊急時対策所加圧操作手順 ⑤緊急時対策所加圧停止操作手順 ⑥酸素濃度及び二酸化炭素濃度測定手順 ⑦緊急時対策所用発電機起動手順</td> <td>重大事故等 対応要領 (放射線 測定対応) 班員</td> <td>・緊急時対策所エリアモニタ設置：1回／年 ①緊急時対策所非常用換気設備運転操作 ②③④⑤緊急時対策所加圧設備準備及び運転操 作：1回／年 ⑥緊急時対策所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度測 定手順：1回／年 ⑦緊急時対策所用発電機起動操作 ・1回／年</td> </tr> <tr> <td>○重大事故等対策要領 ・モニタリング</td> <td>重大事故等 対応要領 ①放射能監測車取扱手順 ②可搬型放射能測定装置取扱手順 ③小型船舶取扱手順 ④可搬型モニタリング・ポスト養生シート交換手 順 ⑤可搬型モニタリング・ポスト養生シート交換：1 回／年</td> <td>重大事故等 対応要領 (放射線 測定対応)</td> <td>①放射能監測車による放射能濃度測定：1回／年 ②可搬型放射能測定装置による放射性物質の 濃度測定：1回／年 ③小型船舶取扱い：1回／年 ④可搬型モニタリング・ポストによる放射線量の 測定及び代替測定：1回／年 ⑤可搬型モニタリング・ポスト養生シート交換：1 回／年</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○重大事故等対応要領 ・モニタリング・ポスト検出器保護カバー交換手 順</td> <td>重大事故等 対応要領 (電源確保 対応)</td> <td>・モニタリング・ポスト検出器保護カバー交換： 1回／年</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：教育訓練に使用する手順書、要素訓練名及び頻度等は、今後の検討等により変更となる可能性があります。</p>	教育訓練項目	教育訓練に使用する手順書	対象者	要素訓練名及び頻度	○重大事故等対策要領 ・チエンジングエリア設置手順	重大事故等 対応要領 (放射線 測定対応)	重大事故等 対応要領 (放射線 測定対応)	・緊急時対策所チエンジングエリアの設置：1回／年	○重大事故等対策要領 ・緊急時対策所エリアモニタ設置手順	重大事故等 対応要領 ①緊急時対策所非常用換気設備起動手順 ②緊急時対策所加圧設備準備手順 ③緊急時対策所加圧設備切替準備手順 ④緊急時対策所加圧操作手順 ⑤緊急時対策所加圧停止操作手順 ⑥酸素濃度及び二酸化炭素濃度測定手順 ⑦緊急時対策所用発電機起動手順	重大事故等 対応要領 (放射線 測定対応) 班員	・緊急時対策所エリアモニタ設置：1回／年 ①緊急時対策所非常用換気設備運転操作 ②③④⑤緊急時対策所加圧設備準備及び運転操 作：1回／年 ⑥緊急時対策所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度測 定手順：1回／年 ⑦緊急時対策所用発電機起動操作 ・1回／年	○重大事故等対策要領 ・モニタリング	重大事故等 対応要領 ①放射能監測車取扱手順 ②可搬型放射能測定装置取扱手順 ③小型船舶取扱手順 ④可搬型モニタリング・ポスト養生シート交換手 順 ⑤可搬型モニタリング・ポスト養生シート交換：1 回／年	重大事故等 対応要領 (放射線 測定対応)	①放射能監測車による放射能濃度測定：1回／年 ②可搬型放射能測定装置による放射性物質の 濃度測定：1回／年 ③小型船舶取扱い：1回／年 ④可搬型モニタリング・ポストによる放射線量の 測定及び代替測定：1回／年 ⑤可搬型モニタリング・ポスト養生シート交換：1 回／年		○重大事故等対応要領 ・モニタリング・ポスト検出器保護カバー交換手 順	重大事故等 対応要領 (電源確保 対応)	・モニタリング・ポスト検出器保護カバー交換： 1回／年
教育訓練項目	教育訓練に使用する手順書	対象者	要素訓練名及び頻度																	
○重大事故等対策要領 ・チエンジングエリア設置手順	重大事故等 対応要領 (放射線 測定対応)	重大事故等 対応要領 (放射線 測定対応)	・緊急時対策所チエンジングエリアの設置：1回／年																	
○重大事故等対策要領 ・緊急時対策所エリアモニタ設置手順	重大事故等 対応要領 ①緊急時対策所非常用換気設備起動手順 ②緊急時対策所加圧設備準備手順 ③緊急時対策所加圧設備切替準備手順 ④緊急時対策所加圧操作手順 ⑤緊急時対策所加圧停止操作手順 ⑥酸素濃度及び二酸化炭素濃度測定手順 ⑦緊急時対策所用発電機起動手順	重大事故等 対応要領 (放射線 測定対応) 班員	・緊急時対策所エリアモニタ設置：1回／年 ①緊急時対策所非常用換気設備運転操作 ②③④⑤緊急時対策所加圧設備準備及び運転操 作：1回／年 ⑥緊急時対策所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度測 定手順：1回／年 ⑦緊急時対策所用発電機起動操作 ・1回／年																	
○重大事故等対策要領 ・モニタリング	重大事故等 対応要領 ①放射能監測車取扱手順 ②可搬型放射能測定装置取扱手順 ③小型船舶取扱手順 ④可搬型モニタリング・ポスト養生シート交換手 順 ⑤可搬型モニタリング・ポスト養生シート交換：1 回／年	重大事故等 対応要領 (放射線 測定対応)	①放射能監測車による放射能濃度測定：1回／年 ②可搬型放射能測定装置による放射性物質の 濃度測定：1回／年 ③小型船舶取扱い：1回／年 ④可搬型モニタリング・ポストによる放射線量の 測定及び代替測定：1回／年 ⑤可搬型モニタリング・ポスト養生シート交換：1 回／年																	
	○重大事故等対応要領 ・モニタリング・ポスト検出器保護カバー交換手 順	重大事故等 対応要領 (電源確保 対応)	・モニタリング・ポスト検出器保護カバー交換： 1回／年																	

第1.0.9-3表 重大事故等対策に関する訓練（教育訓練項目と対象者及び訓練名の関係）(9/9)

教育訓練項目	教育訓練に使用する手順書	対象者	要素訓練名称及び頻度
気象条件の測定	○重大事故等対策要領 ・可搬型気象観測設備取扱手順	重大事故等 対応要員 (放射線 測定対応)	・可搬型気象観測設備取扱い：1回／年
その他対策 (続き)	○防火管理要領 ・消防自動車による消火手順	自衛消防隊	・消防操法：1回／年
消火活動	○重大事故等対策要領 ・航空機燃料火災への泡消火	重大事故等 対応要員 (拡散抑制 対応)	・可搬型代替注水大型ポンプ設置送水：1回／年

※：教育訓練に使用する手順書、要素訓練名称及び頻度等は、今後の検討等により変更となる可能性があります。

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																							
<p><b>第1.0.9-4表 重大事故等対策に係る教育訓練（技術的能力と教育訓練の関係）(1/41)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>技術的能力審査基準</th> <th>手順</th> <th>対象者</th> <th>社内規程（手順等）</th> <th>頻度</th> <th>手順書項目</th> <th>主な活動内容</th> <th>操作に必要な人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等</td> <td>1.1.2.1(1) 非常時運転手順書II (微候ベース)原子炉制御「スクラム」(原子炉出力)</td> <td>運転員</td> <td>・非常時運転手順書II (微候ベース)</td> <td>1回/年<sup>※1</sup></td> <td>・中央制御室操作による制御棒挿入(自動・手動) ・原子炉モード「スクラム」</td> <td>・手動スクラム・スクランブル操作 ・原子炉手動スイッチによる停止 ・位置切替操作 ・代替制御棒挿入機能による制御棒緊急挿入操作(自動・手動)</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>1.1.2.1(2) 非常時運転手順書II (微候ベース)原子炉制御「反応度制御」</td> <td></td> <td>運転員</td> <td>・非常時運転手順書II (微候ベース)</td> <td>1回/年<sup>※1</sup></td> <td>・中央制御室操作による制御棒挿入(自動・手動) ・原子炉モード「スクラム」</td> <td>・手動スクラム・スクランブル操作 ・原子炉手動スイッチによる制御棒挿入操作(自動・手動) ・燃料制御棒插入操作(自動・手動) ・過熱水注入系による反応度制御 ・残留熱除玉系、サブレッショニング・ブール弁切替系によるサブレーション・ブール水の除熱 による原子炉出力急速上昇防止操作</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>運転員</td> <td>・非常時運転手順書II (微候ベース)</td> <td>1回/年<sup>※1</sup></td> <td>・現場操作による制御棒挿入(手動)</td> <td>・原子炉水位低下による原子炉停止 ・原子炉水位低下による原子炉停止 ・制御棒挿入 ・スクランブル操作 ・スイッチ・バロット弁操作 ・器具用ヒューズ引抜き操作 ・中央制御室からの自動操作による制御棒挿入操作</td> <td>2名</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 シミュレータ訓練と合せて実施する項目を示す。 ※2 教育訓練に使用する手順及び頻度等は、今後の検討等により変更となる可能性があります。</p> <p><b>第4表 重大事故等対策に関する主な訓練 (1/20)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>技術的能力審査基準</th> <th>教育訓練項目</th> <th>教育訓練に使用する手順書</th> <th>対象者</th> <th>訓練名称及び頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等</td> <td>原子炉の停止 反応度制御</td> <td>○緊急時操作要領書 (微候ベース) ○緊急時操作要領書 (微候ベース) 反応度制御</td> <td>運転員 運転員</td> <td>・代替制御棒挿入機能による制御棒緊急挿入：1回/年以上 ・原子炉再構造ボンブ停止による原子炉出力抑制：1回/年以上 ・自動減圧系等の起動阻止スイッチによる原子炉出力上昇防止：1回/年以上 ・ほう水注入：1回/年以上 ・スクランブル操作(自動・手動)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：教育訓練に使用する手順書、訓練名称及び頻度等は、今後の検討等により変更となる可能性がある。以下、第4表において同じ。 注2：「1.1.19 通信連絡に関する手順等」については、各手順の訓練の中で実際に使用することで習熟していく。以下、第4表において同じ。</p>	技術的能力審査基準	手順	対象者	社内規程（手順等）	頻度	手順書項目	主な活動内容	操作に必要な人数	1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等	1.1.2.1(1) 非常時運転手順書II (微候ベース)原子炉制御「スクラム」(原子炉出力)	運転員	・非常時運転手順書II (微候ベース)	1回/年 <sup>※1</sup>	・中央制御室操作による制御棒挿入(自動・手動) ・原子炉モード「スクラム」	・手動スクラム・スクランブル操作 ・原子炉手動スイッチによる停止 ・位置切替操作 ・代替制御棒挿入機能による制御棒緊急挿入操作(自動・手動)	1名	1.1.2.1(2) 非常時運転手順書II (微候ベース)原子炉制御「反応度制御」		運転員	・非常時運転手順書II (微候ベース)	1回/年 <sup>※1</sup>	・中央制御室操作による制御棒挿入(自動・手動) ・原子炉モード「スクラム」	・手動スクラム・スクランブル操作 ・原子炉手動スイッチによる制御棒挿入操作(自動・手動) ・燃料制御棒插入操作(自動・手動) ・過熱水注入系による反応度制御 ・残留熱除玉系、サブレッショニング・ブール弁切替系によるサブレーション・ブール水の除熱 による原子炉出力急速上昇防止操作	2名			運転員	・非常時運転手順書II (微候ベース)	1回/年 <sup>※1</sup>	・現場操作による制御棒挿入(手動)	・原子炉水位低下による原子炉停止 ・原子炉水位低下による原子炉停止 ・制御棒挿入 ・スクランブル操作 ・スイッチ・バロット弁操作 ・器具用ヒューズ引抜き操作 ・中央制御室からの自動操作による制御棒挿入操作	2名	技術的能力審査基準	教育訓練項目	教育訓練に使用する手順書	対象者	訓練名称及び頻度	1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等	原子炉の停止 反応度制御	○緊急時操作要領書 (微候ベース) ○緊急時操作要領書 (微候ベース) 反応度制御	運転員 運転員	・代替制御棒挿入機能による制御棒緊急挿入：1回/年以上 ・原子炉再構造ボンブ停止による原子炉出力抑制：1回/年以上 ・自動減圧系等の起動阻止スイッチによる原子炉出力上昇防止：1回/年以上 ・ほう水注入：1回/年以上 ・スクランブル操作(自動・手動)
技術的能力審査基準	手順	対象者	社内規程（手順等）	頻度	手順書項目	主な活動内容	操作に必要な人数																																			
1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等	1.1.2.1(1) 非常時運転手順書II (微候ベース)原子炉制御「スクラム」(原子炉出力)	運転員	・非常時運転手順書II (微候ベース)	1回/年 <sup>※1</sup>	・中央制御室操作による制御棒挿入(自動・手動) ・原子炉モード「スクラム」	・手動スクラム・スクランブル操作 ・原子炉手動スイッチによる停止 ・位置切替操作 ・代替制御棒挿入機能による制御棒緊急挿入操作(自動・手動)	1名																																			
1.1.2.1(2) 非常時運転手順書II (微候ベース)原子炉制御「反応度制御」		運転員	・非常時運転手順書II (微候ベース)	1回/年 <sup>※1</sup>	・中央制御室操作による制御棒挿入(自動・手動) ・原子炉モード「スクラム」	・手動スクラム・スクランブル操作 ・原子炉手動スイッチによる制御棒挿入操作(自動・手動) ・燃料制御棒插入操作(自動・手動) ・過熱水注入系による反応度制御 ・残留熱除玉系、サブレッショニング・ブール弁切替系によるサブレーション・ブール水の除熱 による原子炉出力急速上昇防止操作	2名																																			
		運転員	・非常時運転手順書II (微候ベース)	1回/年 <sup>※1</sup>	・現場操作による制御棒挿入(手動)	・原子炉水位低下による原子炉停止 ・原子炉水位低下による原子炉停止 ・制御棒挿入 ・スクランブル操作 ・スイッチ・バロット弁操作 ・器具用ヒューズ引抜き操作 ・中央制御室からの自動操作による制御棒挿入操作	2名																																			
技術的能力審査基準	教育訓練項目	教育訓練に使用する手順書	対象者	訓練名称及び頻度																																						
1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等	原子炉の停止 反応度制御	○緊急時操作要領書 (微候ベース) ○緊急時操作要領書 (微候ベース) 反応度制御	運転員 運転員	・代替制御棒挿入機能による制御棒緊急挿入：1回/年以上 ・原子炉再構造ボンブ停止による原子炉出力抑制：1回/年以上 ・自動減圧系等の起動阻止スイッチによる原子炉出力上昇防止：1回/年以上 ・ほう水注入：1回/年以上 ・スクランブル操作(自動・手動)																																						

第1.0.9-4表 重大事故等対策に係る教育訓練（技術的能力と教育訓練の関係）(2/41)

技術的能力審査基準	手順	対象者	社内規程（手順等）	頻度	手順書項目	主な活動内容	操作に必要な人数
1.2.2.1.(1) a. 中央制御室から高い高圧代替注水系起動 用原子炉を冷却するための手順等	1回／年 ※1 ・非常時運転手順書II （微候～ス）	運転員	・高圧代替注水系による原子炉 力容器への注水	1回／年 ※1	・可搬型計測器に関する取扱い、 可搬型計測器による測定結果の記録、 可搬型計測器を使用した常設高 圧代替注水ポンプの監視	・中央制御室からの高圧代替注水 系起動操作	2名
1.2.2.1.(1) b. 現場手動操作による 原子炉隔壁時冷却系 起動	1回／年 ※1 ・非常時運転手順書II （微候～ス）	運転員	・高圧代替注水系現場起動による 原子炉力容器への注水	1回／年 ※1	・可搬型計測器に関する取扱い、 可搬型計測器による測定結果の記録、 可搬型計測器を使用した常設高 圧代替注水系による高圧代替注 水系起動操作	・中央制御室での可搬型計測器接 続及び計測	1名
1.2.2.2.(1) a. 現場手動操作による 原子炉隔壁時冷却系 起動	1回／年 ※1 ・非常時運転手順書II （微候～ス）	運転員	・高圧代替注水系現場起動による 原子炉力容器への注水	1回／年 ※1	・可搬型計測器に関する取扱い、 可搬型計測器による測定結果の記録、 可搬型計測器を使用した原 子炉隔壁時冷却系による監視	・中央制御室での可搬型計測器接 続及び計測	4名
重大事故等対応要員 （電源確保場所）	1回／年 ※1 ・重大事故等対応要員 （電源確保場所）	運転員	・重大事故等対応要員	1回／年 ※1	・原子炉隔壁時冷却系見張り勤務に よる原子炉力容器への注水	・現場手動操作による原子炉隔壁 時冷却系起動操作	1名
1.2.2.3.(1) a. ほう酸水注入系によ る原子炉圧力容器へ のほう酸水注入及び 注水	1回／年 ※1 ・ほう酸水注入系による原 子炉圧力容器への注水	運転員	・ほう酸水注入系による原 子炉圧力容器への注水	1回／年 ※1	・排水処理用ポンプ起動操作、 排水処理用ポンプ起動操作	・排水処理用ポンプ起動操作	4名
1.2.2.4.(1) b. 制御棒駆動水圧系に よる原子炉圧力容器 への注水	1回／年 ※1 ・制御棒駆動水圧系によ る原子炉圧力容器への注水	運転員	・制御棒駆動水圧系による原 子炉圧力容器への注水	1回／年 ※1	・ほう酸水注入系による原 子炉圧力容器への注水	・ほう酸水注入系による原 子炉圧力容器への注水	1名
1.2.2.4.(2) 高圧炉心スプレイ系 による原子炉圧力容 器への注水	1回／年 ※1 ・高圧炉心スプレイ系によ る原子炉圧力容器への注水	運転員	・高圧炉心スプレイ系による原 子炉圧力容器への注水	1回／年 ※1	・原子炉隔壁時冷却系による原 子炉圧力容器への注水	・原子炉隔壁時冷却系による原 子炉圧力容器への注水	1名
※1：シミュレータ訓練と合せて実施する項目を示す。 ※2：教育訓練に使用する手順書及び訓練等は、今後の検討等により変更となる可能性があります。							

第4表 重大事故等対策に関する主な訓練 (2/20)

技術的能力審査基準	教育訓練項目	教育訓練に使用する手順書	対象者	訓練名称及び頻度
1.2	○事故時操作要領書（微候～ス） 「水位確保」等	運転員	・原子炉隔壁時冷却系による発電用原子炉の冷却：1回／年以上 ・原子炉隔壁時冷却系による発電用原子炉の冷却：1回／年以上	
1.2 原子炉隔壁時冷却系 高圧原子炉への注水 用原子炉を冷却す るための手順等	○AM設備別操作要領書 「H.P.A.Cによる原子炉注水」	運転員	・高圧原子炉代替注水系の中央制御室からの操作による発電用原 子炉の冷却：1回／年以上 ・高圧原子炉代替注水系による発電用原子炉の冷却：1回／年以上	
	○AM設備別操作要領書 「R.C.I.Cによる原子炉注水」	運転員	・原子炉隔壁時冷却系の現場操作による発電用原子炉の冷却： 1回／年以上	
	○AM設備別操作要領書 「S.L.Cによる原子炉注水」	運転員	・原子炉注入系による進展抑制（ほう酸水注入）：1回／年以上	

第1.0.9-4表 重大事故等対策に係る教育訓練（技術的能力と教育訓練の関係）(3/41)

技術的能力審査基準	手順	対象者	社内規程(手順書)	頻度	手順書項目	主な活動内容	操作に必要な人数
1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	1.3.2.1(1) a. 手動操作による減圧	運転員	・非常時運転手順書II 〔微候ベース〕 ・非常時運転手順書III 〔シヒアクシメント〕	1回/年 ※1	・逃がし安全弁による原子炉減圧	・逃がし安全弁による原子炉減圧 ・タービン・バイパス弁による原子炉減圧操作	1名
1.3.2.2(1) a. 可搬型代替直流电源設備による逃がし安全弁(自動減圧機能開放)	運転員	運転員	・非常時運転手順書II 〔微候ベース〕	1回/年 ※1	・逃がし安全弁による原子炉減圧 〔電源確保〕	・可搬型代替直流电源設備による 逃がし安全弁による原子炉減圧 操作	2名
1.3.2.2(1) b. 重大事故等対応要領 〔電源確保対応〕	運転員	重大事故等対応要員	・重大事故等対応要領 〔微候ベース〕	1回/年 ※1	・可搬型代替直流电源設備による 電源確保	・可搬型代替直流电源設備による 逃がし安全弁による原子炉減圧 操作	2名
1.3.2.2(2) a. 非常用蒸素供給系による逃がし安全弁(自動減圧機能開放)	運転員	運転員	・非常時運転手順書II 〔微候ベース〕	1回/年 ※1	・逃がし安全弁による原子炉減圧 〔駆動源確保〕	・逃がし安全弁による原子炉減圧 操作	1名
1.3.2.2(2) b. 可搬型蒸素供給装置(小型)による逃がし安全弁(自動減圧機能開放)	運転員	重大事故等対応要員 〔給水系確保対応〕	・重大事故等対応要領 〔給水系確保対応〕	1回/年 ※1	・逃がし安全弁による原子炉減圧 〔駆動源確保〕	・不活性ガス系統から非常用蒸素供給系への切替操作 ・警報確認	1名

※1：シミュレータ訓練と合せて実施する項目を示す。

※2：教育訓練に使用する手順書及び頻度等は、今後の検討等により変更となる可能性があります。

第4表 重大事故等対策に関する主な訓練(3/20)

技術的能力審査基準	教育訓練項目	教育訓練に使用する手順書	対象者	訓練名稱及び頻度
1.3 原子炉の減圧	○事故時操作要領書 〔減圧ベース〕 ○事故時操作要領書〔シヒアクシメント〕 〔注水-1〕		運転員	・手動操作による減圧(逃がし安全弁)：1回/年以上
	○AM設備別操作要領書 〔SRV駆動源確保(SRV電源切替)〕		運転員	・可搬型直流电源設備による逃がし安全弁機械回復：1回/年以上
	○AM設備別操作要領書 〔SRV駆動源確保(SRV用蓄電池)〕		運転員	・主蒸気逃がし安全弁用蓄電池(補助盤室)による逃がし安全弁機械回復：1回/年以上
1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	○原子炉災害対策手順書 〔蓄電池設備による主蒸気逃がし安全弁開放操作(油圧錠)〕 〔注水-1〕		運転員	・逃がし安全弁用蓄素ガスポンベ」による逃がし安全弁機械回復：1回/年以上
	○AM設備別操作要領書 〔SRV背圧対策〕		運転員	・逃がし安全弁の背圧対策：1回/年以上
	○原子力災害対策手順書 〔蓄素ガスポンベによる主蒸気逃がし安全弁背圧対策〕		実施組織 〔復旧班員〕	
インターフェイスシステムLOCA発生時の対応	○事故時操作要領書 〔二次格納施設制御〕等		運転員	・二次格納施設制御：1回/年以上

第1.0.9-4表 重大事故等対策に係る教育訓練（技術的能力と教育訓練の関係）(4/41)

技術的能力審査基準	手順	対象者	社内規程（手順等）	頻度	手順書項目	主な活動内容	操作に必要な人數
1.3 原子炉冷却材圧力バランスの手順等（継ぎ）	1.3.2.2(2) c. 非常用逃がし安全弁駆動系による逃がし弁機安全弁（逃がし弁機能）開放	運転員 運転員	・非常時運転手順書II (微候ベース)	1回／年※1 1回／年	・逃がし安全弁による原子炉減圧 (駆動源確保) ・逃がし安全弁による原子炉減圧 (駆動源確保)	・非常用逃がし安全弁駆動系による原子炉減圧 ・逃がし安全弁による原子炉減圧操作 ・非常用逃がし安全弁駆動系による原子炉減圧 ・安全駆動系高压塞素ボンベ切替操作	1名 2名
1.3.2.4(1) 非常用運転手順書II「原子炉建屋制御」	運転員 運転員	運転員 運転員	・非常時運転手順書II (微候ベース)	1回／年※1 1回／年	・原子炉建屋制御 ・原子炉建屋制御	・温かい箇所隔離操作 ・隔離不可時、原子炉スクラム等操作 ・原子炉熱除去系及び注水操作 ・残留熱除去系（サブレッショングルーリング系）によるサブレーション・ブル水の除熱操作 ・現場手動操作による漏えい箇所隔離操作	2名 4名

※1：シミュレータ訓練と合せて実施する項目を示す。

※2：教育訓練に使用する手順書及び頻度等は、今後の検討により変更となる可能性があります。

第4表 重大事故等対策に関する主な訓練(4/20)

技術的能力審査基準	教育訓練項目	教育訓練に使用する手順書	対象者	訓練名称及び頻度
1.4	○事故時操作要領書（微候ベース） 「水位確保」等	○事故時操作要領書（微候ベース） 「水位確保」等	運転員	・残留熱除去系（低圧注水モード）による発電用原子炉の冷却： 1回／年以上 ・低圧炉心スプレイ系による発電用原子炉の冷却：1回／年以上
	○事故時操作要領書（微候ベース） 「減圧冷却」等	○事故時操作要領書（微候ベース） 「減圧冷却」等	運転員	・残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）による発電用原子炉 からの除熱：1回／年以上
	○AM設備別操作要領書 「FLSRポンプによる原子炉注水」	○AM設備別操作要領書 「FLSRポンプによる原子炉注水」	運転員	・低圧原子炉代替注水系（常設）による発電用原子炉への冷却： 1回／年以上 ・低圧原子炉代替注水系（常設）による残存溶融炉心の冷却： 1回／年以上
1.4 原子炉冷却材圧力バランスの低圧時に捲用原子炉を冷却するための手順等	○AM設備別操作要領書 「大量送水車による原子炉注水」 ○原子炉緊急対策手順書 「大量送水車を使用した送水」	○AM設備別操作要領書 「大量送水車による原子炉注水」 ○AM設備別操作要領書 「大量送水車を使用した送水」	運転員 実験組織 (復旧班員)	・低圧原子炉代替注水系（可搬型）による発電用原子炉への冷却： 1回／年以上 ・低圧原子炉代替注水系（可搬型）による残存溶融炉心の冷却： 1回／年以上
	○AM設備別操作要領書 「RHRによる原子炉注水」	○AM設備別操作要領書 「RHRによる原子炉注水」	運転員	・常設代替交流電源設備による残留熱除去系（低圧注水モード） の復旧：1回／年以上
	○AM設備別操作要領書 「ILPCSによる原子炉注水」	○AM設備別操作要領書 「ILPCSによる原子炉注水」	運転員	・常設代替交流電源設備による低圧炉心スプレイ系の復旧：1回 ／年以上
	原子炉の除熱	○AM設備別操作要領書 「RHRによる原子炉除熱」	運転員	・常設代替交流電源設備による残留熱除去系（原子炉停止時冷却 モード）の復旧：1回／年以上

第1.0.9-4表 重大事故等対策に係る教育訓練（技術的能力と教育訓練の関係）(5/41)

技術的能力審査基準	手順	対象者	社内規程（手順等）	頻度	手順書項目	主な活動内容	操作に必要な人数
1.4.2.1(1) a. (a) 原子炉冷却材圧力バ ンダリ低圧時に発 電用原子炉を冷却す るための手順等	1.4.2.1(1) a. (a) 低圧代替注水系（可搬 型）による原子炉圧力 容器への注水（淡水/ 海水） 【交流動力電源が確 保されている場合】	運転員	・非常時運転手順書II (微候べース)	1回／年 <sup>※1</sup>	・低圧代替注水系（常設）による 原子炉圧力容器への注水	・低圧代替注水系（常設）による 原子炉圧力容器への注水	2名
1.4.2.1(1) a. (b) 低圧代替注水系（可搬 型）による原子炉圧力 容器への注水（淡水/ 海水） 【交流動力電源が確 保されている場合】	1.4.2.1(1) a. (b) 低圧代替注水系（可搬 型）による原子炉圧力 容器への注水（淡水/ 海水） 【全交流動力電源が確 保されている場合】	運転員	・非常時運転手順書II (微候べース)	1回／年 <sup>※1</sup>	・低圧代替注水系（可搬型）によ る原子炉圧力容器への注水	・低圧代替注水系（可搬型）によ る原子炉圧力容器への注水（淡 水/海水）に伴う系統構成 ・低圧代替注水系（可搬型）によ る原子炉圧力容器への注水（淡 水/海水）に伴う系統構成 ・可搬型代替注水大型ポンプの取 扱い（送水作業） ・ホース取扱い（運搬、敷設、接 続）	1名
重大事故等対策要領 (給水確保対応)	重大事故等対策要領 (給水確保対応)	重大事故等対策要領 (給水確保対応)	・重大事故等対策要領 (給水確保対応)	1回／年	・可搬型代替注水中型ポンプによ る送水 ・可搬型代替注水大型ポンプによ る送水	・可搬型代替注水系（可搬型）によ る原子炉圧力容器への注水	8名
1.4.2.1(1) a. (b) 低圧代替注水系（可搬 型）による原子炉圧力 容器への注水（淡水/ 海水） 【全交流動力電源が確 保されている場合】	1.4.2.1(1) a. (b) 低圧代替注水系（可搬 型）による原子炉圧力 容器への注水（淡水/ 海水） 【全交流動力電源が確 保されている場合】	運転員	・非常時運転手順書II (微候べース)	1回／年	・可搬型代替注水中型ポンプによ る送水 ・可搬型代替注水大型ポンプによ る送水	・低圧代替注水系（可搬型）によ る原子炉圧力容器への注水（淡 水/海水）に伴う系統構成 ・低圧代替注水系（可搬型）によ る原子炉圧力容器への注水（淡 水/海水）に伴う系統構成 ・可搬型代替注水大型ポンプの取 扱い（送水作業） ・ホース取扱い（運搬、敷設、接 続）	6名
※1：シミュレーション訓練と合せて実施する項目を示す。 ※2：教育訓練に使用する手順書及び頻度等は、今後の検討等により変更となる可能性があります。							

第4表 重大事故等対策に関する主な訓練 (5/20)

技術的能力審査基準	教育訓練項目	教育訓練に使用する手順書	対象者	訓練名称及び頻度
1.5 最終ヒートシンクへ 熱を輸送するための 手順等	○事故時操作要領書 「S／C温度制御」 「FCVSによる格納容器ベント」 「FCVS停止後のN2ベント」	運転員	・原子炉補機冷却系による除熱：1回／年以上	
	○AM設備別操作要領書 「原子炉フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び 除熱：1回／年以上」	運転員	・格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び 除熱：1回／年以上	
	○原子炉災害対策手順書 「可搬式塗素供給装置を使用した格納容器フィルタベント系の塗素ガス置換」	運転員	・現場操作による格納容器ペント：1回／年以上	
	○AM設備別操作要領書 「FCVSによる格納容器ベント」 ○AM設備別操作要領書 「移動式代替熱交換設備による冷却水確保」 ○AM設備別操作要領書 「大型送水ポンプ車による冷却水確保」	運転員	・原子炉補機代替冷却系による除熱：1回／年以上	
	○原子炉災害対策手順書 「移動式代替熱交換設備および大型送水ポンプ車を使用した最 終ヒートシンク確保（電源編）」	実施組織 (後田班員)	・原子炉補機代替冷却系による除熱：1回／年以上	

第1.0.9-4表 重大事故等対策に係る教育訓練（技術的能力と教育訓練の関係）(6/41)

技術的能力検査基準	手順	対象者	社内基準（手順等）	頻度	手順書項目	主な活動内容	操作に必要な人数
1.4 1.4.2.1(1) a. (c) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (続き)	1回/年 ※1	運転員	・非常時運転手順書Ⅱ (微候ベース)	1回/年 ※1	・代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水	・代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水操作	2名
1.4.2.1(1) a. (d) 消防水系による原子炉圧力容器への注水	1回/年 ※1	運転員	・非常時運転手順書Ⅱ (微候ベース)	1回/年 ※1	・消防水系による原子炉圧力容器への注水	・消防水系による原子炉圧力容器への注水操作	1名
1.4.2.1(1) a. (e) 補給水系による原子炉圧力容器への注水	1回/年 ※1	運転員	・非常時運転手順書Ⅱ (微候ベース)	1回/年 ※1	・補給水系による原子炉圧力容器への注水	・消防水系による原子炉圧力容器への注水操作	2名
1.4.2.1(1) a. (e) 補給水系による原子炉圧力容器への注水	1回/年 ※1	運転員	・非常時運転手順書Ⅱ (微候ベース)	1回/年 ※1	・補給水系による原子炉圧力容器への注水	・補給水系による原子炉圧力容器への注水操作	1名
重大事故等対策要領 (給水確保対応)	1回/年	重大事故等対策要員	・重大事故等対策要領	1回/年	・通常配管開止フランジの切替え	・通常配管開止フランジの切替え	2名
1.4.2.1(2) a. (a) 残留熱除去系（低圧注水系）電源復旧後の原子炉圧力容器への注水	1回/年 ※1	運転員	・非常時運転手順書Ⅱ (微候ベース)	1回/年 ※1	・残留熱除去系（低圧注水系）による原子炉圧力容器への注水	・残留熱除去系（低圧注水系）による原子炉圧力容器への注水操作	1名
1.4.2.1(2) a. (b) 低圧炉心スプレイ系電源復旧後の原子炉圧力容器への注水	1回/年 ※1	運転員	・非常時運転手順書Ⅱ (微候ベース)	1回/年 ※1	・低圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水	・低圧炉心スプレイ系復旧後の原子炉圧力容器への注水操作	1名
1.4.2.1(3) a. (a) 低圧代替注水系（常設）による残存溶融炉心の冷却	1回/年 ※1	運転員	・非常時運転手順書Ⅲ (シビアクシデンクト)	1回/年 ※1	・低圧代替注水系（常設）による残存溶融炉心への注水	・低圧代替注水系（常設）による残存溶融炉心への注水操作	2名
1.4.2.1(3) a. (b) 代替循環冷却系による残存溶融炉心の冷却	1回/年 ※1	運転員	・非常時運転手順書Ⅲ (シビアクシデンクト)	1回/年 ※1	・代替循環冷却系による残存溶融炉心への注水	・代替循環冷却系による残存溶融炉心への注水操作	2名

※1：シミュレータ訓練と合せて実施する項目を示す。

※2：教育訓練に使用する手順書及び頻度等は、今後の検討等により変更となる可能性があります。

第4表 重大事故等対策に関する主要な訓練 (6/20)

技術的能力検査基準	教育訓練項目	教育訓練に使用する手順書	対象者	訓練名稱及び頻度
1.6 原子炉格納容器内の冷却・滅 火等	○事故時操作要領書（微候ベース） 「P.C.V圧力制御」「D/W温度制御」「S/C温度制御」「P.C.V水素濃度制御」 ○事故時操作要領書（シニアシティント） 「除熱-1」「除熱-2」 ○事故時操作要領書（微候ベース） 「S/C温度制御」 ○AM設備別操作要領書 「FLSRボンブによる格納容器スプレイ」 ○AM設備別操作要領書 「大量送水車による格納容器スプレイ」 ○原子力災害対策手順書 「大量送水車を使用した送水」 ○AM設備別操作要領書 「RHRによる格納容器除熱」	運転員 ・残留熱除去系（格納容器冷却モード）による原子炉格納容器内へのスプレイ：1回/年以上 ・サブレッショングループ水冷却モードによる原子炉格納容器内へのスプレイ：1回/年以上 ・格納容器代替スプレイ系（常設）による原子炉格納容器内へのスプレイ：1回/年以上 ・格納容器代替スプレイ系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ（淡水/海水）：1回/年以上 ・大量送水車による格納容器スプレイ（後日現職） ・残留熱除去系電源復旧後の原子炉格納容器内へのスプレイ：1回/年以上 ・残留熱除去系電源復旧後の原子炉格納容器内へのスプレイ（淡水/海水）：1回/年以上	運転員 運転員 運転員 運転員 運転員 運転員	

第1.0.9-4表 重大事故等対策に係る教育訓練（技術的能力と教育訓練の関係）(7/41)

技術的能力審査基準	手順	対象者	社内規程（手順等）	頻度	手順書項目	主な活動内容	操作に必要な人数
1.4 原子炉冷却却材圧力バウンダリ低圧時における残存溶融炉心の冷却	1.4.2.1(3) a. (c)	運転員	・非常運転手順書Ⅲ （シビアクシデン	1回／年 <sup>※1</sup>	・消防系による原子炉圧力容器への注水	・消防系による原子炉圧力容器への注水操作	1名
1.4.2.1(3) a. (d)	運転員	・非常運転手順書Ⅲ （シビアクシデン	ト）	1回／年 <sup>※1</sup>	・消防系による原子炉圧力容器への注水	・消防系による原子炉圧力容器への注水操作	2名
1.4.2.1(3) a. (e)	運転員 重大事故等対応要員 (給水確保対応)	・重大事故等対応要員 （給水確保対応）	・重大事故等対応要員 （給水確保対応）	1回／年	・補給水系による原子炉圧力容器への注水	・補給水系による原子炉圧力容器への注水操作	1名
1.4.2.1(3) a. (e)	運転員	・非常運転手順書Ⅲ （シビアクシデン	ト）	1回／年 <sup>※1</sup>	・連絡配管開止フランジの切替え	・連絡配管開止フランジ切替え	2名
1.4.2.1(3) a. (e)	重大事故等対応要員 (給水確保対応)	・重大事故等対応要員 （給水確保対応）	・重大事故等対応要員 （給水確保対応）	1回／年	・低圧代替注水系（可搬型）による残存溶融炉心への注水	・低圧代替注水系（可搬型）による残存溶融炉心への注水（淡水／海水）	4名
1.4.2.2(1) b. (a)	運転員	・非常運転手順書Ⅱ （微候ベース）	1回／年 <sup>※1</sup>	・可搬型代替注水中型ポンプによる送水	・可搬型代替注水大型ポンプによる送水	・可搬型代替注水大型ポンプによる送水（淡水／海水）	1名
1.4.2.2(1) b. (a)	運転員	・原子炉冷却却材淨化系による原子炉からの除熱	1回／年 <sup>※1</sup>	・原子炉冷却却材淨化系による原子炉からの除熱	・原子炉冷却却材淨化系による原子炉からの除熱	・原子炉冷却却材淨化系による原子炉からの除熱	1名
※1：シミュレータ訓練と併せて実施する項目を示す。 ※2：教育訓練に使用する手順書及び頻度等は、今後の検討等により変更となる可能性があります。							

第4表 重大事故等対策に関する主要な訓練 (7/20)

技術的能力審査基準	教育訓練項目	教育訓練に使用する手順書	対象者	訓練名称及び頻度
1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等	○AM設備別操作要領書 「FCVSによる格納容器ベント」 「FCVSスクラバ容器水位調整」	運転員	・格納容器フィルタベントによる原子炉格納容器内の減圧及び除熱：1回／年以上	
	○原子力災害対策手順書 「第1ペントフィルタスクラバ容器への水補給」「大量送水弁を施用した送水」	実施組織 (復旧班)	・大量送水弁を施用した送水	
	○AM設備別操作要領書 「FCVSによる格納容器ベント」	運転員	・現場操作による格納容器ベント：1回／年以上	
	○原子力災害対策手順書 「可搬式窒素供給装置を使用した格納容器フィルタベント系の窒素ガス置換」	実施組織 (復旧班)	・不活性ガス（窒素ガス）による系統内の置換：1回／年以上	
	○AM設備別操作要領書 「RHARによる格納容器除熱」	運転員	・残留熱代替除熱による原子炉格納容器内の減圧及び除熱：1回／年以上	

第1.0.9-4表 重大事故等対策に係る教育訓練（技術的能力と教育訓練の関係）(8/41)

技術的能力審査基準	手順	対象者	社内規程（手順等）	頻度	手順書項目	主な活動内容	操作に必要な人數
1.4 原子炉冷却材圧力バランスにより低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等（継ぎ）	1.4.2.2(2) a. (a)	運転員	・非常時運転手順書II （微候ベース）	1回／年 ※1	・残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）による原子炉除熱 ・残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）による原子炉除熱	・残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）復旧後の原子炉除熱操作 ・残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）による原子炉除熱に伴う系統構成	2名
	1.4.2.3 (1)	運転員	・非常時運転手順書II （微候ベース）	1回／年 ※1	・残留熱除去系（低圧注水系）による原子炉除熱	・残留熱除去系（低圧注水系）による原子炉除熱に伴う系統構成	2名
	1.4.2.3 (2)	運転員	・非常時運転手順書II （微候ベース）	1回／年 ※1	・低圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水	・低圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水操作	1名
	1.4.2.3 (3)	運転員	・非常時運転手順書II （微候ベース）	1回／年 ※1	・残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）による原子炉除熱 ・残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）による原子炉除熱	・残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）による原子炉除熱操作 ・残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）による原子炉除熱に伴う系統構成	2名

※1：シミュレータ訓練と合せて実施する項目を示す。

※2：教育訓練に使用する手順書及び頻度等は、今後の検討等により変更となる可能性があります。

第4表 重大事故等対策に関する主な訓練(8/20)

技術的能力審査基準	教育訓練項目	教育訓練に使用する手順書	対象者	訓練名称及び頻度
		○AM設備別操作要領書 「F L S R ポンプによるペデスタル注水」	運転員	・ペデスタル代替注水系（常設）によるペデスタル内への注水： 1回／年以上
		○AM設備別操作要領書 「大量送水車による格納容器スプレイ」 「大量送水車によるペデスタル注水」	運転員	・格納容器代替スプレイ系（可搬型）によるペデスタル内への注水： 水：1回／年以上
		○原子力災害対策手順書 「大量送水車を使用した送水」	運転員 実施組織 (復旧班員)	・ペデスタル代替注水系（可搬型）によるペデスタル内への注水： 1回／年以上
1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等	○AM設備別操作要領書 「H P A Cによる原子炉注水」	運転員	・高圧原子炉代替注水系による原子炉圧力容器への注水：1回／年以上	
	○AM設備別操作要領書 「S L Cによる原子炉注水」	運転員	・ほう酸注入系による原子炉圧力容器へのほう酸水注入：1回／年以上	
	○AM設備別操作要領書 「F L S R ポンプによる原子炉注水」	運転員	・低圧原子炉代替注水系（常設）による原子炉圧力容器への注水： 1回／年以上	
	○AM設備別操作要領書 「大量送水車による原子炉注水」	運転員 実施組織 (復旧班員)	・低圧原子炉代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水： 水：1回／年以上	

第1.0.9-4表 重大事故等対策に係る教育訓練（技術的能力と教育訓練の関係）(9/41)

技術的能力審査基準	手順	対象者	社内規程（手順等）	頻度	手順書項目	主な活動内容	操作に必要な人數
1.5 最終ヒートシングルへ熱を輸送するための手順等	1.5.2.1(1) a. (a) 格納容器圧力がし格納容器による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	運転員	・非常時運転手順書 II (微候ベース)	1回/年※1	・格納容器圧力がし装置（サブレッジショーン・チャンバ側）による原子炉格納容器内の減圧及び除熱 ・格納容器圧力がし装置（ドライウェル側）による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	・格納容器圧力がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱操作 ・格納容器圧力がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱操作	1名
1.5.2.1(1) a. (b) フィルタ装置スクラビング水補給	重大事故等対応要員 (給水確保対応)	重大事故等対応要員 ・重大事故等対策要領	1回/年	・可搬型代替注水中型ポンプによる送水 ・可搬型代替注水大型ポンプによる送水	・可搬型代替注水中型ポンプによる送水 ・可搬型代替注水大型ポンプによる送水	・可搬型代替注水大型ポンプの取扱い（送水作業） ・ホース取扱い（通搬、敷設、接続）	8名
1.5.2.1(1) a. (c) 原子炉格納容器内の不活性ガス（窒素）置換	重大事故等対応要員 (給水確保対応) (電源確保対応)	重大事故等対応要員 ・重大事故等対策要領	1回/年	・可搬型窒素供給装置による送気	・可搬型窒素供給装置用電源車の取扱い、 ・可搬型窒素供給装置の取扱い、 ・ホースの通搬 ・原子炉格納容器内の不活性ガス（窒素）置換に伴う系統構成	6名	
1.5.2.1(1) a. (d) フィルタ装置内の不活性ガス（窒素）置換	重大事故等対応要員 (給水確保対応) (電源確保対応)	重大事故等対応要員 ・重大事故等対策要領	1回/年	・可搬型窒素供給装置による送気	・可搬型窒素供給装置用電源車の取扱い、 ・可搬型窒素供給装置の取扱い、 ・ホースの通搬 ・窒素）置換に伴う系統構成	6名	

※1：シミュレータ訓練と合せて実施する項目を示す。

※2：教育訓練に使用する手順書及び頻度等は、今後の検討等により変更となる可能性があります。

第4表 重大事故等対策に関する主な訓練 (9/20)

技術的能力審査基準	教育訓練項目	教育訓練に使用する手順書	対象者	訓練名称及び頻度
1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損防止等	○原子力災害対策手順書 「可搬式窒素供給装置を使用した格納容器の窒素ガス置換」	○原子力災害対策手順書 「可搬式窒素供給装置を使用した格納容器の窒素ガス置換」	実施組織 (復旧班員)	・原子炉格納容器内不活性化による原子炉格納容器水素爆発防止上：1回/年以上
	○AM設備別操作要領書 「FCVSによる格納容器ベント」	○AM設備別操作要領書 「FCVSによる格納容器ベント」	運転員	・格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出：1回/年以上
	○AM設備別操作要領書 「MCAMSによる格納容器水素・酸素濃度測定」「CAMSによる格納容器水素・酸素濃度測定」	○AM設備別操作要領書 「MCAMSによる格納容器水素・酸素濃度測定」「CAMSによる格納容器水素・酸素濃度測定」	運転員	・水素濃度及び酸素濃度の監視：1回/年以上

第1.0.9-4表 重大事故等対策に係る教育訓練（技術的能力と教育訓練の関係）(10/41)

技術的能力審査基準	対象者	社内規程（手順書）	頻度	手順書項目	主な活動内容	操作に必要な人数
1.5 最終ヒートシングルへ 熱を輸送するための 手順等 (統き)	運転員	・非常時運転手順書II (微候ベース)	1回/年	・フィルタ装置スクラビング水移 送	・フィルタ装置スクラビング水移 送操作 ・フィルタ装置スクラビング水移 送清浄に伴う系統構成 ・フィルタ装置スクラビング水移 送操作	1名
1.5.2.1(1) a, (e) フィルタ装置スクラ ビング水移送	運転員		1回/年	・フィルタ装置スクラビング水移 送	・フィルタ装置スクラビング水移 送に伴う系統構成 ・フィルタ装置スクラビング水移 送清浄に伴う系統構成 ・フィルタ装置スクラビング水移 送操作	2名
重大事故等対応要員 (給水確保対応)	・重大事故等対策要領		1回/年	・可搬型代替注水中型ポンプによ る送水 ・可搬型代替注水大型ポンプによ る送水	・可搬型代替注水中型ポンプ及び 可搬型代替注水大型ポンプの取 扱い、(送水作業) ・ホース取扱い(送水、搬設、接 続)	8名
1.5.2.1(1) b, (a) 耐圧強化ベンチト系 による原子炉格納容器 内の減圧及び除燃	運転員	・非常時運転手順書II (微候ベース)	1回/年	・耐圧強化シート系(サブレッジ ン・チエンバ側)(ドライアイエ ル側)による原子炉格納容器内 の減圧及び除燃	・耐圧強化シート系による原子炉 格納容器内の減圧及び除燃操作 1名	
1.5.2.1(2) a, (a) 格納容器圧力逃がし 装置による原子炉格 納容器内の減圧及 び除燃(現場操作)	運転員 重大事故等対応要員	・非常時運転手順書II (微候ベース) ・重大事故等対策要領	1回/年 1回/年	・格納容器圧力逃がし装置による 原子炉格納容器内の減圧及び除 燃(現場操作) ・格納容器圧力逃がし装置による 原子炉格納容器内の減圧及び除 燃(現場操作)	・格納容器圧力逃がし装置による 原子炉格納容器内の減圧及び除 燃(遠隔操作) ・原子炉格納容器内の減圧及び除 燃押出の監視 ・格納容器圧力逃がし装置による 原子炉格納容器内の減圧及び除 燃(遠隔操作) 3名	3名

※1：シミュレータ訓練と合せて実施する手順書及び演習等は、今後の検討等により変更となる可能性があります。

※2：教育訓練に使用する手順書及び演習等は、今後の検討等により変更となる可能性があります。

第4表 重大事故等対策に関する主な訓練 (10/20)

技術的能力審査基準	教育訓練項目	教育訓練に使用する手順書	対象者	訓練名称及び頻度
1.10 水素爆発による原子 炉建屋等の損傷を防 止するための手順等	水素爆発による原子炉 建屋等の損傷防止	○事故時操作要領書(シニアクシシント) 「水素」	運転員	・原子炉建物内の水素濃度監視：1回/年以上

第1.0.9-4表 重大事故等対策に係る教育訓練（技術的能力と教育訓練の関係）(11/41)

技術的能力審査基準	手順	対象者	社内規程（手順等）	頻度	手順書項目	主な活動内容	操作に必要な人数
1.5 最終ヒートシンクへの熱を輸送するための耐圧強化ベンチ系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱（現場操作）	1.5.2.1(2) b. (a)	運転員	・非常時運転手順書II (微候ベース)	1回/年 ※1	・耐圧強化ベンチ系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱（現場操作）	・耐圧強化ベンチ系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱（現場操作）	3名
重大事故等対応要員	重大事故等対応要員	運転員	・重大事故等対策要領	1回/年	・耐圧強化ベンチ系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱（現場操作）	・耐圧強化ベンチ系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱（現場操作）	3名
1.5.2.2(1) a.	緊急用海水系による冷却水確保	運転員	・非常時運転手順書II (微候ベース)	1回/年 ※1	・緊急用海水系による冷却水確保	・緊急用海水系による冷却水の確保操作	2名
1.5.2.2(1) b.	代替残留熱除去系海水系による冷却水確保	運転員	・非常時運転手順書II (微候ベース)	1回/年 ※1	・代替残留熱除去系海水系による冷却水確保	・代替残留熱除去系海水系による冷却水の確保操作	1名
重大事故等対応要員 (給水確保対応)	重大事故等対応要員 (給水確保対応)	運転員	・重大事故等対策要領	1回/年	・可搬型代替注水大型ポンプによる冷却水確保	・可搬型代替注水大型ポンプによる冷却水確保操作	8名
1.5.2.3(1)	残留熱除去系海水系による冷却水確保	運転員	・非常時運転手順書II (微候ベース)	1回/年 ※1	・残留熱除去系海水系冷却水確保	・残留熱除去系海水系による冷却水の確保操作	1名

※1：シミュレータ訓練と合せて実施する項目を示す。

※2：教育訓練に使用する手順書及び頻度等は、今後の検討等により変更となる可能性があります。

第4表 重大事故等対策に関する主な訓練 (11/20)

技術的能力審査基準	教育訓練項目	教育訓練に使用する手順書	対象者	訓練名及び頻度
1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等	燃料プールへの注水及びスプレイ	○原子力災害対策手順書 「大量送水車を使用した送水」	実施組織 (復旧班員)	・燃料プールスプレイによる常設スプレイヘッダを使用した燃料プールへの注水：1回/年以上 ・燃料プールスプレイによる常設スプレイヘッダを使用した燃料プールへのスプレイ：1回/年以上
		○原子力災害対策手順書 「大量送水車を使用した送水」「原子炉建物内ホース展張による燃料プールへの注水及びスプレイ」	実施組織 (復旧班員)	・燃料プールスプレイによる可搬型スプレイノズルを使用した燃料プールへの注水：1回/年以上 ・燃料プールスプレイによる可搬型スプレイノズルを使用した燃料プールへのスプレイ：1回/年以上
		○AM設備別操作要領書 「SFP監視カメラ用冷却設備起動」	運転員	・燃料プールの状態監視：1回/年以上
		○AM設備別操作要領書 「FPCによる燃料プール除熱」	運転員	・代替交流電源設備を使用した燃料プール冷却系による燃料プールの除熱：1回/年以上

<p style="text-align: center;"><b>第1.0.9-4表 重大事故等対策に係る教育訓練（技術的能力と教育訓練の関係）(12/41)</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">技術的能力審査基準</th> <th style="text-align: left;">対象者</th> <th style="text-align: left;">社内規程（手順等）</th> <th style="text-align: left;">手順書項目</th> <th style="text-align: left;">主な活動内容</th> <th style="text-align: left;">操作に必要な人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.6</td> <td>手順 運転員</td> <td>・非常時運転手順書II (微候ベース)</td> <td>・代替格納容器スプレイ冷却系(常設)による原子炉格納容器内へのスプレイ</td> <td>・代替格納容器スプレイ冷却系(常設)による原子炉格納容器内へのスプレイ</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>1.6.2.1(1) a、(a) 代替格納容器内の原子炉格納容器等のための手順 消火系による原子炉格納容器内へのスプレイ</td> <td>運転員</td> <td>・非常時運転手順書II (微候ベース)</td> <td>・消火系による原子炉格納容器内へのスプレイ</td> <td>・消火系による原子炉格納容器内へのスプレイ</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>1.6.2.1(1) a、(b) 代替格納容器内へのスプレイ</td> <td>運転員</td> <td>・非常時運転手順書II (微候ベース)</td> <td>・消火系による原子炉格納容器内へのスプレイ</td> <td>・消火系による原子炉格納容器内へのスプレイ</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>1.6.2.1(1) a、(c) 補給水系による原子炉格納容器内へのスプレイ</td> <td>運転員 重大事故等対応要員 (給水確保対応)</td> <td>・非常時運転手順書II (微候ベース)</td> <td>・補給水系による原子炉格納容器内へのスプレイ</td> <td>・補給水系による原子炉格納容器内へのスプレイ</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>1.6.2.1(1) a、(d) 代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器内へのスプレイ(海水) 【交流動力電源が確保されている場合】</td> <td>運転員 重大事故等対応要員 (給水確保対応)</td> <td>・非常時運転手順書II (微候ベース)</td> <td>・代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器内へのスプレイ</td> <td>・代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器内へのスプレイ</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※1: シミュレータ訓練と合せて実施する項目を示す。</td><td colspan="2">※2: 教育訓練に使用する手順書及び頻度等は、今後の検討等により変更となる可能性があります。</td><td colspan="2">※1: シミュレータ訓練と合せて実施する項目を示す。</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><b>第4表 重大事故等対策に関する主な訓練 (12/20)</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">技術的能力審査基準</th> <th style="text-align: left;">教育訓練項目</th> <th style="text-align: left;">教育訓練に使用する手順書</th> <th style="text-align: left;">対象者</th> <th style="text-align: left;">訓練名称及び頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.12</td> <td>発電所外への放射性物質の拡散抑制 発電所外への放射性物質の拡散抑制するための手順等</td> <td> <input type="checkbox"/>原子力災害対策手順書 「放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制」   <input type="checkbox"/>原子力災害対策手順書 「シルトフェンスによる海洋への放射性物質の拡散抑制」「放射性物質吸着材による海洋への放射性物質の拡散抑制」   <input type="checkbox"/>原子力災害対策手順書 「放水砲による消防活動」「航空機燃料火災等における初期対応」         </td> <td>実施組織 (復旧班員)</td> <td>         対象者 ・大気への放射性物質の拡散抑制 : 1回/年以上           実施組織 (復旧班員) ・海洋への放射性物質の拡散抑制 : 1回/年以上           実施組織 (復旧班員) ・航空機燃料火災への対応 : 1回/年以上       </td> </tr> </tbody> </table>	技術的能力審査基準	対象者	社内規程（手順等）	手順書項目	主な活動内容	操作に必要な人数	1.6	手順 運転員	・非常時運転手順書II (微候ベース)	・代替格納容器スプレイ冷却系(常設)による原子炉格納容器内へのスプレイ	・代替格納容器スプレイ冷却系(常設)による原子炉格納容器内へのスプレイ	2名	1.6.2.1(1) a、(a) 代替格納容器内の原子炉格納容器等のための手順 消火系による原子炉格納容器内へのスプレイ	運転員	・非常時運転手順書II (微候ベース)	・消火系による原子炉格納容器内へのスプレイ	・消火系による原子炉格納容器内へのスプレイ	1名	1.6.2.1(1) a、(b) 代替格納容器内へのスプレイ	運転員	・非常時運転手順書II (微候ベース)	・消火系による原子炉格納容器内へのスプレイ	・消火系による原子炉格納容器内へのスプレイ	2名	1.6.2.1(1) a、(c) 補給水系による原子炉格納容器内へのスプレイ	運転員 重大事故等対応要員 (給水確保対応)	・非常時運転手順書II (微候ベース)	・補給水系による原子炉格納容器内へのスプレイ	・補給水系による原子炉格納容器内へのスプレイ	1名	1.6.2.1(1) a、(d) 代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器内へのスプレイ(海水) 【交流動力電源が確保されている場合】	運転員 重大事故等対応要員 (給水確保対応)	・非常時運転手順書II (微候ベース)	・代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器内へのスプレイ	・代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器内へのスプレイ	1名	※1: シミュレータ訓練と合せて実施する項目を示す。		※2: 教育訓練に使用する手順書及び頻度等は、今後の検討等により変更となる可能性があります。		※1: シミュレータ訓練と合せて実施する項目を示す。		技術的能力審査基準	教育訓練項目	教育訓練に使用する手順書	対象者	訓練名称及び頻度	1.12	発電所外への放射性物質の拡散抑制 発電所外への放射性物質の拡散抑制するための手順等	<input type="checkbox"/> 原子力災害対策手順書 「放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制」  <input type="checkbox"/> 原子力災害対策手順書 「シルトフェンスによる海洋への放射性物質の拡散抑制」「放射性物質吸着材による海洋への放射性物質の拡散抑制」  <input type="checkbox"/> 原子力災害対策手順書 「放水砲による消防活動」「航空機燃料火災等における初期対応」	実施組織 (復旧班員)	対象者 ・大気への放射性物質の拡散抑制 : 1回/年以上  実施組織 (復旧班員) ・海洋への放射性物質の拡散抑制 : 1回/年以上  実施組織 (復旧班員) ・航空機燃料火災への対応 : 1回/年以上	島根原子力発電所 2号炉	備考
技術的能力審査基準	対象者	社内規程（手順等）	手順書項目	主な活動内容	操作に必要な人数																																																	
1.6	手順 運転員	・非常時運転手順書II (微候ベース)	・代替格納容器スプレイ冷却系(常設)による原子炉格納容器内へのスプレイ	・代替格納容器スプレイ冷却系(常設)による原子炉格納容器内へのスプレイ	2名																																																	
1.6.2.1(1) a、(a) 代替格納容器内の原子炉格納容器等のための手順 消火系による原子炉格納容器内へのスプレイ	運転員	・非常時運転手順書II (微候ベース)	・消火系による原子炉格納容器内へのスプレイ	・消火系による原子炉格納容器内へのスプレイ	1名																																																	
1.6.2.1(1) a、(b) 代替格納容器内へのスプレイ	運転員	・非常時運転手順書II (微候ベース)	・消火系による原子炉格納容器内へのスプレイ	・消火系による原子炉格納容器内へのスプレイ	2名																																																	
1.6.2.1(1) a、(c) 補給水系による原子炉格納容器内へのスプレイ	運転員 重大事故等対応要員 (給水確保対応)	・非常時運転手順書II (微候ベース)	・補給水系による原子炉格納容器内へのスプレイ	・補給水系による原子炉格納容器内へのスプレイ	1名																																																	
1.6.2.1(1) a、(d) 代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器内へのスプレイ(海水) 【交流動力電源が確保されている場合】	運転員 重大事故等対応要員 (給水確保対応)	・非常時運転手順書II (微候ベース)	・代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器内へのスプレイ	・代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器内へのスプレイ	1名																																																	
※1: シミュレータ訓練と合せて実施する項目を示す。		※2: 教育訓練に使用する手順書及び頻度等は、今後の検討等により変更となる可能性があります。		※1: シミュレータ訓練と合せて実施する項目を示す。																																																		
技術的能力審査基準	教育訓練項目	教育訓練に使用する手順書	対象者	訓練名称及び頻度																																																		
1.12	発電所外への放射性物質の拡散抑制 発電所外への放射性物質の拡散抑制するための手順等	<input type="checkbox"/> 原子力災害対策手順書 「放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制」  <input type="checkbox"/> 原子力災害対策手順書 「シルトフェンスによる海洋への放射性物質の拡散抑制」「放射性物質吸着材による海洋への放射性物質の拡散抑制」  <input type="checkbox"/> 原子力災害対策手順書 「放水砲による消防活動」「航空機燃料火災等における初期対応」	実施組織 (復旧班員)	対象者 ・大気への放射性物質の拡散抑制 : 1回/年以上  実施組織 (復旧班員) ・海洋への放射性物質の拡散抑制 : 1回/年以上  実施組織 (復旧班員) ・航空機燃料火災への対応 : 1回/年以上																																																		

第1.0.9-4表 重大事故等対策に係る教育訓練（技術的能力と教育訓練の関係）(13/41)

技術的能力審査基準	手順	対象者	社内規程（手順等）	頻度	手順書項目	主な活動内容	操作に必要な人数
1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等（継ぎ）	1.6.2.1(1) a. (d) 代替格納容器スプレイ冷却系による原子炉格納容器内へのスプレイ（淡水／海水）【全交流動力電源が喪失している場合】	運転員	・非常時運転手順書Ⅱ (微候ベース)	1回／年	・代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ（淡水／海水）	・代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ（淡水／海水）に伴う系統構成	6名
	重大事故等対応要員 (給水確保対応)	重大事故等対応要員 (給水確保対応)	・重大事故等対策要領	1回／年	・可搬型代替注水中型ポンプによる送水 ・可搬型代替注水大型ポンプによる送水	・可搬型代替注水大型ポンプによる送水 ・可搬型代替注水大型ポンプによる送水 ・可搬型代替注水大型ポンプによる送水 ・代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内の冷却（淡水／海水）に伴う系統構成	8名
1.6.2.1(2) a. (a) 残留熱除去系電源復旧後の原子炉格納容器内へのスプレイ		運転員	・非常時運転手順書Ⅱ (微候ベース)	1回／年 ※1	・残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）による原子炉格納容器内へのスプレイ	・残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）復旧後の原子炉格納容器内の冷却操作	1名
1.6.2.1(2) a. (b) 残留熱除去系電源復旧後のサブレッシュション・ブルーの熱		運転員	・非常時運転手順書Ⅱ (微候ベース)	1回／年 ※1	・残留熱除去系（サブレッシュション・ブルー冷却系）によるサブレッシュション・ブルー水の除熱	・残留熱除去系（サブレッシュション・ブルー冷却系）復旧後のサブレッシュション・ブルー水の除熱操作	1名
1.6.2.2(1) a. (a) 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器内へのスプレイ		運転員	・非常時運転手順書Ⅲ (シビアアクシデンタル)	1回／年 ※1	・代替格納容器スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器内へのスプレイ	・代替格納容器スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器内へのスプレイ	2名

※1：フミュレータ訓練科目で実施する項目を示す。  
※2：教育訓練に使用する手順書及び頻度等は、今後の検討等により変更となる可能性があります。

## 第4卷 重次事故対策に係る主な訓練(13/20)

技術的能⼒審査基準	教育訓練項目	教育訓練に使用する手順書	対象者	訓練名稱及び頻度	
				実施組織 (復日班員)	実施組織 (復日班員)
送水	○原子力災害対策手順書 「大量送水車を使用した送水」	・輪谷貯水槽(西1) 及び輪谷貯水槽(西2) を水源とした送水： ・海を水源とした送水： 1回／年以上	実施組織 (復日班員)	・輪谷貯水槽(西1) 及び輪谷貯水槽(西2) を水源とした補給 (淡水／海水)： 1回／年以上	実施組織 (復日班員)
低圧原子炉代替注水槽への補給	○原原子力災害対策手順書 「大量送水車を使用した送水／補給」 ○原原子力災害対策手順書 「海水を利用した水の補給」	・海を水源とした補給： 1回／年以上	実施組織 (復日班員)	・輪谷貯水槽(西1) 又は輪谷貯水槽(西2) への海水補給： 1回／年以上	実施組織 (復日班員)
輪谷貯水槽への補給	○原原子力災害対策手順書 「海水を利用した水の補給」	・低圧原子炉代替注水槽へ補給する水の切替え： 1回／年以上	実施組織 (復日班員)	・輪谷貯水槽(西1) 及び輪谷貯水槽(西2) へ補給する水源の切替え： 1回／年以上	実施組織 (復日班員)
1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等	○原原子力災害対策手順書 「大量送水車を使用した送水／補給」 ○原原子力災害対策手順書 「海水を利用した水の補給」 ○原原子力災害対策手順書 「大量送水車を使用した送水／補給」 ○原原子力災害対策手順書 「海水を利用した水の補給」 ○事故時操作要領書(シビアクシデント) 「注水-2」 ○事故時操作要領書(シビアクシデント) 「注水-4」	・輪谷貯水槽(西1) 及び輪谷貯水槽(西2) から海への切替え： 1回／年以上	実施組織 (復日班員)	・外部水源から内部水源への切替え(外部水源(低圧原子炉代替注水槽) から内部水源(サブレッシュ・ジョン・チエン)への切替え)： 1回／年以上	運転員
水滴切替		・外部水源から内部水源への切替え(外部水源(輪谷貯水槽(西1) 及び輪谷貯水槽(西2) ) から内部水源(サブレッシュ・ジョン・チエン)への切替え)： 1回／年以上			

備考

第1.0.9-4表 重大事故等対策に係る教育訓練（技術的能力と教育訓練の関係）(14/41)

技術的能力審査基準	手順	対象者	社内規程（手順等）	頻度	手順項目	主な活動内容	操作に必要な人数
1.6 原子炉格納容器内の消防系にによる原子炉格納容器内への手順冷却等のための手順 (続き)	1.6.2.2(1) a, (b) 消防系による原子炉格納容器内へのスプレイ	運転員 運転員	非常時運転手順書Ⅲ (シビアクシデン ト)	1回／年 ※1	・消防系による原子炉格納容器内 へのスプレイ	・消防系による原子炉格納容器内 の冷却操作	1名
1.6.2.2(1) a, (c) 補給水系による原子炉格納容器内へのスプレイ	運転員 運転員 重大事故等対応要員 (給水確保対応)	運転員 運転員 重大事故等対応要員 (給水確保対応)	非常時運転手順書Ⅲ (シビアクシデン ト)	1回／年 ※1	・補給水系による原子炉格納容器内 へのスプレイ	・消防系による原子炉格納容器内 の冷却操作	2名
1.6.2.2(1) a, (d) 代替格納容器スプレイ冷却系による原子炉格納容器内へのスプレイ (淡水／海水)	運転員	非常時運転手順書Ⅲ (シビアクシデン ト)	1回／年 ※1	・重大事故等対応要員 重大事故等対応要員 (給水確保対応)	・代替格納容器スプレイ冷却系可 搬型による原子炉格納容器内 へのスプレイ	・代替格納容器スプレイ冷却系可 搬型による原子炉格納容器内 の冷却 (淡水／海水) に伴う系 統構造	1名
1.6.2.2(1) b, (a) ドライウェル内ガス冷却装置による原子炉格納容器内の代 替熱交換装置	運転員	非常時運転手順書Ⅲ (シビアクシデン ト)	1回／年 ※1	・ドライウェル内ガス冷却装置に よる原子炉格納容器内の代替熱 交換	・代替格納容器スプレイ冷却系可 搬型による原子炉格納容器内 の冷却 (淡水／海水) に伴う系 統構造	8名	

※1：シミュレータ訓練と合せて実施する項目を示す。

※2：教育訓練に使用する手順書及び頻度等は、今後の検討等により変更となる可能性があります。

第4表 重大事故等対策に関する主な訓練 (14/20)

技術的能力審査基準	教育訓練項目	教育訓練に使用する手順書	対象者	訓練名及び頻度
非常用交流電源設備による給電	○事故時操作要領書（微候ベース） 「外部電源喪失時対応手順」 〔電源復旧〕		運転員	・非常用交流電源設備による給電： 1回／年以上
非常用直流電源設備による給電	○事故時操作要領書（微候ベース） 〔電源復旧〕		運転員	・非常用直流電源設備による給電： 1回／年以上
	○AM設備別操作要領書 〔G TGによるC, D-M/C受電〕		運転員	・常設代替交流電源設備による給電： 1回／年以上
	○AM設備別操作要領書 〔高压発電機車によるC, D-M/C受電〕		運転員	・常設代替交流電源設備による給電： 1回／年以上
1.14 代替交流電源設備による給電 電源の確保に関する手順等	○原子力災害対策手順書 〔電源確保〕 「高压発電機車による緊急用メータラ接続プラグからの実施組織（復旧班員）」 「高压発電機車によるメータラ切替盤を使用したM/C C又はM/C D系電源確保」 「タンクローリから各機器等への給油」		運転員	・可搬型代替交流電源設備による給電： 1回／年以上
	○AM設備別操作要領書 〔B 1-115V系蓄電池（S A）によるB-115V系直流盤受電〕 〔光電器復旧、中央監視計器復旧〕		運転員	・所内常設蓄電式直流水源設備による給電： 1回／年以上
	○AM設備別操作要領書 〔S A用 115V系蓄電池によるB-115V系直流盤受電〕		運転員	・常設代替直流電源設備による給電： 1回／年以上

		東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																										
	<p>第1.0.9-4表 重大事故等対策に係る教育訓練（技術的能力と教育訓練の関係）(15/41)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>技術的能力審査基準</th> <th>手順</th> <th>対象者</th> <th>社内規程（手順等）</th> <th>頻度</th> <th>手順書項目</th> <th>主な活動内容</th> <th>操作に必要な人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順 （続き）</td> <td>1.6.2.2(2) a. (a) 残留熱除去系電源復旧後の原子炉格納容器内へのスプレイ</td> <td>運転員</td> <td>非常時運転手順書III (シビアクシデント)</td> <td>1回/年 ※1</td> <td>・残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）による原子炉格納容器内へのスプレイ</td> <td>・残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）復旧後の原子炉格納容器内の冷却操作</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1.6.2.2(2) a. (b) 残留熱除去系電源復旧後のサブレッショングループの除熱</td> <td>運転員</td> <td>非常時運転手順書III (シビアクシデント)</td> <td>1回/年 ※1</td> <td>・残留熱除去系（サブレッショングループ冷却系）によるサブレッショングループ・フル水の除熱</td> <td>・残留熱除去系（サブレッショングループ冷却系）復旧後のサブレッショングループ・フル水の除熱操作</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1.6.2.3(1) 残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）による原子炉格納容器内へのスプレイ</td> <td>運転員</td> <td>非常時運転手順書II (微候ベース)</td> <td>1回/年 ※1</td> <td>・残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）による原子炉格納容器内へのスプレイ</td> <td>・残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）による原子炉格納容器内への冷却操作</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1.6.2.3(2) 残留熱除去系（サブレッショングループ・フル冷却系）によるサブレッショングループ・フルの除熱</td> <td>運転員</td> <td>非常時運転手順書II (微候ベース)</td> <td>1回/年 ※1</td> <td>・残留熱除去系（サブレッショングループ冷却系）によるサブレッショングループ・フル水の除熱</td> <td>・残留熱除去系（サブレッショングループ冷却系）によるサブレッショングループ・フル水の除熱操作</td> <td>1名</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：シミュレータ訓練と合せて実施する項目を示す。 ※2：教育訓練に使用する手順書及び頻度等は、今後の検討等により変更となる可能性があります。</p>	技術的能力審査基準	手順	対象者	社内規程（手順等）	頻度	手順書項目	主な活動内容	操作に必要な人数	1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順 （続き）	1.6.2.2(2) a. (a) 残留熱除去系電源復旧後の原子炉格納容器内へのスプレイ	運転員	非常時運転手順書III (シビアクシデント)	1回/年 ※1	・残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）による原子炉格納容器内へのスプレイ	・残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）復旧後の原子炉格納容器内の冷却操作	1名		1.6.2.2(2) a. (b) 残留熱除去系電源復旧後のサブレッショングループの除熱	運転員	非常時運転手順書III (シビアクシデント)	1回/年 ※1	・残留熱除去系（サブレッショングループ冷却系）によるサブレッショングループ・フル水の除熱	・残留熱除去系（サブレッショングループ冷却系）復旧後のサブレッショングループ・フル水の除熱操作	1名		1.6.2.3(1) 残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）による原子炉格納容器内へのスプレイ	運転員	非常時運転手順書II (微候ベース)	1回/年 ※1	・残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）による原子炉格納容器内へのスプレイ	・残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）による原子炉格納容器内への冷却操作	1名		1.6.2.3(2) 残留熱除去系（サブレッショングループ・フル冷却系）によるサブレッショングループ・フルの除熱	運転員	非常時運転手順書II (微候ベース)	1回/年 ※1	・残留熱除去系（サブレッショングループ冷却系）によるサブレッショングループ・フル水の除熱	・残留熱除去系（サブレッショングループ冷却系）によるサブレッショングループ・フル水の除熱操作	1名	<p>第4表 重大事故等対策に関する主な訓練 (15/20)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>技術的能力審査基準</th> <th>教育訓練項目</th> <th>教育訓練に使用する手順書</th> <th>対象者</th> <th>訓練名称及び頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.14 電源の確保に関する手順等（続き）</td> <td>代替直流電源設備による給電（継ぎ） 代替所内電気設備による給電</td> <td> <input type="checkbox"/> AM設備別操作要領書 「高压発電機車によるSA-L/C, C/C受電」「充電器復旧, 中央監視計器復旧」   <input type="checkbox"/> 原子力災害対策手順書 「高压発電機車による緊急用メタクラ接続プラグ盤からの電源確保」「高压発電機車によるメタクラ切替盤を使用した緊急用M/C電源確保」「高压発電機車による直流電源確保時の可搬ケーブルを使用した中央制御室非制動機電源確保」「タンクローリから各機器等への給油」         </td> <td>運転員  実施組織（復旧班員）</td> <td>・可搬型直流電源設備による給電：1回/年以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> <input type="checkbox"/> AM設備別操作要領書 「G-TGによるSA-L/C, C/C受電」「主要弁の電源切替」   <input type="checkbox"/> 原子力災害対策手順書 「高压発電機車による緊急用メタクラ接続プラグ盤からの電源確保」「高压発電機車によるメタクラ切替盤を使用した緊急用M/C電源確保」「タンクローリから各機器等への給油」         </td> <td>運転員  実施組織（復旧班員）</td> <td>・代替所内電気設備による給電：1回/年以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料の補給</td> <td>○原子力災害対策手順書 「溝油タンク等を使用したタンクローリへの燃料積載」「タンクローリから各機器等への給油」</td> <td>実施組織（復旧班員）</td> <td>・燃料補給設備による給油：1回/年以上</td> </tr> </tbody> </table>	技術的能力審査基準	教育訓練項目	教育訓練に使用する手順書	対象者	訓練名称及び頻度	1.14 電源の確保に関する手順等（続き）	代替直流電源設備による給電（継ぎ） 代替所内電気設備による給電	<input type="checkbox"/> AM設備別操作要領書 「高压発電機車によるSA-L/C, C/C受電」「充電器復旧, 中央監視計器復旧」  <input type="checkbox"/> 原子力災害対策手順書 「高压発電機車による緊急用メタクラ接続プラグ盤からの電源確保」「高压発電機車によるメタクラ切替盤を使用した緊急用M/C電源確保」「高压発電機車による直流電源確保時の可搬ケーブルを使用した中央制御室非制動機電源確保」「タンクローリから各機器等への給油」	運転員  実施組織（復旧班員）	・可搬型直流電源設備による給電：1回/年以上			<input type="checkbox"/> AM設備別操作要領書 「G-TGによるSA-L/C, C/C受電」「主要弁の電源切替」  <input type="checkbox"/> 原子力災害対策手順書 「高压発電機車による緊急用メタクラ接続プラグ盤からの電源確保」「高压発電機車によるメタクラ切替盤を使用した緊急用M/C電源確保」「タンクローリから各機器等への給油」	運転員  実施組織（復旧班員）	・代替所内電気設備による給電：1回/年以上		燃料の補給	○原子力災害対策手順書 「溝油タンク等を使用したタンクローリへの燃料積載」「タンクローリから各機器等への給油」	実施組織（復旧班員）	・燃料補給設備による給油：1回/年以上
技術的能力審査基準	手順	対象者	社内規程（手順等）	頻度	手順書項目	主な活動内容	操作に必要な人数																																																							
1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順 （続き）	1.6.2.2(2) a. (a) 残留熱除去系電源復旧後の原子炉格納容器内へのスプレイ	運転員	非常時運転手順書III (シビアクシデント)	1回/年 ※1	・残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）による原子炉格納容器内へのスプレイ	・残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）復旧後の原子炉格納容器内の冷却操作	1名																																																							
	1.6.2.2(2) a. (b) 残留熱除去系電源復旧後のサブレッショングループの除熱	運転員	非常時運転手順書III (シビアクシデント)	1回/年 ※1	・残留熱除去系（サブレッショングループ冷却系）によるサブレッショングループ・フル水の除熱	・残留熱除去系（サブレッショングループ冷却系）復旧後のサブレッショングループ・フル水の除熱操作	1名																																																							
	1.6.2.3(1) 残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）による原子炉格納容器内へのスプレイ	運転員	非常時運転手順書II (微候ベース)	1回/年 ※1	・残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）による原子炉格納容器内へのスプレイ	・残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）による原子炉格納容器内への冷却操作	1名																																																							
	1.6.2.3(2) 残留熱除去系（サブレッショングループ・フル冷却系）によるサブレッショングループ・フルの除熱	運転員	非常時運転手順書II (微候ベース)	1回/年 ※1	・残留熱除去系（サブレッショングループ冷却系）によるサブレッショングループ・フル水の除熱	・残留熱除去系（サブレッショングループ冷却系）によるサブレッショングループ・フル水の除熱操作	1名																																																							
技術的能力審査基準	教育訓練項目	教育訓練に使用する手順書	対象者	訓練名称及び頻度																																																										
1.14 電源の確保に関する手順等（続き）	代替直流電源設備による給電（継ぎ） 代替所内電気設備による給電	<input type="checkbox"/> AM設備別操作要領書 「高压発電機車によるSA-L/C, C/C受電」「充電器復旧, 中央監視計器復旧」  <input type="checkbox"/> 原子力災害対策手順書 「高压発電機車による緊急用メタクラ接続プラグ盤からの電源確保」「高压発電機車によるメタクラ切替盤を使用した緊急用M/C電源確保」「高压発電機車による直流電源確保時の可搬ケーブルを使用した中央制御室非制動機電源確保」「タンクローリから各機器等への給油」	運転員  実施組織（復旧班員）	・可搬型直流電源設備による給電：1回/年以上																																																										
		<input type="checkbox"/> AM設備別操作要領書 「G-TGによるSA-L/C, C/C受電」「主要弁の電源切替」  <input type="checkbox"/> 原子力災害対策手順書 「高压発電機車による緊急用メタクラ接続プラグ盤からの電源確保」「高压発電機車によるメタクラ切替盤を使用した緊急用M/C電源確保」「タンクローリから各機器等への給油」	運転員  実施組織（復旧班員）	・代替所内電気設備による給電：1回/年以上																																																										
	燃料の補給	○原子力災害対策手順書 「溝油タンク等を使用したタンクローリへの燃料積載」「タンクローリから各機器等への給油」	実施組織（復旧班員）	・燃料補給設備による給油：1回/年以上																																																										

第1.0.9-4表 重大事故等対策に係る教育訓練（技術的能力と教育訓練の関係）(16/41)

技術的能力審査基準	手順	対象者	社内規程（手順等）	頻度	手順書項目	主な活動内容	操作に必要な人數
1.7 原子炉格納容器の過圧保護を防止するための手順等	1.7.2.1(1) a. 代替循環冷却系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	運転員	・非常時運転手順書Ⅲ (シビアクシデン ト)	1回／年 ※1	・代替循環冷却却系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱操作	・代替循環冷却却系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱操作	2名
	1.7.2.1(1) b. (a) 格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	運転員	・非常時運転手順書Ⅲ (シビアクシデン ト)	1回／年 ※1	・格納容器圧力逃がし装置（サブレッシュジョン・チエンバイト）による原子炉格納容器内の減圧及び除熱操作 ・格納容器圧力逃がし装置（ドライウェル）による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	・格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱操作 ・格納容器圧力逃がし装置（サブレッシュジョン・チエンバイト）による原子炉格納容器内の減圧及び除熱操作 ・格納容器圧力逃がし装置（ドライウェル）による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	1名
	1.7.2.1(1) b. (c) 重大事故等対策要領	運転員		1回／年	・重大事故等対策要領	・格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱 (現場操作) 操作	3名
	1.7.2.1(1) b. (b) 第二弁操作室の正圧化	運転員	・重大事故等対策要領	1回／年	・第二弁操作室空気ポンベユニットによる第二弁操作室の正圧化操作	・第二弁操作室空気ポンベユニットによる第二弁操作室の正圧化操作	3名
	1.7.2.1(1) b. (c) 重大事故等対応要員 (給水確保対応) フィルタ装置スクラ ビング水補給		・重大事故等対応要員 (給水確保対応)	1回／年	・可搬型代替注水大型ポンプによる送水 ・可搬型代替注水大型ポンプによる送水 ・ホース取扱い、運搬、敷設、接続 ・フィルタ装置スクラビング水補給に伴う系統構成	・可搬型代替注水大型ポンプによる送水 ・ホース取扱い、運搬、敷設、接続 ・フィルタ装置スクラビング水補給に伴う系統構成	8名

※1：シミュレータ訓練と合せて実施する項目を示す。

※2：教育訓練に使用する手順書及び頻度等は、今後の検討等により変更となる可能性があります。

第4表 重大事故等対策に関する主な訓練 (16/20)

技術的能力審査基準	教育訓練項目	教育訓練に使用する手順書	対象者	訓練名称及び頻度
1.15 事故時の計装に関する手順等	○原子力災害対策手順書 「重要計器の監視・復旧」	支援組織 (プラント監視班員)	・チャネルによる計測：1回／年以上 ・代替パラメータによる計測：1回／年以上	
	○AM設備別操作要領書 「可搬型計測器による計測」	運転員	・可搬型計測器による計測：1回／年以上	
	○原子力災害対策手順書 「S P D Sによるパラメータ記録結果の保存」	支援組織 (プラント監視班員)	・パラメータ記録：1回／年以上	

第1.0.9-4表 重大事故等対策に係る教育訓練（技術的能力と教育訓練の関係）(17/41)

技術的能力審査基準	手順	対象者	社内規程（手順等）	頻度	手順書項目	主な活動内容	操作に必要な人数
1.7 原子炉格納容器の過圧破壊を防止するための手順等（継ぎ）	1.7.2.1(1) b. (d) 重大事故等対応要員 (給水確保対応) (電源確保対応)	・重大事故等対応要員 (給水確保対応) (電源確保対応)	・重大事故等対策要領 1回／年	・可搬型窒素供給装置による送気	・可搬型窒素供給装置用電源車の取扱い、 可搬型窒素供給装置の取扱い、 ホースの運搬 ・原子炉格納容器内の不活性ガス（窒素）置換に伴う系統構成	6名	
	1.7.2.1(1) b. (e) フィルタ装置内の不活性ガス（窒素）置換	重大事故等対応要員 (給水確保対応) (電源確保対応)	・重大事故等対策要領 1回／年	・可搬型窒素供給装置による送気	・可搬型窒素供給装置用電源車の取扱い、 可搬型窒素供給装置の取扱い、 ホースの運搬 ・フィルタ装置内の不活性ガス（窒素）置換に伴う系統構成	6名	
	1.7.2.1(1) b. (f) フィルタ装置スクラビング水移送	運転員	・非常時運転手順書Ⅲ (シヒアクシメント)	・フィルタ装置スクラビング水移送 1回／年 ※1	・フィルタ装置スクラビング水移送操作 ・フィルタ装置スクラビング水移送ライシン洗浄作業 ・フィルタ装置スクラビング水移送ライシン洗浄操作	1名	
	1.7.2.1(1) b. (f) フィルタ装置スクラビング水移送	運転員		・フィルタ装置スクラビング水移送 1回／年	・フィルタ装置スクラビング水移送操作 ・フィルタ装置スクラビング水移送ライシン洗浄作業 ・フィルタ装置スクラビング水移送ライシン洗浄操作	2名	
	重大事故等対応要員 (給水確保対応)	・重大事故等対策要領 1回／年	・可搬型代替注水中型ボンブによる送水 ・可搬型代替注水大型ボンブによる送水	・可搬型代替注水中型ボンブによ る送水 ・可搬型代替注水大型ボンブによ る送水	・可搬型代替注水大型ボンブ及び ホース取扱い（送水作業） ・ホース取扱い（連繋、敷設、接続） ・フィルタ装置スクラビング水移送	8名	

【参考】：ノミュレニタ訓練と音色を実施する項目を小計。

#### 第4表 重大事故等対策に関する主な訓練(17/20)

技術的能力審査基準	教育訓練項目	教育訓練に使用する手順書	対象者	訓練名称及び頻度
1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等	○AM設備別操作要領書 「MCRによる居住性確保」	運転員	・MCR運転による居住性確保：1回／年以上	
	○AM設備別操作要領書 「待避室の居住性確保」	運転員	・中央制御室待避室の使用：1回／年以上	
格納容器から漏えいする放射性物質 の濃度低減	○AM設備別操作要領書 「中央制御室の居住性確保」	運転員	・可搬型照明による居住性確保：1回／年以上 ・中央制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理：1回／年以上	
	○AM設備別操作要領書 「SGTによる放射性物質の除去」	運転員	・SGTによる放射性物質の除去：1回／年以上	

島根原子力発電所 2号炉

備考

第1.0.9-4表 重大事故等対策に係る教育訓練（技術的能力と教育訓練の関係）(18/41)

技術的能力審査基準	手順	対象者	社内規程（手順等）	頻度	手順書項目	主な活動内容	操作に必要な人數
1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (続き)	1.7.2.1(1) c. サブレッジョン・ブル水 pH制御装置による薬液注入	運転員	非常時運転手順書III (シビアクシデン ト)	1回/年 ※1	サブレッジョン・ブル水 pH制御装置による薬液注入	・サブレッジョン・ブル水 pH制御装置による薬液注入操作	1名
1.7.2.1(2) a. (a) 格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱熱(現場操作)	運転員 重大事故等対応要員	非常時運転手順書III (シビアクシデン ト) ・重大事故等対策要領	1回/年 1回/年	・格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱(現場操作) ・格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱(現場操作)	・格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱(現場操作) ・格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱(現場操作)	・格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱の系統構成及び操作(遠隔人力操作機構使用) ・原子炉格納容器内の監視 ・原子炉格納容器内の減圧及び除熱の系統構成及び操作(遠隔人力操作機構使用)	3名 3名

※1：シミュレータ訓練と合せて実施する項目を示す。

※2：教育訓練に使用する手順書及び頻度等は、今後の検討等により変更となる可能性があります。

第4表 重大事故等対策に関する主な訓練 (18/20)

技術的能力審査基準	教育訓練項目	教育訓練に使用する手順書	対象者	訓練名稱及び頻度
放射線量の代替測定	○原子力災害対策手順書 「可搬式モニタリング・ポストによる放射線量の代替測定」	技術支援組織 (放射線管理班員)	・可搬式モニタリング・ポストによる放射線量の代替測定 : 1回/年以上	
空気中の放射性物質の濃度の代替測定	○原子力災害対策手順書 「放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定」	技術支援組織 (放射線管理班員)	・放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定 : 1回/年以上	
放射線量の測定	○原子力災害対策手順書 「可搬式モニタリング・ポストによる放射線量の測定」 ○原子力災害対策手順書 「放射能測定装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定」 ○原子力災害対策手順書 「海上モニタリング測定」	技術支援組織 (放射線管理班員)	・可搬式モニタリング・ポストによる放射線量の測定 : 1回/年以上 ・放射能測定装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定 : 1回/年以上 ・海上モニタリング測定 : 1回/年以上	
1.17 監視測定等に関する手順等	放射性物質の濃度(空気中、水中、土壤中の測定)	技術支援組織 (放射線管理班員)	・放射能測定装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定 : 1回/年以上	
	海上モニタリング	技術支援組織 (放射線管理班員)	・海上モニタリング測定 : 1回/年以上	
	気象観測項目の代替測定	技術支援組織 (放射線管理班員)	・可搬式気象観測装置による気象観測項目の代替測定 : 1回/年以上	

第1.0.9-4表 重大事故等対策に係る教育訓練（技術的能力と教育訓練の関係）(19/41)

技術的能力審査基準	手順	対象者	社内規程（手順等）	頻度	手順書項目	主な活動内容	操作に必要な人数
1.8 原子炉格納容器下部注水系（常設）によるベデスタル（ドライウェル部）への注水	格納容器下部注水系（常設）によるベデスタル（ドライウェル部）への注水	運転員	・非常時運転手順書III（シビアクシデント）	1回/年※1	・格納容器下部注水系（常設）によるベデスタル（ドライウェル部）への注水	・格納容器下部注水系（常設）によるベデスタル（ドライウェル部）への注水	2名
1.8.2.1(1) b. 格納容器下部注水系（可搬型）によるベデスタル（ドライウェル部）への注水（淡水／海水）	格納容器下部注水系（可搬型）によるベデスタル（ドライウェル部）への注水（淡水／海水）	運転員	・非常時運転手順書III（シビアクシデント）	1回/年※1	・格納容器下部注水系（可搬型）によるベデスタル（ドライウェル部）への注水	・格納容器下部注水系（可搬型）によるベデスタル（ドライウェル部）への注水（淡水／海水） ・格納容器下部注水系（可搬型）によるベデスタル（ドライウェル部）への注水（淡水／海水）	1名
1.8.2.1(1) c. 消防系によるベデスタル（ドライウェル部）への注水	消防系によるベデスタル（ドライウェル部）への注水	重大事故等対応要員（絶水確保対応）	・重大事故等対策要領	1回/年	・可搬型代替注水大型ポンプによる送水 ・可搬型代替注水大型ポンプによる送水	・可搬型代替注水大型ポンプによる送水（淡水／海水） ・カース取扱い（運搬、敷設、接続） ・格納容器下部注水系（可搬型）によるベデスタル（ドライウェル部）への注水（淡水／海水）	8名
		運転員	・非常時運転手順書III（シビアクシデント）	1回/年※1	・消火系によるベデスタル（ドライウェル部）への注水	・消火系によるベデスタル（ドライウェル部）への注水（淡水／海水）	1名
		運転員	・非常時運転手順書III（シビアクシデント）	1回/年	・消火系によるベデスタル（ドライウェル部）への注水	・消火系によるベデスタル（ドライウェル部）への注水（淡水／海水）	2名

※1：シミュレータ訓練と合せて実施する項目を示す。

※2：教育訓練に使用する手順書及び頻度等は、今後の検討等により変更となる可能性があります。

東海第二発電所 (2018.9.18版)

島根原子力発電所 2号炉

備考

技術的能力審査基準	教育訓練項目	教育訓練に使用する手順書	対象者	訓練名称及び頻度
緊急時対策所の居住性の確保 1.18 緊急時対策所の居住性等に属する手順等	○原子力災害対策手順書 「緊急時対策所空気淨化装置運転」「緊急時対策所内の酸素濃度及び酸化炭素濃度の測定」「緊急時対策所による空気供給準備」「緊急時対策所空気ポンベ加压設備による空気供給準備」 「緊急時対策所空気ポンベ加压設備から緊急時対策所空気ポンベ加压設備への切替」「緊急時対策所空気ポンベ加压設備から緊急時対策所空気淨化装置への切替」「緊急時対策所空気淨化装置の待機側への切替」「緊急時対策所空気淨化装置への切替」	実施組織 (復旧班員)	・緊急時対策所空気淨化装置運転：1回／年以上 ・緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定：1回／年以上 ・緊急時対策所空気ポンベ加压設備による空気供給準備：1回／年以上 ・緊急時対策所空気ポンベ加压設備から緊急時対策所空気ポンベ加压設備への切替：1回／年以上 ・緊急時対策所空気ポンベ加压設備から緊急時対策所空気淨化装置への切替：1回／年以上 ・緊急時対策所空気ポンベ加压設備への切替：1回／年以上 ・緊急時対策所空気淨化装置の待機側への切替：1回／年以上	・緊急時対策所空気淨化装置運転：1回／年以上 ・緊急時対策所空気ポンベ加压設備による空気供給準備：1回／年以上 ・緊急時対策所空気ポンベ加压設備から緊急時対策所空気ポンベ加压設備への切替：1回／年以上 ・緊急時対策所空気ポンベ加压設備から緊急時対策所空気淨化装置への切替：1回／年以上 ・緊急時対策所空気ポンベ加压設備への切替：1回／年以上 ・緊急時対策所空気淨化装置の待機側への切替：1回／年以上
代替交流電源設備から の給電	○原子力災害対策手順書 「緊急時対策所用発電機準備」「緊急時対策所用発電機起動」「緊急時対策所用発電機の切替」「緊急時対策所用発電機（予備）の切替」	技術支援組織 (復旧班員)	・緊急時対策本部内可搬式エリア放射線モニタ設置：1回／年以上 ・緊急時対策所用発電機準備：1回／年以上 ・緊急時対策所用発電機起動：1回／年以上 ・緊急時対策所用発電機の切替：1回／年以上 ・緊急時対策所用発電機（予備）の切替：1回／年以上	・緊急時対策本部内可搬式エリア放射線モニタ設置：1回／年以上 ・緊急時対策所用発電機準備：1回／年以上 ・緊急時対策所用発電機起動：1回／年以上 ・緊急時対策所用発電機の切替：1回／年以上 ・緊急時対策所用発電機（予備）の切替：1回／年以上

第1.0.9-4表 重大事故等対策に係る教育訓練（技術的能力と教育訓練の関係）(20/41)

技術的能力審査基準	手順	対象者	社内規程（手順等）	頻度	手順書項目	主な活動内容	操作に必要な人数
1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等（統き）	1.8.2.1(1) d 補給水系によるベデスタル（ドライウェル部）への注水	運転員	・非常時運転手順書Ⅲ（シビアクシデント）	1回／年 ※1	・補給水系によるベデスタル（ドライウェル部）への注水	・補給水系によるベデスタル（ドライウェル部）への注水	1名
		運転員	・重大事故等対策要領（絶水確保対応）	1回／年	・補給水系によるベデスタル（ドライウェル部）への注水	・補給水系によるベデスタル（ドライウェル部）への注水	2名
	1.8.2.2(1) a 低圧代替注水系（常設）による原子炉圧力容器への注水	運転員	・連絡配管閉止フランジ切替え	1回／年	・連絡配管閉止フランジ切替え	・連絡配管閉止フランジ切替え	4名
	1.8.2.2(1) b 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水（淡水／海水）	運転員	・重大事故等対応要員（絶水確保対応）	1回／年 ※1	・低圧代替注水系（常設）による原子炉圧力容器への注水	・低圧代替注水系（常設）による原子炉圧力容器への注水	2名
	1.8.2.2(1) c 代替循環冷却却系による原子炉圧力容器への注水	運転員	・代替循環冷却却系による原子炉圧力容器への注水	1回／年 ※1	・代替循環冷却却系による原子炉圧力容器への注水	・代替循環冷却却系による原子炉圧力容器への注水（淡水／海水）に伴う系統構成	8名
	1.8.2.2(1) d 消火系による原子炉圧力容器への注水	運転員 運転員	・消火系による原子炉圧力容器への注水	1回／年 ※1 1回／年	・消火系による原子炉圧力容器への注水	・消火系による原子炉圧力容器への注水	2名

※1：シミュレータ訓練と合せて実施する項目を示す。

※2：教育訓練に使用する手順書及び頻度等は、今後の検討等により変更となる可能性があります。

第4表 重大事故等対策に関する主な訓練 (20/20)

技術的能力審査基準	教育訓練項目	教育訓練に使用する手順書	対象者	訓練名称及び頻度
1.0 共通事項	アクセスルートの確保	○原子力災害対策手順書 〔ホイールローダを使用したアクセスルート確保〕	実施組織 (後日班員)	・ホイールローダを使用したアクセスルート確保：1回／年以上

第1.0.9-4表 重大事故等対策に係る教育訓練（技術的能力と教育訓練の関係）(21/41)

技術的能力審査基準	手順	対象者	社内規程（手順等）	頻度	手順書項目	主な活動内容	操作に必要な人数
1.8 原子炉格納容器下部の浴融炉心を冷却するための手順等（統き）	1.8.2.2(1)e.	運転員	・非常時運転手順書Ⅲ (シビアアシデン ト)	1回/年 ※1	・補給水系による原子炉圧力容器への注水	・補給水系による原子炉圧力容器への注水操作	1名
		運転員	・重大事故等対応要員 (給水確保対応)	1回/年	・補給水系による原子炉圧力容器への注水	・補給水系による原子炉圧力容器への注水操作	2名
	1.8.2.2(1)g.	運転員	・非常時運転手順書Ⅲ (シビアアシデン ト)	1回/年 ※1	・ほう酸水注入系による原子炉圧力容器へのほう酸水注入	・連絡配管閉止フランジ切替え ・最終配管閉止フランジ切替え	4名
						・ほう酸水注入系による原子炉圧力容器へのほう酸水注入	1名

※1：シミュレータ訓練と合せて実施する項目を示す。

※2：教育訓練に使用する手順書及び頻度等は、今後の検討等により変更となる可能性があります。

第1.0.9-4表 重大事故等対策に係る教育訓練（技術的能力と教育訓練の関係）(22/41)

技術的能力審査基準	手順	対象者	社内規程（手順等）	頻度	手順書項目	主な活動内容	操作に必要な人数
1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順	1.9.2.1(1) b. 可搬型窒素供給装置による原子炉格納容器への窒素供給	重大事故等対策要員 (給水離保対応) (電源確保対応)	重大事故等対策要領	1回／年	・可搬型窒素供給装置による原子炉格納容器への窒素供給	・可搬型窒素供給装置用電源車の取扱い、 ・可搬型窒素供給装置による原子炉格納容器への窒素供給	6名
1.9.2.1(2) b. 格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の水素排出	運転員	・非常時運転手順書Ⅲ (シビアクシデント)	1回／年 ※1	・格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器の水素及び酸素の排出	・格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の水素及び酸素の排出操作	・格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の水素及び酸素の排出操作	1名
1.9.2.1(2) c. 可燃性ガス濃度制御系による原子炉格納容器内の水素濃度制御	運転員	・非常時運転手順書Ⅲ (シビアクシデント)	1回／年 ※1	・可燃性ガス濃度制御系による原子炉格納容器内の水素濃度制御	・可燃性ガス濃度制御系による原子炉格納容器内の水素濃度制御	・可燃性ガス濃度制御系による原子炉格納容器内の水素濃度制御	1名
1.9.2.1(3) a. 格納容器内水素濃度(SA)及び格納容器内酸素濃度(SA)による原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度監視	運転員	・非常時運転手順書Ⅲ (シビアクシデント)	1回／年 ※1	・格納容器内水素濃度(SA)及び格納容器内酸素濃度(SA)による原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度計測	・格納容器内水素濃度(SA)及び格納容器内酸素濃度(SA)による原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度監視	・格納容器内水素濃度(SA)及び格納容器内酸素濃度(SA)による原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度計測	1名
1.9.2.1(3) b. 格納容器空気モニタによる原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度監視	運転員	・非常時運転手順書Ⅲ (シビアクシデント)	1回／年 ※1	・格納容器空気モニタによる原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度計測	・格納容器空気モニタによる原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度監視	・格納容器空気モニタによる原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度監視	1名

※1：シミュレータ訓練と合せて実施する項目を示す。

※2：教育訓練に使用する手順書及び頻度等は、今後の検討等により変更となる可能性があります。

第1.0.9-4表 重大事故等対策に係る教育訓練（技術的能力と教育訓練の関係）(23/41)

技術的能力審査基準	手順	対象者	社内規程（手順等）	頻度	手順書項目	主な活動内容	操作に必要な人数
1.10.2.1(1)a. 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等	運転員	・非常時運転手順書Ⅲ (シビアクシデン ト)	1回／年 <sup>※1</sup>	・格納容器頂部注水系（常設）に よる原子炉ウェルへの注水	・格納容器頂部注水系（常設）に よる原子炉ウェルへの注水	・格納容器頂部注水系（常設）に よる原子炉ウェルへの注水	1名
1.10.2.1(1)b. 格納容器頂部注水系 による原子炉ウェルへの注水（淡水／海水）	運転員	・非常時運転手順書Ⅲ (シビアクシデン ト)	1回／年 <sup>※1</sup>	・格納容器頂部注水系（可搬型） による原子炉ウェルへの注水	・格納容器頂部注水系（可搬型） による原子炉ウェルへの注水	・格納容器頂部注水系（可搬型） による原子炉ウェルへの注水	1名
1.10.2.2(1) 原子炉建屋ガス処理 系による水素排出	運転員	・非常時運転手順書Ⅲ (シビアクシデン ト)	1回／年 <sup>※1</sup>	・可搬型代替注水中型ポンプによ る送水	・可搬型代替注水大型ポンプによ る送水	・可搬型代替注水大型ポンプの取 扱（送水作業）	8名
1.10.2.2(2) 原子炉建屋内の水素 濃度監視	運転員	・非常時運転手順書Ⅲ (シビアクシデン ト)	1回／年 <sup>※1</sup>	・原子炉建屋ガス処理系による水 素排出	・原子炉建屋ガス処理系による水 素排出	・原子炉建屋ガス処理系による水 素排出	1名
1.10.2.2(3)a. プローブヘネル 強制開放装置による 原子炉建屋外側ブロ ーエットヘネル開放	重大事故等対応要員 (ケセスルート確 保対応)	・非常時運転手順書Ⅲ (シビアクシデン ト)	1回／年 <sup>※1</sup>	・原子炉建屋外側ブローエットヘ ネル開放	・原子炉建屋外側ブローエットヘ ネル開放	・プローブヘネル強制開放装 置による原子炉建屋外側ブロ ーエットヘネル開放操作	2名
1.10.2.2(3)b. プローブヘネル 閉止装置のヘネル部 開放	重大事故等対応要員 (ケセスルート確 保対応)	・非常時運転手順書Ⅲ (シビアクシデン ト)	1回／年 <sup>※1</sup>	・原子炉建屋外側ブローエットヘ ネル開放	・原子炉建屋外側ブローエットヘ ネル開放	・プローブヘネル閉止装置の ヘネル部開放操作	2名

※1：シミュレータ訓練と合せて実施する項目を示す。

※2：教育訓練に使用する手順書及び頻度等は、今後の検討等により変更となる可能性があります。

第1.0.9-4表 重大事故等対策に係る教育訓練（技術的能力と教育訓練の関係）(24/41)

技術的能力審査基準	手順	対象者	社内規程（手順等）	頻度	手順書項目	主な訓練内容	操作に必要な人数
1.11 使用済燃料防護槽の手順 冷却等のための手順 等	1.1.2.1(1) a. 常設低圧代替注水系 ボンブ／注水系注水 ライン／常設スプレ イヘッダを適用した の注水	運転員	・常時連続手順書II (僚機→一)	1回／年 ※	・常設低圧代替注水系がシングルによる代替燃料ボンブによる代替注水系(注水ライン／常設スプレイヘッダ)を使用した燃料アーチへの注水	・常設低圧代替注水系がシングルによる代替燃料ボンブ／常設スプレイヘッダによる代替燃料ボンブ／常設スプレイヘッダを使用した燃料アーチへの注水	1名
		運転員	・常時連続手順書II (僚機→一)	1回／年 ※	・可搬型代替注水用ポンプ又は可搬型 代替注水用ポンプによる代替燃料アーチ 燃料ボンブ／注水系(注水ライン／常設スプレ イヘッダ)を適用した燃料アーチへの注水	・可搬型代替注水用ポンプ又は可搬型 代替注水用ポンプによる代替燃料アーチ 燃料ボンブ／注水系(注水ライン／常設スプレ イヘッダ)を適用した燃料アーチへの注水	1名
	1.1.2.1(1) b. 可搬型代替注水用型 ポンプ又は可搬型代 替注水大型ボンブに よる代替燃料ボンブ ／注水系／注水ライ ン／常設スプレイヘッ ダを適用した燃 料アーチへの注水(淡 水／海水)	運転員	・常時連続手順書II (僚機→一)	1回／年 ※	・可搬型代替注水用ポン プ又は可搬型代替注水 用ポンプによる代替 燃料ボンブ／注水系 (注水ライン／常設スプレ イヘッダ)を適用した 燃料アーチへの注水	・可搬型代替注水用ポン プ又は可搬型代替注水 用ポンブによる代替 燃料ボンブ／注水系 (注水ライン／常設スプレ イヘッダ)を適用した 燃料アーチへの注水	2名
	重大事故等対応要員 (給水確保対応)	重大事故等対応要員 ・重大事故等対応要員 (給水確保対応)		1回／年	・可搬型代替注水用型ポン プによる淡水 ・可搬型代替注水用ボンブ による淡水	・可搬型代替注水用型ポン プによる淡水 ・可搬型代替注水用ボンブ による淡水	8名

※1：シミュレータ訓練と合せて実施する項目を示す。

※2：教育訓練に適用する手順書及び頻度等は、今後の検討等により変更となる可能性があります。

第1.0.9-4表 重大事故等対策に係る教育訓練（技術的能力と教育訓練の関係）(25/41)

技術的能力審査基準	手順	対象者	社内規程（手順等）	頻度	手順書項目	主な活動内容	操作時に必要な人数
1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (続き)	運転員	可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料ブール注水系（可搬型スプレイノズル）を使用した他用済燃科ブールへの注水（淡水／海水）	1回／年 ※1 ・非常時運転手順書II (微候ベース)	・可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料ブール注水系（可搬型スプレイノズル）を使用した他用済燃科ブールへの注水（淡水／海水）	・可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料ブール注水系（可搬型スプレイノズル）を使用した他用済燃科ブールへの注水（淡水／海水）	・可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料ブール注水系（可搬型スプレイノズル）を使用した他用済燃科ブールへの注水（淡水／海水）	1名
1.11.2.1(1)c. 1.11.2.1(1)d. 【消火栓を使用した消火作業】	運転員 運転員	可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料ブール注水系（可搬型スプレイノズル）を使用した他用済燃科ブールへの注水【消火栓を使用した消火作業】	1回／年 ※1 ・非常時運転手順書II (微候ベース)	1回／年 ※1 ・非常時運転手順書II (微候ベース)	・消火系による使用済燃料ブールへの注水 ・消火系による使用済燃料ブールへの注水	・消火系による使用済燃料ブールへの注水 ・消火系による使用済燃料ブールへの注水	8名
1.11.2.1(1)d. 【残留燃除去系ライジンを使用した消火作業】	運転員 運転員	常設低圧代替注水系による代替燃料ブール注水系（常設スプレイヘッダ）を使用した他用済燃科ブールへの注水【残留燃除去系ライジンを使用した消火作業】	1回／年 ※1 ・非常時運転手順書II (微候ベース)	1回／年 ※1 ・非常時運転手順書II (微候ベース)	・消火系による使用済燃料ブールへの注水 ・消火系による使用済燃料ブールへの注水	・消火系による使用済燃料ブールへの注水 ・消火系による使用済燃料ブールへの注水	1名
1.11.2.2(1)a. 【シミュレータ訓練と合わせて実施する手順書及び頻度等は、今後の検討等により変更となる可能性があります。】	運転員	常設低圧代替注水系による代替燃料ブール注水系（常設スプレイヘッダ）を使用した他用済燃科ブールへのスプレイ	1回／年 ※1 ・非常時運転手順書II (微候ベース)	1回／年 ※1 ・非常時運転手順書II (微候ベース)	・常設低圧代替注水系による代替燃料ブール注水系（常設スプレイヘッダ）を使用した他用済燃科ブールへのスプレイ	・常設低圧代替注水系による代替燃料ブール注水系（常設スプレイヘッダ）を使用した他用済燃科ブールへのスプレイ	1名

第1.0.9-4表 重大事故等対策に係る教育訓練（技術的能力と教育訓練の関係）(26/41)

技術的能力審査基準	手順	対象者	社内期程（手順等）	頻度	手順書項目	主な活動内容 操作に 必要な 人数
1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等（統き）					・可搬型代替注水大型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料ブール注水系（常設スプレイヘッダ）を使用した使用済燃料ブールへのスプレイ（淡水／海水）	・可搬型代替注水大型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料ブール注水系（常設スプレイヘッダ）を使用した使用済燃料ブールへのスプレイ（淡水／海水）
1.11.2.2(1) b. 可搬型代替注水大型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料ブール注水系（常設スプレイヘッダ）を使用した使用済燃料ブールへのスプレイ（淡水／海水）	運転員	・非常時運転手順書 II (微候ベース)	1回／年※1		・可搬型代替注水大型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料ブール注水系（常設スプレイヘッダ）を使用した使用済燃料ブールへのスプレイ（淡水／海水）	・可搬型代替注水大型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料ブール注水系（常設スプレイヘッダ）を使用した使用済燃料ブールへのスプレイ（淡水／海水）
1.11.2.2(1) c. 可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料ブール注水系（可搬型スプレイノズル）を使用した使用済燃料ブールへのスプレイ（淡水／海水）	運転員	・非常時運転手順書 II (微候ベース)	1回／年※1		・可搬型代替注水大型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料ブール注水系（可搬型スプレイノズル）を使用した使用済燃料ブールへのスプレイ（淡水／海水）	・可搬型代替注水大型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料ブール注水系（可搬型スプレイノズル）を使用した使用済燃料ブールへのスプレイ（淡水／海水）
	重大事故等対応要員 (給水確保班)	・重大事故等対策要領	1回／年		・可搬型代替注水大型ポンプによる送水	・可搬型代替注水大型ポンプの取扱い（送水作業）
	重大事故等対応要員 (給水確保班)	・重大事故等対策要領	1回／年		・可搬型代替注水大型ポンプによる送水	・可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料ブール注水系（常設スプレイヘッダ）を使用した使用済燃料ブールへのスプレイ（淡水／海水）
	重大事故等対応要員 (給水確保班)	・重大事故等対応要員 (給水確保班)	1回／年		・可搬型代替注水大型ポンプによる送水	・可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料ブール注水系（常設スプレイヘッダ）を使用した使用済燃料ブールへのスプレイ（淡水／海水）

※1：シミュレータ訓練と合せて実施する項目を示す。

※2：教育訓練に適用する手順書及び頻度等は、今後の検討等により変更となる可能性があります。

第1.0.9-4表 重大事故等対策に係る教育訓練（技術的能力と教育訓練の関係）(27/41)

技術的能力審査基準	手順	対象者	社内規程（手順等）	頻度	手順書項目	主な活動内容	操作に必要な人数
1.11 使用燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (続き)	1.11.2.2(2) a. 使用燃料プール漏えい緩和	運転員 重大事故等対応要員 (給水確保応)	・非常時運転手順書 II (微候ベース)	1回/年 <sup>※1</sup>	・使用燃料プール監視	・使用燃料プールの監視	1名
	1.11.2.3(1) a. 使用燃料プール監視カメラ用空冷装置起動	運転員	・非常時運転手順書 II (微候ベース)	1回/年 <sup>※1</sup>	・使用燃料プール監視	・使用燃料プール監視カメラ用空冷装置起動操作	4名
1.11.2.4(1) a. (a)代替燃料プール冷却系による使用済燃料プールの除熱	運転員	・非常時運転手順書 II (微候ベース)	1回/年 <sup>※1</sup>	・代替燃料プール冷却系による使用済燃料プールの除熱	・代替燃料プール冷却系による使用済燃料プールの除熱操作	1名	
	1.11.2.4(1) a. (b)緊急用海水系による冷却水(海水)の確保	運転員	・非常時運転手順書 II (微候ベース)	1回/年 <sup>※1</sup>	・緊急用海水系による冷却水(海水)の確保	・緊急用海水系による冷却水(海水)の確保操作	1名
1.11.2.4(1) a. (c)代替燃料プール冷却系として使用する可搬型代替大型ポンプによる冷却水(海水)の確保	運転員 重大事故等対応要員 (給水確保応)	・非常時運転手順書 II (微候ベース)	1回/年 <sup>※1</sup>	・可搬型代替注水大型ポンプによる冷却水(海水)の確保	・可搬型代替注水大型ポンプによる冷却水(海水)の確保操作	1名	
		・重大事故等対応要員 (給水確保応)	1回/年 <sup>※1</sup>	・可搬型代替注水大型ポンプによる送水	・可搬型代替注水大型ポンプによる送水作業	8名	

※1：シミュレータ訓練と合せて実施する項目を示す。

※2：教育訓練に使用する手順書及び頻度等は、今後の検討等により変更となる可能性があります。

第1.0.9-4表 重大事故等対策に係る教育訓練（技術的能力と教育訓練の関係）(28/41)

技術的能力審査基準	手順	対象者	社内規程（手順等）	頻度	手順書項目	主な活動内容
1.12 発電所外への放射性物質の散播を抑制するための手順等	1.12.2.1(1) a. 可搬型代替注水大型ポンプ（放水用）及び放水ポンプによる大気への放射性物質の拡散抑制	重大事故等対応要員（拡散抑制対応）	・重大事故等対策要領 1回／年	・大気への放射性物質の拡散抑制 効果の確認	・可搬型代替注水大型ポンプの取扱い（送水作業） ・ホース取扱い（連繋、敷設、接続） ・放水栓の取扱い、	操作に必要な人数 8名
	1.12.2.1(1) b. ガンマカメラ又はセーカメラによる放射性物質漏えい検所の取り込み	重大事故等対応要員（拡散抑制対応）	・重大事故等対策要領 1回／年	・大気への放射性物質の拡散抑制 効果の確認	・ガンマカメラ又はセーカメラの取扱い（連繋、設置、確認） 2名	
	1.12.2.1(2) a. 汚漏防止壁による海洋への放射性物質の拡散抑制	重大事故等対応要員（拡散抑制対応）	・重大事故等対策要領 1回／年	・海洋への放射性物質の拡散抑制 汚漏防止壁の連繋、設置	・汚漏防止壁の連繋、設置 9名	
	1.12.2.1(2) b. 放射性物質吸着材による海洋への放射性物質の拡散抑制	重大事故等対応要員（拡散抑制対応）	・重大事故等対策要領 1回／年	・海洋への放射性物質の拡散抑制 汚漏防止時の中継防護	・放射性物質吸着材の連繋、設置 ・航空機燃料火災時の延焼防止 9名	
	1.12.2.2(1) a. 化学消防自動車、水槽付消防ポンプ自動車及び泡消火器容器（消防車用）による泡消火	自衛消防隊	・防火管理要領 1回／年	・航空機燃料火災への消防	・化学消防自動車、水槽付消防ポンプ自動車の取扱い（消防活動） ・泡消火剤類の補給 9名	
	1.12.2.2(2) a. 可搬型代替注水大型ポンプ（放水用）及び放水ポンプによる大気への航空泡混合器による泡消火	重大事故等対応要員（拡散抑制対応）	・重大事故等対策要領 1回／年	・航空機燃料火災への消防	・可搬型代替注水大型ポンプ（放水用）の取扱い（送水作業） ・ホース取扱い（連繋、敷設、接続） ・放水栓の取扱い、 ・泡消火剤類の混合 8名	

※1：ノミエレーブ訓練と音色に適応する項目を小なり。  
※2：教育訓練に使用する手順書及び頻度等は、今後の検討等により変更となる可能性性があります。

THE JOURNAL OF CLIMATE

第1.0.9-4表 重大事故等対策に係る教育訓練（技術的能力と教育訓練の関係）(29/41)

技術的能力査定基準	手順	対象者	社内規程（手順等）	頻度	手順項目	主な活動内容	操作に必要な人数
1.13 重大事故等の収束に 必要となる水の供給 手順等	1.13.2.1(4)a. (a) 原子炉隔壁冷却系による復水貯蔵タンクを水源とした原子 炉圧力容器への注水	運転員	・非常時運転手順書II (微候ベース)	1回／年 ※1	・原子炉隔壁冷却系による復水 貯蔵タンクを水源とした原子炉 圧力容器への注水	・原子炉隔壁冷却系による復水 貯蔵タンクを水源とした原子炉 圧力容器への注水操作	1名
1.13.2.1(4) a. (b)	高压炉心スプレイ系 による復水貯蔵タンクを水源とした原子 炉圧力容器への注水	運転員	・非常時運転手順書II (微候ベース)	1回／年 ※1	・高压炉心スプレイ系による復水 貯蔵タンクを水源とした原子炉 圧力容器への注水	・高压炉心スプレイ系による復水 貯蔵タンクを水源とした原子炉 圧力容器への注水操作	1名
1.13.2.1(5)a. 西側淡水貯水設備全 ての可搬型代替注水大 型ポンプによる送水(海水/海水)	重大事故等対応要員 (給水確保対応)	重大事故等対策要領	1回／年	・可搬型代替注水大型ポンプ手順	・可搬型代替注水大型ポンプの取 扱い(送水作業)	・可搬型代替注水大型ポンプの取 扱い(送水作業)	8名
1.13.2.1(6)a. 代替淡水貯槽を水源 とした可搬型代替注 水大型ポンプによる 送水(海水/海水)	重大事故等対応要員 (給水確保対応)	重大事故等対策要領	1回／年	・代替淡水貯槽水源手順 ・可搬型代替注水大型ポンプ手順	・可搬型代替注水大型ポンプの取 扱い(送水作業)	・可搬型代替注水大型ポンプの取 扱い(送水作業)	8名
1.13.2.1(7)a. 海水を水源と した可搬型代替注水 大型ポンプによる注水	重大事故等対応要員 (給水確保対応)	重大事故等対策要領	1回／年	・海水タンク水源手順 ・可搬型代替注水大型ポンプによる 送水	・海水タンク水源手順 ・可搬型代替注水大型ポンプによる 送水	・可搬型代替注水大型ポンプの取 扱い(送水作業)	8名
1.13.2.1(8)a. 海水を水源とし た可搬型代替注水 大型ポンプによる送水	重大事故等対応要員 (給水確保対応)	重大事故等対策要領	1回／年	・海水源手順 ・可搬型代替注水大型ポンプ手順	・海水源手順 ・可搬型代替注水大型ポンプの取 扱い(送水作業)	・可搬型代替注水大型ポンプの取 扱い(送水作業)	8名

※1：シミュレータ訓練と合せて実施する項目を示す。

※2：教育訓練に適用する手順書及び頻度等は、今後の検討等により変更となる可能性があります。

第1.0.9-4表 重大事故等対策に係る教育訓練（技術的能力と教育訓練の関係）(30/41)

技術的能力評定基準	手順	対象者	社内規程（手順等）	頻度	手順事項目	主な活動内容	操作に必要な人数
1.13 重大事故等の取扱いに 必要となる水の供給 手順等 (続き)	1.13.2.2(1) a. (a) 西側海水貯水槽水設備全 ての可搬型代替注水大型ポンプによ る代替淡水貯槽へ の補給	運転員 重大事故等対応要員 (給水確保対応)	・重大事故等対策要領	1回／年	・可搬型代替注水大型ポンプによる手順	・中央制御室での水位指示監視	1名
	1.13.2(1) a. (b) 重大事故等の取扱いに 必要となる水の供給 手順等 (続き)	運転員 重大事故等対応要員 (給水確保対応)	・重大事故等対策要領	1回／年	・可搬型代替注水大型ポンプによる送水	・可搬型代替注水大型ポンプによる取扱い（送水・監視、搬設、接続）	8名
	1.13.2(1) a. (c) 海上を水源とした可搬 型代替注水大型ポンプ又は可搬 型代替注水大型ポンプによる 代替淡水貯槽への補給	運転員 重大事故等対応要員 (給水確保対応)	・重大事故等対策要領	1回／年	・可搬型代替注水大型ポンプによる手順	・中央制御室での水位指示監視	1名
	1.13.2(2) a. (a) 代替淡水貯槽を水源 とした可搬型代替注 水大型ポンプによる 西側海水貯水設備へ の補給	運転員 重大事故等対応要員 (給水確保対応)	・重大事故等対策要領	1回／年	・可搬型代替注水大型ポンプによる送水	・可搬型代替注水大型ポンプによる取扱い（送水・監視、搬設、接続）	8名
	1.13.2(2) a. (b) 淡水タンクを水源と した可搬型代替注水 大型ポンプによる西 側海水貯水設備への 補給	運転員 重大事故等対応要員 (給水確保対応)	・重大事故等対策要領	1回／年	・可搬型代替注水大型ポンプによる手順	・中央制御室での水位指示監視	1名

※1：シミュレータ訓練と合せて実施する項目を示す。

※2：教育訓練に適用する手順文書や制度等は、今後の検討等により変更となる可能性があります。

第1.0.9-4表 重大事故等対策に係る教育訓練（技術的能力と教育訓練の関係）(31/41)

技術的能力審査基準	手順	対象者	社内規程（手順等）	頻度	手順書項目	主な活動内容	操作に必要な人数
1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等（統き）	1.13.2.2.(2) a (c) 海を水源とした可搬型代替注水大型ポンプによる西側淡水貯水設備への補給	運転員 重大事故等対応要員 (給水確保対応)	・重大事故等対策要領 ・重大事故等対応要員 (給水確保対応)	1回／年	・可搬型代替注水大型ポンプによる手順 ・可搬型代替注水大型ポンプ手順	・中央制御室での水位指示監視 ・可搬型代替注水大型ポンプの取扱い、送水作業 ・ホース取扱い（運搬、敷設、接続）	1名 8名
	1.13.2.3.(1) a 原子炉隔離時冷却系による原子炉圧力容器への注水時の水源の切替え	運転員	・非常時運転手順書 II (微候ベース)	1回／年 ※1	・原子炉隔離時冷却系による原子炉圧力容器への注水時の水源の切替え	・原子炉隔離時冷却系による原子炉圧力容器への注水時の水源の切替え	1名
	1.13.2.3.(1) b 高压炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水時の水源の切替え	運転員	・非常時運転手順書 II (微候ベース)	1回／年 ※1	・高压炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水時の水源の切替え	・高压炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水時の水源の切替え	1名

※1：シミュレータ訓練と合せて実施する項目を示す。

※2：教育訓練に使用する手順書及び頻度等は、今後の検討等により変更となる可能性があります。

第1.0.9-4表 重大事故等対策に係る教育訓練（技術的能力と教育訓練の関係）(32/41)

技術的能力審査基準	手順	対象者	社内規程（手順等）	頻度	手順書項目	主な活動内容	操作に必要な人数
1.14 電源の確保に関する手順等	1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電 及び 1.14.2.2(2) a. 常設直流電源喪失時の直流125V主母線盤 2 A及び2 B受電	運転員	・非常時運転手順書II (微候ベース)	1回/年 ※1	・常設代替交流電源設備の起動、非常用M/ C受電	・常設代替高圧電源装置の起動、非常用M/ C受電操作	1名
		運転員		1回/年	・常設代替交流電源設備による緊急用M/ CからM/C 2 C又は2 D受電	・非常用M/C受電準備及び受電確認	2名
	【常設代替交流電源設備による給電の場合】 1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電等	重大事故等対応要員 (電源確保対応)	・重大事故等対策要領	1回/年 ※1	・常設代替交流電源設備による非常用P/ C受電	・常設代替高圧電源装置の現場操作	2名
	1.14.2.2(2) a. 常設直流電源喪失時の直流125V主母線盤 2 A及び2 B受電	運転員	・非常時運転手順書II (微候ベース)	1回/年 ※1	・緊急時対策室建屋ガススタービン 発電機による非常用P/C 2 D受電	・緊急時対策室建屋ガススタービン 発電機による非常用P/C 2 D受電確認	1名
	【緊急時対策室建屋ガススタービン発電機による給電の場合】	重大事故等対応要員 (電源確保対応)	・重大事故等対策要領	1回/年	・緊急時対策室建屋ガススタービン 発電機による非常用P/C 2 D受電	・緊急時対策室建屋ガススタービン 発電機による非常用P/C 2 D受電準備及び受電操作	2名
					・緊急時対策室建屋ガススタービン 発電機起動手順	・緊急時対策室建屋ガススタービン 発電機の取扱い、給電ケーブルの取扱い、	6名

※1：シミュレータ訓練と合せて実施する項目を示す。

※2：教育訓練に使用する手順書及び頻度等は、今後の検討等により変更となる可能性があります。

第1.0.9-4表 重大事故等対策に係る教育訓練（技術的能力と教育訓練の関係）(33/41)

技術的能力審査基準	手順	対象者	社内規程（手順等）	頻度	手書項目	主な活動内容	操作に必要な人数
1.14 電源の確保に関する手順等 (続き)	1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電及び 1.14.2.2(2) a. 常設直流電源喪失時の直流125V主母線盤 2A及び2B受電 【可搬型代替交流電源設備による給電の場合】	運転員 運転員	・非常時運転手順書II (微候ベース)	1回/年 ※1	・可搬型代替交流電源設備による P/C 2C及び2D受電	・可搬型代替交流電源設備による P/C 2C及び2D受電	P/C 2C及び2D受電確認 1名
				1回/年	・可搬型代替交流電源設備による P/C 2C及び2D受電	・可搬型代替交流電源設備による P/C 2C及び2D受電	P/C 2C及び2D受電確認 2名
	重大事故等対応要員 (電源確保対応)	運転員	・重大事故等対策要領	1回/年 ※1	・可搬型代替低圧電源車起動手順	・可搬型代替低圧電源車の取扱い、 給電ケーブルの取扱い	6名
1.14.2.2(1) a. 所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への給電	運転員 運転員	・非常時運転手順書II (微候ベース)	1回/年	・125VA系及びB系蓄電池による 直流125V主母線盤2A及び2B 受電確認	・125VA系及びB系蓄電池による 直流125V主母線盤2A及び2B 受電確認	・125VA系及びB系蓄電池による 直流125V主母線盤2A及び2B 受電確認	1名
1.14.2.2(1) b. 可搬型代替直流電源設備等による非常用設備への給電	運転員 重大事故等対応要員 (電源確保対応)	・非常時運転手順書II (微候ベース)	1回/年	・可搬型代替直流電源設備による 直流125V主母線盤2A及び2B 受電	・可搬型代替直流電源設備による 直流125V主母線盤2A及び2B 受電	・可搬型代替直流電源設備による 直流125V主母線盤2A及び2B 受電確認	2名
		・重大事故等対策要領	1回/年	・可搬型代替低圧電源車起動手順	・可搬型代替低圧電源車の取扱い、 給電ケーブルの取扱い	・可搬型代替低圧電源車の取扱い、 給電ケーブルの取扱い	6名

※1：シミュレータ訓練と合せて実施する項目を示す。

※2：教育訓練に使用する手順書及び頻度等は、今後の検討により変更となる可能性があります。

第1.0.9-4表 重大事故等対策に係る教育訓練（技術的能力と教育訓練の関係）(34/41)

技術的能力審査基準	手順	対象者	社内規程（手順等）	頻度	手順書項目	主な活動内容	操作に必要な人数
1.14 電源の確保に関する手順等 (続き)	運転員			1回/年 ※1	常設代替交流電源設備起動及び常設代替直流電源設備による緊急用及び非常用M/C受電	常設代替高圧電源装置起動操作及び常設代替直流電源設備による緊急用及び非常用M/C受電	1名
1.14.2.3(1) a. 常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備による代替交換所内電気設備への給電	非常時運転手順書II (微候ベース)	運転員		1回/年	常設代替交流電源設備による緊急用M/CからM/C 2C又は2D受電	常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備による緊急用P/C, MCC受電	2名
1.14.2.3(2) a. 常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電	重大事故等対策要員 (電源確保対応)	運転員	重大事故等対策要員 (電源確保対応)	1回/年 ※1	常設代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給電	常設代替高圧電源装置の現場操作用P/C, MCC受電	6名
1.14.2.3(2) b. 可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電	非常時運転手順書II (微候ベース)	運転員	重大事故等対策要員 (電源確保対応)	1回/年 ※1	常設代替直流電源設備による緊急用直流125V主母線盤受電	常設代替直流電源設備による緊急用直流125V主母線盤受電	1名
	非常時運転手順書II (微候ベース)	運転員		1回/年	常設代替直流電源設備による緊急用直流125V主母線盤受電	常設代替直流電源設備による緊急用直流125V主母線盤自動給電	2名
	非常時運転手順書II (微候ベース)	運転員	重大事故等対策要員 (電源確保対応)	1回/年	可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電	可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電	2名
					可搬型代替低圧電源設備への給電	可搬型代替低圧電源設備への給電	6名

※1：シミュレータ訓練と合せて実施する項目を示す。

※2：教育訓練に使用する手順書及び頻度等は、今後の検討等により変更となる可能性があります。

第1.0.9-4表 重大事故等対策に係る教育訓練（技術的能力と教育訓練の関係）(35/41)

技術的能力審査基準	手順	対象者	社内観察（手順等）	頻度	手順項目	主な活動内容	操作に必要な人数
1.14 電源の確保に関する手順等 (続き)	運転員	・非常時運転手順書II (微候～ース)	1回／年	※1	常設代替交流電源設備起動による緊急用M/C受電 常設代替交流電源設備による緊急用M/CからM/Cへ は2D受電	常設代替交流電源設備による緊急用M/C受電設備及び受電確認	常設代替交流電源設備による緊急用M/C受電
1.14.2.4.(1) a 常設代替交流電源設備による非常用高压母線への給電	運転員	・重大事故等対応要員 (電源確保対応)	1回／年	※1	常設代替交流電源設備による緊急用M/C受電 常設代替交流電源設備による非常用M/GによるM/C は2D受電	常設代替交流電源設備による非常用M/GによるM/C受電操作	常設代替高压電源装置の現場操作 2名
1.14.2.4.(1) b. 高压炉心スプレイ系 ディーゼル発電機による非常用高压母線 への給電	運転員	・非常時運転手順書II (微候～ース)	1回／年	※1	HPG S D/GによるM/C 2C又は2D受電	HPG S D/GによるM/C 2C又は2D受電準備 HPG S D/Gの起動 HPG S D/GによるM/C 2C又は2D受電	HPG S D/GによるM/C 2C又は2D受電準備及び受電確認 1名
1.14.2.4.(1) c. 緊急時対策室建屋ガススタービン による非常用高压母線 への給電	運転員	・非常時運転手順書II (微候～ース)	1回／年	※1	緊急時対策室建屋ガススタービン 発電機によるP/C 2D受電	P/C 2D受電準備 P/C 2D受電	P/C 2D受電準備 1名
1.14.2.4.(1) d. 可搬型代替交流電源設備による非常用低 圧母線への給電	運転員 運転員 重大事故等対応要員 (電源確保対応)	・重大事故等対応要員 (電源確保対応) ・非常時運転手順書II (微候～ース) 重大事故等対応要員 (電源確保対応)	1回／年 1回／年 1回／年	※1 ※1 ※1	緊急時対策室建屋ガススタービン 発電機起動手順 緊急時対策室建屋ガススタービン 発電機によるP/C 2D受電 可搬型代替交流電源設備による P/C 2C及び2D受電 可搬型代替低压電源車起動手順 可搬型代替低压電源車の取扱い	緊急時対策室建屋ガススタービン 発電機の取扱い ・給電ケーブルの取扱い P/C 2C及び2D受電準備 P/C 2C及び2D受電 ・可搬型代替交流電源設備による P/C 2C及び2D受電準備 可搬型代替低压電源車の取扱い ・給電ケーブルの取扱い	緊急時対策室建屋ガススタービン 発電機の取扱い、 ・給電ケーブルの取扱い P/C 2C及び2D受電準備 1名 P/C 2C及び2D受電 2名 可搬型代替低压電源車の取扱い、 ・給電ケーブルの取扱い 6名

※1：シミュレータ訓練と合せて実施する項目を示す。

※2：教育訓練に使用する手順書及び頻度等は、今後の検討等により変更となる可能性があります。

第1.0.9-4表 重大事故等対策に係る教育訓練（技術的能力と教育訓練の関係）(36/41)

技術的能力審査基準	手順	対象者	社内実施（手順等）	手順書項目	主な活動内容	操作に必要な人数
1.14 電源の確保に関する手順等	1.14.2.4(2) a. 所内蓄電池設置機器による直流125V主母線への給電（脱走）	運転員 運転員	・非常時運転手順書II (微候～ベース)	・125VA系及びB系蓄電池による直流125V主母線2A及び2B受電 ・125VA系及びB系蓄電池による直流125V主母線2A及び2B受電 ・直流125V主母線2A及び2B受電 ・直流125V主母線2A及び2B受電	・125VA系及びB系蓄電池による直流125V主母線2A及び2B受電 ・直流125V主母線2A及び2B受電 ・直流125V主母線2A及び2B受電 ・直流125V主母線2A及び2B受電	1名 1名
1.14.2.4(2) b. 高圧手押し式ブレーキ系ディーラル発電機による直流125V主母線への給電	運転員	運転員	・非常時運転手順書II (微候～ベース)	・高圧手押し式ブレーキ系ディーゼル発電機による直流125V主母線への給電 ・高圧手押し式ブレーキ系ディーゼル発電機による直流125V主母線への給電	・M/C HPCS受電前確認、 ・インターロック解除 ・HPCS、D/G起動、M/C ・直流125V主母線受電確認	2名 1名
1.14.2.4(2) c. 可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線への給電	運転員	運転員	・非常時運転手順書II (微候～ベース)	・高圧手押し式ブレーキ系ディーゼル発電機による直流125V主母線への給電 ・可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線への給電	・可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線への給電 ・可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線への給電	2名 2名
1.14.2.5(1) 代替海水による電源供給装置による重大事故等対応要員（供給水保証）	運転員	運転員	・非常時運転手順書II (微候～ベース)	・可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線への給電 ・可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線への給電	・可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線への給電 ・可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線への給電	6名 6名
1.14.2.5(1) 代替海水による電源供給装置による重大事故等対応要員（供給水保証）	運転員	運転員	・非常時運転手順書II (微候～ベース)	・代替海水による新電機能の復旧 ・代替海水による新電機能の復旧	・代替海水による新電機能の復旧 ・代替海水による新電機能の復旧	1名 1名
1.14.2.6(1)a. 可搬型液体用潤滑油タンクから各機器への給油	重大事故等対応要員 (供給水保証)	重大事故等対応要員 (アセスメント 確保対応)	・重大事故等対応要員 1回/年	・可搬型代替注水大型ポンプの取扱い ・代替海水による新電機能の復旧 ・代替海水による新電機能の復旧	・可搬型代替注水大型ポンプの取扱い ・代替海水による新電機能の復旧 ・代替海水による新電機能の復旧	8名 8名
1.14.2.6(1)b. 常設潤滑油タンクから各機器への給油	常設潤滑油タンクから各機器への給油	運転員	・非常時運転手順書II (微候～ベース)	・タンクローリーからの給油手順 ・タンクローリーからの給油手順 ・タンクローリーの取扱い（輸送作業） ・タンクローリーの取扱い（輸送作業） ・タンクローリーからの給油手順 ・常設潤滑油タンクからの給油手順 ・常設潤滑油タンクからの給油手順 ・常設潤滑油タンクからの給油手順	・タンクローリーからの給油手順 ・タンクローリーからの給油手順 ・常設潤滑油タンクからの給油手順 ・常設潤滑油タンクからの給油手順 ・常設潤滑油タンクからの給油手順 ・常設潤滑油タンクからの給油手順	2名 1名

※1：シミュレータ訓練と合せて実施する項目を示す。

※2：教育訓練に使用する手順書及び頻度等は、今後の検討等により変更となる可能性があります。

第1.0.9-4表 重大事故等対策に係る教育訓練（技術的能力と教育訓練の関係）(37/41)

技術的能力審査基準	手順	対象者	社内規程（手順等）	頻度	手順書項目	主な活動内容	操作に必要な人数
1.14 電源の確保に関する手順等 (続き)	1.14.2.7(1) 非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電	運転員	・非常時運転手順書Ⅱ (微候-ベース)	1回／年 ※1	・非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電	・非常用ディーゼル発電機による非常用所内電気設備への給電及び絶電確認操作	1名
1.15 事故時の計装に関する手順等	1.15.2.1(1) 計器の故障	運転員 重大事故等対応要員 (電源確保対応)	・重大事故等対策要領 ・重大事故等対応要員 (電源確保対応)	1回／年 ※1	・計器故障時の手順 ・代替バラメータによる主要バラメータの推定手順	・他チャンネルによる計測 ・代替バラメータによる推定	1名
	1.15.2.1(2).a. 計器の計測範囲(把握 能力)を越えた場合 (代替バラメータによる推定)	運転員 重大事故等対応要員 (電源確保対応)	・重大事故等対策要領 ・重大事故等対応要員 (電源確保対応)	1回／年 ※1	・計器の計測範囲を超えた場合の手順 ・代替バラメータによる主要バラメータの推定手順	・計器の計測範囲を超えた場合の手順 ・代替バラメータによる主要バラメータの推定	1名
	1.15.2.1(2).b. 計器の計測範囲(把握 能力)を越えた場合 (可搬型計測器による バラメータ計測又 は監視)	重大事故等対応要員 (電源確保対応)	・重大事故等対策要領 ・重大事故等対応要員 (電源確保対応)	1回／年	・可搬型計測器によるバラメータ ・可搬型計測器の取扱い、 計測又は監視	・可搬型計測器の取扱い、 計測又は監視	2名
	1.15.2.2(1).d. 計測に必要な電源の 喪失(可搬型計測器に よるバラメータ計測 又は監視)	重大事故等対応要員 (電源確保対応)	・重大事故等対策要領 ・重大事故等対応要員 (電源確保対応)	1回／年	・可搬型計測器によるバラメータ ・可搬型計測器による監視	・可搬型計測器による監視	2名
	1.15.3	重大事故等時のバラ メータを記録する手 順	重大事故等時のバラ メータを記録する手 順	1回／年	・重大事故等時のバラメータを記 録する手順	・重大事故等時のバラメータを記 録する手順 ・代替バラメータの計測結果から 推定したバラメータ値の記録 ・可搬型計測器での計測値の記録	2名

※1：シミュレータ訓練と合せて実施する項目を示す。

※2：教育訓練に使用する手順書及び頻度等は、今後の検討等により変更となる可能性があります。

第1.0.9-4表 重大事故等対策に係る教育訓練（技術的能力と教育訓練の関係）(38/41)

技術的能力審査基準	手順	対象者	社内規程（手順等）	頻度	手順書項目	主な活動内容	操作に必要な人数
1.16	1.16.2.1(1) a. 中央制御室の居住性等に関する手順等 非常用ガス処理系及び再循環系 の運転手順等（交流动力電源が正常な場合）	運転員	・非常時運転手順書Ⅲ (シビアクシデント)	1回／年 ※	・中央制御室換気系起動（閉回路 循環運動） ・非常用ガス処理系及び非常用ガ ス再循環系起動	・中央制御室換気系、非常用ガス 処理系及び非常用ガス再循環系 の起動及び動作状況確認 ・通常建屋換気系の隔離状態確認	2名
1.16.2.1(1) b. 中央制御室換気系、非 常用ガス処理系及び 非常用ガス再循環系 の運転手順等（全交流 動力電源が喪失した 場合）	運転員	・非常時運転手順書Ⅲ (シビアクシデント)	1回／年 ※	・中央制御室換気系起動（閉回路 循環運動） ・非常用ガス処理系及び非常用ガ ス再循環系起動	・中央制御室換気系、非常用ガス 処理系及び動作状況確認 ・通常建屋換気系の隔離状態確認	2名	
1.16.2.1(2) 中央制御室の酸素及 び二酸化炭素の濃度 測定と濃度管理手順	運転員	・非常時運転手順書Ⅲ (シビアクシデント)	1回／年	・中央制御室換気系及び二酸化炭素 測定手順	・中央制御室の酸素及び二酸化炭 素測定	2名	
1.16.2.1(3) 中央制御室の照明を 確保する手順	運転員	・非常時運転手順書Ⅲ (シビアクシデント)	1回／年	・中央制御室用可搬型照明設置手 順	・中央制御室換気系外取入れ運 転	1名	
1.16.2.1(4) 中央制御室待避室の 照明を確保する手順	運転員	・非常時運転手順書Ⅲ (シビアクシデント)	1回／年	・中央制御室待避室用可搬型照明 設置手順	・中央制御室退避室への可搬型照 明設置	1名	
1.16.2.1(5) データ表示装置（待避 室）によるブランコトバ ームの監視手順	運転員	・非常時運転手順書Ⅲ (シビアクシデント)	1回／年	・データ表示装置（退避室）設置 手順	・データ表示装置（退避室）設置	1名	
1.16.2.1(6) 中央制御室待避室の 準備手順	運転員	・非常時運転手順書Ⅲ (シビアクシデント)	1回／年	・中央制御室待避室正圧化	・中央制御室退避室の正圧化	1名	

※1：シミュレータ訓練と合せて実施する項目を示す。

※2：教育訓練に適用する手順書及び頻度等は、今後の検討等により変更となる可能性があります。

第1.0.9-4表 重大事故等対策に係る教育訓練（技術的能力と教育訓練の関係）(39/41)

技術的能力検査基準	手順	対象者	社内規程（手順等）	頻度	手順書項目	主な活動内容	操作に必要な人数
1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等による手順等	1.16.2.1.(7) 中央制御室待避室の機器及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管	運転員	・非常時運転手順書Ⅲ（シビアシデン）	1回／年	・中央制御室待避室機器及び二酸化炭素測定手順 ・中央制御室待避室機器及び二酸化炭素濃度管理手順	・中央制御室の機器及び二酸化炭素測定手順 ・中央制御室待避室機器及び二酸化炭素濃度管理	1名
1.16.2. (8) 電気電話設備（可搬型）による通信連絡手順	運転員	・非常時運転手順書Ⅲ（シビアシデン）	1回／年	・衛星電話設備（可搬型）（送避室） 設置手順	・衛星電話設備（可搬型）（送避室）の設置	1名	
1.16.2. (9) その他の放射線防護措置等に関する手順等	運転員	・非常時運転手順書Ⅲ（シビアシデン）	1回／年	・放射線防護器具用手段	・全面マスクの着用	—	
1.16.2.2.(1) 重大事故等対応要員（放射線測定対応）	運転員	・重大事故等対応要員 （放射線測定対応）	1回／年	・チエンジングエリア設置及び運用手順	・チエンジングエリア設置 ・チエンジングエリア設置	2名	
1.17 計算機測定等に関する手順等	可搬型モニタリング・ゲージ等による放射性物質の濃度の測定及び代替測定	重大事故等対応要員 （放射線測定対応）	・重大事故等対応要員 （放射線測定対応）	1回／年	・可搬型モニタリング・ボスト取扱い ・可搬型モニタリング・ボストの取扱い、 設置手順	2名	
1.17.2.1.(2) 放射能測定車による放射性物質の濃度の測定	重大事故等対応要員 （放射線測定対応）	・重大事故等対応要員 （放射線測定対応）	1回／年	・放射能測定車取扱手順	・放射能測定車の取扱い、 取扱手順	2名	
1.17.2.1.(3) 放射能測定車による放射性物質の濃度の測定	重大事故等対応要員 （放射線測定対応）	・重大事故等対応要員 （放射線測定対応）	1回／年	・可搬型放射能測定装置取扱手順	・可搬型放射能測定装置の取扱い	2名	
1.17.2.1.(4) 可搬型放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定	重大事故等対応要員 （放射線測定対応）	・重大事故等対応要員 （放射線測定対応）	1回／年	・可搬型放射能測定装置取扱手順	・可搬型放射能測定装置の取扱い	2名	
1.17.2.1.(5) a～c. 可搬型放射能測定装置による放射性物質の濃度及び放射線量の測定	重大事故等対応要員 （放射線測定対応）	・重大事故等対応要員 （放射線測定対応）	1回／年	・可搬型放射能測定装置取扱手順	・可搬型放射能測定装置の取扱い	2名	

※1：シミュレータ訓練と合せて実施する手順書及び頻度等は、今後の検討等により変更となる可能性があります。

※2：放射線測定に使用する手順書及び頻度等は、今後の検討等により変更となります。

第1.0.9-4表 重大事故等対策に係る教育訓練（技術的能力と教育訓練の関係）(40/41)

技術的能力審査基準	手順	対象者	社内規程（手順等）	頻度	手順審査項目	主な活動内容	操作に必要な人数
1.17 監視測定等に関する手順等 (継ぎ)	1.17.2.1(5) d. 可搬型放射能測定期装 置等による放射性物 質の濃度及び放射能 量の測定のうち海上 モニタリング	重大事故等対応要員 (放射線測定期定対応)	・重大事故等対策要領	1回／年	・小型船舶取扱手順 ・可搬型放射能測定期装置取扱手順	・小型船舶の取扱い、 ・可搬型放射能測定期装置の取扱い、 ・保護用カバー交換	4名
1.17.2.1(6) モニタリング・ポスト のバッケージラウンド 低減対策	重大事故等対応要員 (電源確保対応)	重大事故等対策要領	1回／年	・モニタリング・ポスト検出器保 護用カバー交換手順	・モニタリング・ポストの検出器	2名	
1.17.2.1(7) 可搬型モニタリング ・ポストのバッケージ ラウンド低減対策	重大事故等対応要員 (放射線測定期定対応)	重大事故等対策要領	1回／年	・可搬型モニタリング・ポスト養 生シート交換手順	・可搬型モニタリング・ポスト養 生シート交換	2名	
1.17.2.1(8) 放射性物質の濃度の 測定時のバッケージ ランダム低減対策	重大事故等対応要員 (放射線測定期定対応)	重大事故等対策要領	1回／年	・可搬型放射能測定期装置取扱手順	・可搬型放射能測定期装置取扱	2名	
1.17.2.2(2) 可搬型気象観測設備 による気象観測項目 の代替測定	重大事故等対応要員 (放射線測定期定対応)	重大事故等対策要領	1回／年	・可搬型気象観測設備取扱手順	・可搬型気象観測設備設置	2名	
1.18 緊急時対策所の居住 性等に関する手順等	1.18.2.1(1) a. 緊急時対策所非常用 換気設備取扱手順	庶務班 班員	重大事故等対策要領	1回／年	・緊急時対策所非常用換気設備起 動手順	・緊急時対策所非常用換気設備起 動	1名
	1.18.2.1(1) b. 緊急時対策所内の酸 素濃度及び二酸化炭 素濃度の測定手順	庶務班 班員	重大事故等対策要領	1回／年	・酸素濃度及び二酸化炭素濃度の 測定手順	・酸素濃度及び二酸化炭素濃度の 測定	1名
	1.18.2.1(2) a. 緊急時対策所エア モニタの設置手順	重大事故等対応要員 (放射線測定期定対応)	重大事故等対策要領	1回／年	・緊急時対策所エアモニタ設置 手順	・緊急時対策所エアモニタ設置	1名

※1：シミュレータ訓練と合せて実施する項目を示す。

※2：教育訓練に使用する手順書及び頻度等は、今後の検討等により変更となる可能性があります。

第1.0.9-4表 重大事故等対策に係る教育訓練（技術的能力と教育訓練の関係）(41/41)

技術的能力審査基準	手順	対象者	社内規程（手順等）	頻度	手順書項目	主な活動内容	操作に必要な人数
1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（統き）	1.18.2.1(3) b. 緊急時対策所での格納容器ベンチを実施する場合の対応の手順	庶務班 班員	・重大事故等対策要領	1回／年	・緊急時対策所加圧操作手順	・緊急時対策所加圧操作	1名
1.18.2.1(3) c. 緊急時対策所加圧設備から緊急時対策所非常用換気設備への切替手順	1.18.2.2(1)	庶務班 班員	・重大事故等対策要領	1回／年	・緊急時対策所加圧設備から緊急時対策所非常用換気設備への切替え手順	・緊急時対策所加圧設備から緊急時対策所非常用換気設備への切替え	1名
S P D Sによるプラントパラメータ等の監視手順	1.18.2.3(1)b. 重大事故等対策要員（放射線測定対応）	情報班 班員	・重大事故等対策要領	1回／年	・S P D S操作手順	・S P D Sデータ表示装置監視	1名
1.18.2.3(1)c. 緊急時対策所非常用換気空調設備の切替え手順	1.18.2.4(1)a. 緊急時対策所用発電機による給電手順	庶務班 班員	・重大事故等対応要領	1回／年	・エンジニアリングエリアの設置及び運用手順	・エンジニアリングエリアの設置	2名
1.18.2.4(2) 緊急時対策所用可搬型代替低圧電源車による給電	重大事故等対応要員（電源確保対応）	・重大事故等対応要領	1回／年	・緊急時対策所非常用換気空調設備の切替え手順	・緊急時対策所非常用換気空調設備の切替え	1名	
				・緊急時対策所用発電機起動手順	・緊急時対策所用発電機起動	1名	
				・可搬型代替低圧電源車起動手順	・可搬型代替低圧電源車の取扱い、給電ケーブルの取扱い、	6名	

※1：シミュレータ訓練と合せて実施する項目を示す。

※2：教育訓練に使用する手順書及び頻度等は、今後の検討等により変更となる可能性があります。